

進路指導のための資料

～キャリア教育の充実に向けて～

第 60 集

大阪府教育庁

はじめに

社会の変化がこれまでにないスピードで進むなか、少子高齢化の進行、グローバル化、デジタル技術や生成 AI の急速な発展など、社会は大きく変わり続けています。

このような時代背景をもとに、文部科学省中央教育審議会教育課程企画特別部会において示された次期学習指導要領の論点整理では、子どもたちが生きる未来がますます予測困難な時代となる中で、しなやかに「自らの人生を舵取りできる力」が不可欠であり、そのような力を備えつつ、デジタル時代に主体的に社会参画する「民主的な社会の作り手」を育成することが喫緊の課題であると指摘されています。そのためには、一人一人の「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばしながら学び全体への動機づけを図る取組みや、当事者意識をもって、自分の意見を形成し多様な他者と対話や合意を図る取組みが必要となります。また多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっている実態に向き合い、多様性を個人や社会の力に変えたとともに、可能性を開花させ、個性が輝く教育の実現をめざすことが大切であるとされています。

これらの方向性をふまえ、私たちはどのような教育をめざすべきか、その答えのひとつに子どもが自ら考え、行動する力を育み、社会参画を果たすうえで必要となる資質能力を育成するキャリア教育があると考えます。

これらを実現させる1つの取組みとして、府教育庁ではこれまで、「2025 年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、地域や社会の課題を解決し、よりよい姿の実現に向けて探究的な学習を展開する「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」を実施してきました。令和8年度からは「わたしたちからはじめる未来へのアクション！～すべてのいのちが輝く社会に～」とテーマを刷新して設定し、取り組んでまいります。このテーマには、地域や社会の課題を自分事として捉え、未来に向けてアイデアを発信する力を育てほしい、そして多様な命、人々が自分らしく生きていける社会をつくってほしいとの願いを込めています。

本資料では、プロジェクトの取組みや、子どもたちが主体的に地域と関わり、学習を深めていく実践事例を紹介しています。「難しいことに挑戦する力」「他者と協働する力」「多様な社会の中で自ら行動する力」等の育成に向け、具体的にどのように取り組んでいけばいいのか、各校での取組みの参考としていただきたいと思います。

子どもたちの将来を見据えた適切な進路指導は、キャリア教育において最も重要な要素です。昨年度、公立高等学校入学者選抜では、オンライン出願システムが本格的に導入されました。また、令和10年度公立高等学校入学者選抜からは、「府立高校アクションプラン」に基づく新たな選抜制度となり、大きな変革時期を迎えます。

令和8年度においては、今後の選抜日程の変更をふまえた年間行事予定の検討等、準備を進めていただく重要な一年になります。また、すべての生徒が主体的に進路選択を行っていくためには、各高校の特色等を含めた、進路に関わる情報を生徒や保護者に適切に届けることが重要です。ぜひ、中学校だけではなく小学校の教職員の皆様とともに本資料を活用し、小中学校での系統的で切れめのないキャリア教育・進路指導を進めていただきたいと思います。

結びに、本資料の作成に携わっていただきました関係の皆様方に、厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

大阪府教育庁市町村教育室小中学校課
課長 宮本 洋介

目 次

1	学習指導要領とキャリア教育	3
2	キャリア教育と進路指導	6
3	小中9年間を見通したキャリア教育	7
4	キャリア教育に活用できる資料一覧	12
5	府内小中学校のキャリア教育実践事例 (小学校) 豊中市立庄内さくら学園 (中学校) 吹田市立南千里中学校	13
6	進路指導の基本的な考え方	21
7	進路指導の取組み例 (年間計画例)	24
8	大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮が必要な児童生徒への情報提供について	26
9	調査書等の書類作成にあたって	29
<資料編>		
1	令和6年度大阪府公立中学校及び義務教育学校卒業者の進路状況(令和7年3月卒業者)	35
2	令和8年度大阪府公立高等学校入学者選抜の概要	36
3	令和8年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校	38
4	令和9年度大阪府公立高等学校入学者選抜の日程	42
5	府立実業系高校における人材育成に向けた取組み	43
6	大阪公立大学工業高等専門学校について	44
7	大阪府立東大阪高等職業技術専門学校(ぎせんこう)について	45
8	知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室、 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校、府立支援学校高等部について	47
9	私立高等学校の一覧(全日制・通信制)	48
10	私立高等学校等の授業料無償化制度について	51
11	令和7年度高等学校等奨学のための給付金制度について(国公立・私立)	56
12	高校等進学のための奨学金等制度について	57
13	特別支援教育就学奨励費制度について(府立支援学校)	59
14	地域若者サポートステーションについて	60
15	公正な採用選考に係る取組みについて	61
16	働くときのルールを知ろう ～あなたを守る労働法～	65
17	統一応募用紙の意義について	73

1 学習指導要領とキャリア教育

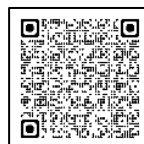
キャリア教育とは何か

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、他者や社会とのかかわりの中でさまざまな役割を担いながら、自分らしい生き方を実現する力を育むことをめざし、現行の学習指導要領において、初めて「キャリア教育」が明記されました。

キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育※」です。言い換えれば、自らの望む職業を考え、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促すための教育的働きかけのことです。

※中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成 23 年）

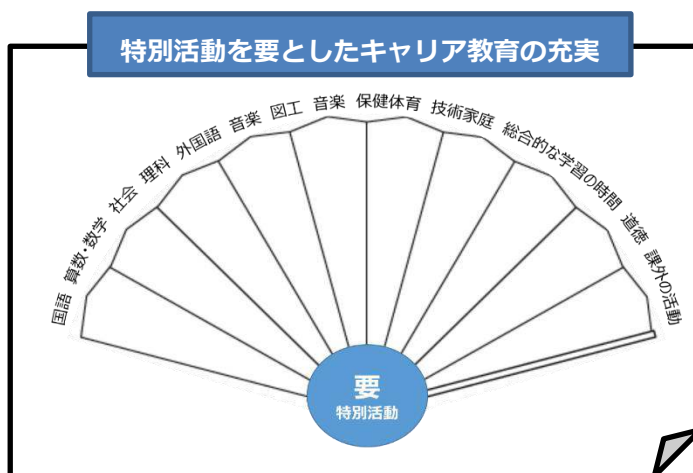
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2011/02/01/1301878_1_1.pdf



「キャリア教育の要」としての特別活動

学習指導要領には、「特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と示され、同解説(中)（特別活動編）には、「**キャリア教育は学校教育全体で行うという前提のもと、これからの学びや生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組をキャリア形成につなげていくための要として、特別活動を位置付けることとなった。**」と示されています。

キャリア教育は特別活動、総合的な学習の時間のみで実施するというのではなく、学校教育全体で行うことが前提とされています。さまざまな教科・領域における学びの中に、キャリア発達の育成につながる要素があります。その散在している要素をまとめ、つなぐことが重要です。



各教科等でのキャリア教育の実践があつてこそその「要」の時間です。「要」である特別活動においては、各教科等の学びと特別活動における学びが往還し、教科等の枠を超えて、キャリア形成につなげるようキャリア・パスポートを活用するなど、自身の変容や成長をふりかえることが大切です。

また、特別活動における学級活動や学校行事は、児童生徒の自主的、実践的な活動であるという特質をふまえ、各教科等で学んだ内容等を実践する機会とできるような指導過程とすることも大切です。

- 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。**【小学校学習指導要領総則】**

- 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。**【中学校学習指導要領総則】**

キャリア教育の具体的な活動

キャリア教育は、児童生徒が、今学んでいることと将来の生活や社会、職業などとのつながりを考える学習であることから、小学校では、職場見学や職業講話、中学校では、職場体験活動や職業講話などの機会の確保が効果的です。ICT 機器の活用も含めて様々な方法を工夫しながら、幅広い地域住民等（専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働していくことが求められます。

さらに、キャリア教育を進めるにあたり、家庭・保護者との共通理解のもと、将来、児童生徒が自らの望む職業を考え、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要です。

キャリア教育を実施するうえでの留意点

キャリア教育は、教育活動全体を通じ、基礎的・汎用的能力を育むものであることから、例えば、小学校においては、将来の夢をえがくことばかりに力点が置かれたり、中学校においては職場体験活動や例年実施している行事等といった固定的な活動だけに終わったりすることのないようにすることが大切です。また、特別活動を要として取組みを進めるにあたっては、キャリア教育の趣旨や学級活動全体の目標に照らして、書いたり蓄積したりする活動に偏重した内容の取扱いにならないようにすることも大切です。

キャリア教育取組み例

キャリア教育の一例として、実社会と触れる「わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト」を紹介します。この取組みは、「持続可能な社会の創り手として主体的に社会に参画していく力を育成する。」ことをねらいとしており、子どもたちがSDGsについて学んだり、学んだことを自分と結びつけて、生き方を考えたりする探究的な学習展開となっています。

具体的な学習活動では、社会課題の解決やSDGsの実現という簡単には答えの出ない問いについて、グループで話し合ったり、アイデアミーティングで企業等からアドバイスをもらったりする等、他者と協働しながら探究的な学習に取り組めます。この取組みを通して、「自分たちにも社会を変えられる」「なかまと協力しながら話し合い、アイデアを作り上げる楽しさ」などが実感できるものです。また、成果発表の場である「SDGs ジュニアフォーラム」では誰1人取り残さないという観点から質問を投げかけたり、質問に対し、仲間と協力しながら回答したりと、普段の人権教育等の積み重ねが子どもたちの言動に現れる姿も見られています。

本取組みは、キャリア教育の取組みとしてだけではなく、学力向上につながる教科等横断的な学習、人権教育につながる協働的な学習、社会参画力の育成など、いろいろな成果が期待できる取組みです。また、カリキュラム・マネジメントの観点から、児童生徒、地域、学校の実態に応じたものとなっているのかを確認し、目標や計画、取組み内容の改善につなげることもできるものです。

キャリア教育でどのような学習をすすめるとういのか悩んでおられる場合は、ぜひ「わくどき」を積極的にご活用ください。



参考ページ

わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/wakudoki/index.html>



2 キャリア教育と進路指導

キャリア教育と進路指導は「一体」

キャリア教育は、就学前段階から小・中・高等学校、大学等を貫いて実践されるものです。一方、進路指導は、理念・概念やねらいにおいて「生き方の指導」という意味でキャリア教育と同じものと言えますが、中学校・高等学校に限定される教育活動です。

進路指導は、以下の中学校学習指導要領や大阪府教育委員会キャリア教育指針にも示されているように、入学試験や就職試験への合格をめざした、いわゆる「出口指導」だけではなく、「キャリア教育の充実を図る中で進められるべきもの」であり、「キャリア教育において最も重要な要素」です。各学校においては、キャリア教育の正しい理解に基づき、子どもたちの将来を見据えた進路指導が期待されています。

◆「学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を」

「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」

中学校学習指導要領総則（平成 29 年 3 月公示）

◆「進路指導は、キャリア教育において最も重要な要素」

「子どもたちの将来を見すえた適切な進路指導は、キャリア教育において最も重要な要素である。進路指導は、進学先や就職先の選定・紹介や合格可能性をよりどころにした指導ではなく、子どもたちの生き方にかかわる組織的・継続的な指導・援助活動である。」

進路指導の取組みを進めるにあたっては、教職員全体が進路指導についての理解・認識を共有するとともに、進路ガイダンス機能を充実することにより、子どもたち一人ひとりに将来の生き方を考えさせ、それに向けた進路の適切な選択・決定に関する支援を行うなど、現在の学習への意義付けを促すことが必要である。

進路指導の取組みが学校の教育活動全体で行えるよう、小・中・高等学校の各段階における基本的・総合的な指導計画を策定する必要があるが、その際、学校内だけでなく、校種間の連携を進めることが重要である。特に、進路指導の中心となる特別活動の学級活動（ホームルーム活動）においては、指導目標を明確にした上で、どの時期にどのような内容で指導するかを十分検討し、指導計画を策定する必要がある。」

大阪府教育委員会キャリア教育指針「キャリア教育を推進するために」（平成 17 年）

3 小中9年間を見通したキャリア教育

1. キャリア教育でつきたい力

国が示すキャリア教育で育む力（4つの「基礎的・汎用的能力」）をふまえ、大阪府では、5つの「つきたい力」を示しています。

「基礎的・汎用的能力」

人間関係形成・社会形成能力

（例）他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等

課題対応能力

（例）情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追求、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等

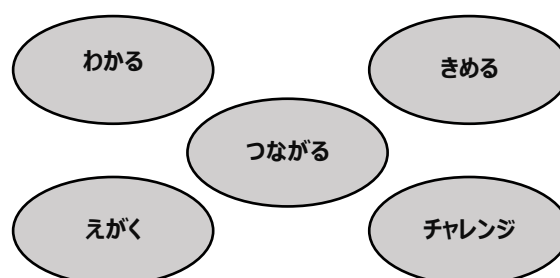
自己理解・自己管理能力

（例）自己の役割の理解、前向きに考える力、忍耐力、自己の動機付け、ストレスマネジメント、主体的行動等

キャリアプランニング能力

（例）学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等

大阪府の5つの「つきたい力」



2. キャリア教育として「つきたい力」の系統性

5つの「つきたい力」の系統性の例を、学年ごとに整理しました。
あくまでも、ここに示しているものは、例であり、各学校・各中学校区において、日々接している子どもたちの実情に応じて、設定することが大切です。

	小 学 校			中 学 校
	就学前～低学年	中学年	高学年・中学1年生	中学2～3年生
つながる	自分のよさをみつける。	自分のよさをみつける。	自分のよさをみつける。	自分のよさをみつける。
	友だちとたくさん話をする。	友だちの話を聞き、自分の気持ちを伝える。	相手の考えや気持ちを理解し、自分のそれを、分かりやすく伝える。	相手の意見を尊重し、自分の考えや気持ちを工夫しながら伝える。
わかる	分からないことは、先生や友だちに質問する。	分からないことや調べたいことがあるとき、先生や友だちに質問したり、自分で調べたりする。	分からないことや知りたいことがあるとき、誰かに質問したり、自分で資料や情報を集めたりして、自分が納得する答えを見つける。	分からないことや知りたいことがあるとき、誰かに質問したり、自分で資料等の情報収集を行ったりして、周りも納得できる答えを見つける。
きめる	自分の気持ちを知る。	自分の考えを持つ。	いくつかの情報を総合的に判断して、自分の考えを持つ。	多様な進路の中から、自分に適した進路を選択する。
えがく	好きなことや、やりたいことを見つける。	やってみたいことや目標を見つける。	目標を立て、実現するための方法を考え、計画する。	自分の将来の夢や目標を立て、実現するための方法を考え、計画する。
チャレンジ	やりたいことに取り組む。	好きでないことにも取り組む。	好きでないことや苦手なことにも、進んで取り組む。	失敗してもあきらめず、困難なことにも挑戦する。

3. カリキュラム・マネジメントとキャリア教育全体指導計画「Plan」

“うちの子たち”に「つきたい力」を明確にする

キャリア教育の全体指導計画を作成するにあたり、前頁に記したつきたい力などを参考に、今在籍している子どもたち、すなわち“うちの子たち”にとっての課題は何かを丁寧に分析し、その解決に向けて必要な資質・能力を明確にすることが不可欠です。

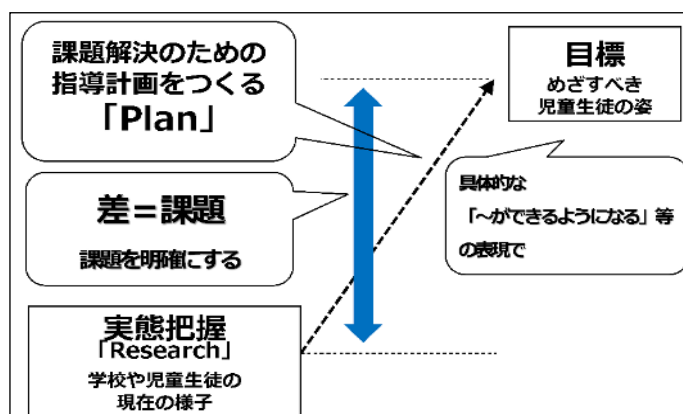
実態把握「Research」

「つきたい力」を明確にし、PDCA サイクルを機能させ、具体的な取組みを計画するためには、まず実態をつかむ「Research」が大切です。新しくアンケートの実施を検討する前に、これまで実施しているアンケートや調査等を活用できないか確認し、その回答

状況から、実情を把握しましょう。その際、キャリア教育として何か特別に項目を追加して設定する必要があるか慎重に検討しましょう。学力向上や生徒指導、人権教育等、それぞれの学校において大切にされてきた指標などから横断的に分析を行うことが大切です。また、定量的な評価だけでなくキャリア・パスポートの記述等、定性的な評価も見取りながら丁寧に現在の学校の課題を洗い出しましょう。

実態把握による児童生徒の現状をスタートラインとし、卒業時点で、「地域や社会の課題を解決するため、主体的に行動することができる」等、「できるようになってほしい」行動等を具体的に示し、目標「めざすべき児童生徒の姿」として設定します。

そして各学年で、どの力をどの程度まで育むのかを設定し、全教職員で意識することが大切です。



キャリア教育全体指導計画の作成

全体指導計画とは、「めざす子ども像」と「つきたい力」の実現に向けて、児童生徒の発達段階ごとに、どのような目標でどのような取組みを行うのかをまとめた計画です。その作成にあたっては、「PDCA サイクル」を機能させることに留意する必要があります。

キャリア教育を効果的に進めるためには、地域（中学校区等）の教職員が連携して、全体指導計画を作ることが大切です。

学年ごとの詳細な計画を立てる際には、適切な実施時期の検討や必要に応じて教科の単元配列を組み替えるなど教科横断的な観点を取り入れることも大切です。また、カリキュラム・マネジメントの観点で整理されたカリキュラム表などを活用すると、教科等との関連が可視化され、つきたい力をより意識づけることができます。

全体指導計画では、学年のつながりやつきたい力の系統性等を意識することや、地域資源等を活用しながら効果的に組み合わせることも必要です。

参考：小中学校課作成「カリキュラム・マネジメントの手引き」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/r0102karimane/index.html>



キャリア教育推進組織・体制づくり

キャリア教育を効果的に進めるために、各校でキャリア教育の担当者を決め、体制や役割を明確にすることが重要です。キャリア教育担当者は、それぞれの校務分掌における取組みがキャリア教育全体計画に照らして学校全体でつながっているか俯瞰的に見つめることが大切です。

中学校区内の各校のキャリア教育担当者が集まってキャリア教育を推進する体制ができると、地域が一体となってキャリア教育を進めることができます。

4. キャリア教育の実践「Do」

目標と現状の差から「すべきこと」を見出し、取り組みます。P6 に示した、キャリア教育でつきたい力「基礎的・汎用的能力」を見ると、学校における様々な学習活動において育まれる力とリンクしていることが分かります。普段の学習活動からキャリア教育でつきたい力を意識しながら取組みを進めることが重要です。また、中心となる一つの取組みだけでなく、様々な教科や学習活動を関連させて「つきたい力」を育みます。その際、様々な学習活動に優先順位をつけ、指導者が単元を焦点化し、意図的にキャリア教育とつなぐような、体系的、系統的な指導とすることが大切です。

5. キャリア教育の実践の効果検証「Check」

効果検証、何でいつ行う??

効果検証の時期や方法は、例えば、取組みの都度に行われる振り返りを活用し、実施した取組みが有効なものとなっているか確認したり、学期ごとにキャリア・パスポートを活用したりすることが考えられます。また、実態把握の際に活用した指標等を活用し、年間を通した効果検証を行うことも考えられます。

効果検証の際は、キャリア教育担当者だけでなく、様々な校務分掌の代表者等を交えて行うことで横断的に検証を行うことができます。

大阪府版キャリア・パスポート

キャリア・パスポートは各学校や学級において、創意工夫を生かした形での活用が可能です。その参考となるよう府教育庁は大阪府版キャリア・パスポートを作成しています。大阪府版キャリア・パスポートのふりかえり項目では、「つきたい力」がついたかどうかを自己評価し、自分の成長を可視化できるようになっています。取組み後の「ふりかえりカード」では、取組みが「つきたい力」につながっているのか、児童生徒にどのような変容が見られたのかを見取り、取組みの評価、見直しにつなげることができます。

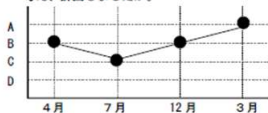
【大阪府版キャリア・パスポート】より

「ふりかえり項目」

◎ 1年間のわたしのうつりかわりを見てみましょう。

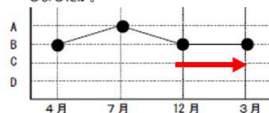
ふりかえり		4月	7月	12月	3月
		あてはまるところに、○をつけましょう。			
①自分のよさを見つけれ ましたか。	そう思う				○
	少し思う		○		
	あまりそう思わない	○			
	そう思わない				
②友だちの話を聞き、自分の気持ち をつたええましたか。	そう思う		○		
	少し思う	○			○
	あまりそう思わない			○	
	そう思わない				

⑤自分の将来の夢や目標を立て、実現するための方法を
考え、計画しましたか。



※A「そう思う」 B「少し思う」 C「あまりそう思わない」 D「そう思わない」

⑥失敗してもあきらめず、困難なことにも挑戦
しましたか。



「ふりかえりカード」

「〇〇〇〇」ふりかえりカード（4年生）

うれしかったこと、楽しかったこと、気づいたことなどを
書きましょう。

年 組
名前

記入日 年 月 日

（先生から）

※大阪府版キャリア・パスポートはあくまで一例です。中学校区や学校の現状等に合わせてカスタマイズして活用してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyaria/index.html>



取組みの評価・目標の達成度の見取り「Check」

各学年で実施したキャリア教育の取組みについて、キャリア・パスポートの記載内容等から、子どもの変容を把握し、子どもの発達段階に応じた取組みになっていたかを検証しましょう。また、次の学年への接続を意識した取組みになっていたかなど、学校全体で取組みの評価や目標の達成度を見取った上で、次に予定している取組みの改善を図りましょう。

「目標」を達成できたか、「つきたい力」がついたかどうかなど、取組みの評価や子どもの変容を見取るためには、「アンケート」等の実施が有効です。

アンケートの実施により、できる評価は、「アウトプット評価」と「アウトカム評価」の2つがあります。

アウトプット評価

「何をどれほどやったか」という評価

→全体指導計画に基づき、「取組み」をやったかどうかを評価するもの。

アウトカム評価

「どのような成果を挙げたか」という評価

→「つきたい力」が身についたかどうかを評価するもの。

「目標」は、取組みの評価や子どもの変容を見取る「アウトカム評価」ができるものとして具体的に設定する必要があります。

6. キャリア教育全体指導計画の検証と見直し「Action」

中学校区でキャリア教育の共有の場をつくる

キャリア教育に特化して会議の場を持つことができればよいですが、そのような時間とすることが難しいのが実情です。しかし、学力向上や生徒指導、人権教育などをテーマに、中学校区の教職員が集まり、小中連携の観点で協議する機会というのはどこの学校でも持たれているのではないのでしょうか。

その際、子どもたちが書いたキャリア・パスポートや実態把握の際に活用した各種指標の結果等を交流し、中学校区のめざす子ども像や設定した目標に対してどの程度達成されてい

るのかを話し合うことで、キャリア教育の観点からも様々な取組みについての成果や課題が見えてくると考えます。ぜひ、取組みを通して見られた子どもの変容等を話し合い、各校における取組みの成果や課題を全体で共有し、キャリア教育全体指導計画をはじめ、各種計画を見直してみてください。

取組みの見直し・改善

各学校の検証をもとに、中学校区のキャリア教育全体指導計画で示した「つきたい力」や「ねらい」、年間の取組みについて見直し、改善につなげることが大切です。

「つきたい力」を見直す際には、キャリア教育として「つきたい力」の系統性（P6を参考）などを活用して、中学校区の実情や発達段階に応じて設定しましょう。

見直した全体指導計画は、必ず学校の年間計画に反映し、すべての教職員で共有しましょう。

7. キャリア・パスポートの引継ぎ

キャリア・パスポートの引継ぎについては、「学年間の引き継ぎは、原則、教師間で行う」「校種間の引き継ぎは、原則、児童生徒を通じて行う」こととなっています。

引継ぎにおけるキャリア・パスポートの効果的な活用として、年度末の学年間の引継ぎで記載内容を教職員間で共有し、子ども理解に役立っているという事例や、校種間のキャリア教育担当者間で新中学1年生の引継ぎ会議を実施し、キャリア・パスポートを活用して情報共有しているという事例があります。また、高校等進学先で、中学校時のキャリア・パスポートを見ながら、中学校生活を振り返り、高校のキャリア・パスポートにまとめ直すという事例もあります。児童生徒の学びを深めるため、キャリア・パスポートを有効活用しましょう。

【中学校卒業後の取り扱いについて】

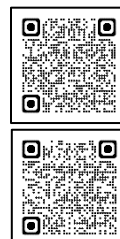
中学校卒業後の活用に向けて、一人ひとりの中学校卒業時までの活動が記録・蓄積されたキャリア・パスポートは、高校等進学先から指示があるまで大切に保管するよう生徒に伝えて返すなど、確実な引継ぎができる工夫をすることが大切です。

※参考資料：国立教育政策研究所「キャリア教育リーフレットシリーズ特別編」【キャリア・パスポート特別編1～10号】

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09_shido.html

※参考資料：文部科学省初等中等教育局児童生徒課「キャリア・パスポート」に関するQ&Aについて（令和4年3月改訂）

https://www.mext.go.jp/content/20220314-mxt_jidou01-000007080_1.pdf



8. キャリア教育は、学校の教育活動を俯瞰的に見つめなおす鍵

キャリア教育は学校で行われるすべての教育活動を通して行っていくものです。

各学校では、教科研究部や生活指導部（生徒指導部）、人権教育部など校務分掌の組織が設けられ、各部会ではそれぞれの分掌の役割に沿って、各校における課題解決に向けた話し合いや情報共有が行われています。

キャリア教育の観点で、各学校における様々な取組みが点で終わらず面として機能しているか俯瞰的に見つめなおしてみることで、子どもたちのよりよい成長につながるのではないのでしょうか。

4 キャリア教育に活用できる資料一覧

学校教育活動の中で、キャリア教育の取組みが子どもたちの現状にあった充実したものにしていくために、文部科学省、国立教育政策研究所や大阪府教育庁では、さまざまな資料を作成しています。

文部科学省

● 小学校キャリア教育の手引き（2022年3月）	
● 中学校・高等学校キャリア教育の手引き（2023年5月）	
● 文部科学省研修用動画（「YouTube」文部科学省動画チャンネルへリンク）	
● 研修用動画に関する資料	

大阪府

大阪府のキャリア教育について解説。取組み事例も掲載。 キャリア教育の進め方 サポートブック ● はじめに・もくじ（表紙～P2） ● キャリア教育の背景、大阪府のキャリア教育など（P3～P8） ● 推進体制づくり、全体指導計画の作成 など（P9～P18） ● 参考資料（P19～裏表紙）	   
キャリア教育の充実に向け、各校における「中心取組み」のすすめ方等を解説 ● 「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」 ● 「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」	 

国立教育政策研究所

進路指導・キャリア教育の更なる充実のための実践に役立つ資料 キャリア・パスポートの活用事例など ● https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/div09_shido.html	
--	---

「庄内さくら学園独自カリキュラムの取組み」

～ キャリア教育「キッチンカープロジェクト」を通して社会を学ぶ ～

豊中市立庄内さくら学園

【本校の児童生徒の現状と課題】

本校は、3つの小学校と2つの中学校を統合し、令和5年度（2023年度）に開校した、豊中市初の施設一体型義務教育学校である。令和8年（2026年）1月現在の児童生徒数は1,152名で、開校以来、毎年増加傾向である。豊中市南部の庄内に位置し、校区内の阪急庄内駅周辺には商店街や市場があり、その外側には住宅地が広がっている。

学校は旧庄内小学校と第六中学校跡地を活用して建てられ、同一敷地内に出張所や図書館、公民館などを備える「庄内コラボセンター」が併設されている。両施設



の外観は統一され、2階の渡り廊下でつながっている。両施設の間は、「あいさつロード」と呼ばれ、市民からも親し

まれている。新施設の整備に伴い地域が活性化し、住宅の建て替えや新たな住居の増加も進んでいる。

本校の教育目標は「自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる子どもを育てる」である。100名を超える教職員が、自己肯定感や挑戦意欲の向上、学習習慣の定着を図る取組みを進めている。小中一貫教育の効果を高めるために4-3-2の3ステージ制を導入し、5年生から50分授業・標準服・定期テストを取り入れて後期課程へのスムーズな接続を図っている。

総合的な学習の時間では、独自カリキュラム「SDG（庄内・だいすき・げんき）プログラム」を展開し、大学や専門家と連携してコミュニケーション、キャリア教育、地域学習を進めている。大阪音楽大学の教授や学生によるミュージカル指導や映像制作の授業、劇作家や劇団員による演劇ワークショップ等を通して、多様な学びを推進している。後ほど紹介する「キッチンカープロジェクト」もそのプログラムの一つで、開校当初から続く本校の特色ある活動である。



のプログラムの一つで、開校当初から続く本校の特色ある活動である。

【めざす子ども像】

- ・社会のルールや規律を大切にし、誰もが安心できるつながりを大切にする子ども
- ・自分の良さに気づくとともに、互いを認め合い行動できる豊かな人権感覚をもった子ども
- ・自ら進んで学び、主体的に考え、判断し、自分を表現できる子ども
- ・様々な人との出会いを大切に多様な生き方を学び、自らの生き方を見つめる子ども
- ・規則正しい生活習慣を身につけ、社会生活に必要な健康やかな体をつくろうとする子ども
- ・自らの将来に希望をもって自らの生き方・働き方（キャリア）をつくろうとする子ども

【SDGプログラムで本校の子どもたちにつけたい力】

本校では、前述のとおり、教科教育とともに“SDGプログラム”と名付けた独自カリキュラムを9年間にわたり系統的に企画・実施している。

開校前から校区の子どもたちの課題や生活実態をふまえ、子どもたちが主体的に自らの生き方や働き方を創るための力を育む方策について検討を重ねてきた。

そして、ねらいや子どもたちにつけたい力を以下の3つの領域に整理し、軸となるプログラムを中心に実践を展開している。

	ねらい・つけたい力
自分と他者	●自己表現力、コミュニケーション力、対話力、自他の違いを認め合う力といった自分を豊かに育てる力 ●他者との違いを肯定的に受け止め、対等で公正な態度や行動力につながる人権感覚
地域	●安心で安全な居場所、仲間や他者（地域を含めた多様な大人を含む）との温かい人間関係 ●上記の環境や関係の中で育まれる自己肯定感 ●地域や社会への信頼や期待、そして希望
キャリア・生き方	●自分を見つめ、様々な生き方のモデルに出会うことで育まれる将来展望やそこに向かうために必要な確かな学力と探究スキル ●自らの働き方や生き方を考えるための様々な経験を保障するキャリア学習

「自分と他者」の学習では、第1ステージ（1～4年生）は音楽表現やきもちワークショップ、第2ステージ以降（5～9年生）は、哲学対話や演劇ワークショップ

などに取り組む。音楽表現から徐々に対話や抽象的な議論、そして論理的思考へと深めていく。他者との関係の中で自分を表現することの心地よさや互いの良さを認め合い、協働することの喜びを実感することで自己肯定感を高め、他者と協働する力をつけることをねらいとしている。

「地域」学習では、主に社会科の地域学習に重ねた取り組みと地域の人々との出会いや交流の場を創っている。低学年での校区たんけんやまちたんけん、3年生の公共施設やまちを支える警察署や消防署の見学、4年生で学ぶ環境問題や地域防災の取り組みへとつなげている。地域社会で自分たちの暮らしを守る人々との出会いから、そうした人々への感謝とこれからのまちづくりに必要な仕事についても学ぶ機会となり、これらの学びが「キャリア・生き方」の学習ともつながっている。

「キャリア・生き方」の学習では、地域学習と重ねつつ、地域の資源や人材を最大限に活用し、個々の子どもたちのキャリア形成に向け、「家族や育児」や「仕事や働くこと」についての学びの機会を設定している。低学年では、子育て支援センター「ほっぺ」や保健センターから子育てや保育について聴き取り学習を実施し、7年生の保育体験学習での実践につなげ、地域の縦のネットワーク（多世代の交流）について学ぶ機会にしている。また、低学年での「まちたんけん」での地域の方との出会い、5年生での地域CMづくりや地域の企業の方からプロの仕事を学ぶ学習、6年生での地域の起業家からの聴き取り学習とキッチンカープロジェクトの学習が、8年生の職場体験学習へとつながるようにしている。

【キャリア教育の取り組みにおける教職員の思い】

私たちがめざすキャリア教育は、子どもたち一人ひとりが自己実現へと向かう道筋を見つめられるよう支援することである。子どもたちが自らを見つめ、学び、他者とつながりながら、自分らしい生き方・働き方を創り出そうとする意欲や態度を育むことが重要だと考えている。そのうえで、自分自身の良さをどのように生かして社会に関わり、参画していくのかを考える力を育てたい。

こうした意欲を育むためには、多様な「出会い」と「経験」を重ねる中で、子どもたちが自分の中にある様々な可能性に気付く機会を設定することが不可欠である。その機会の積み重ねによって、自分に自信をもち、新しい世界に挑戦しようとする姿勢が育まれていく。私たちは、そのような学びの場を継続的に創り出してい

たいと考えている。

【6年生「キッチンカープロジェクト」取り組み概要】

6年生は、社会に関わる貴重な経験となる8年生の職場体験学習の準備として、仲間とともに社会のニーズを探り、自分たちが社会に対してできることは何か、どんなニーズをとらえ、学んできた知恵や知識をどのように活用するのかに向けた「キッチンカープロジェクト」に挑戦した。

◎ねらい

- ・地域で働く人々との出会いを通して、仕事の苦勞ややりがい、働くことの楽しさを聴き取る。
- ・庄内で働いてきたことや、まちに対する愛着や願いを聴き取る。
- ・社会の中で「働くこと」「大人になって生きていくこと」について考え、自分自身がこれからすべきことについて考える。

◎第1部 職業講話「社会で働くプロの話聴こう」



6月に地域で起業している8名の方を講師として招き、起業に至った経緯や地域への思いについて聴き取り学

習を行った。各クラスの子どもたちが4グループに分かれ、それぞれの講師から聴き取りしたことを他のグループとも共有した。工務店、製造業、フットケアサロン、助産院、スポーツ教室など、多様な職種の方々による講話を通して、働くことの意義等について理解を深める機会となった。

子どもたちは、実際にかんながけを体験したり、新生児の人形を抱かせてもらったりと、普段はできない体験ができた。また、多様な職種の方々による講話を聴いたり、「もともと異なる夢を持ちながらも、さまざまな機会や出会いを通して『後悔したくない』『自分らしい働き方をしたい』という思いから起業にふみ切った」という講師の話聴いたりすることで、子どもたちも「働くこと」や「生き方」について真剣に考えている様子だった。

◎第2部「キッチンカープロジェクト」

①キッチンカー事業者との出会い（7月）

各クラスに1台ずつ協力いただくキッチンカーの事業者を決定した。当日は、事業者の方から商売の仕組みやキッチンカーの特徴について説明を受け、助言をふ

まえて実際に販売するメニューの検討・考案を進めた。販売日に向けて、クラスと事業者の方が連携して取り組



むことを改めて共有する機会となった。

この出会いを通して、どのクラスの子どもたちも自分たちの担当のキッチンカー事業者の方の人柄や仕事への思いに触れ、関わるほどに事業者の方のことが大好きになっていった。そして、「自分たちの考えたメニューを本当にお客さんに届けたい」「売り上げに貢献したい」という意欲と、販売日に向けた緊張感やわくわくが一段と高まっていく姿が見られた。

②メニューの考案（夏休み前）



事業者の方から料理の得意分野や経験を教えていただき、それを参考にしながら、子どもたちは班ごとにオリジナルメニューを考えていった。材料や作り方はイ

ンターネットで調べるだけでなく、栄養教諭や家庭科専科の先生に質問したり、家族に相談したりと、多様な方法で情報を集めていた。それらを班に持ち寄り、意見を出し合う姿があちこちで見られた。

中には夏休み中に自宅で試作を行い、改良点を話し合う班もあった。盛り付けやネーミングにもこだわり、自分たちや学校の特色をどう表現するかを、料理を通して真剣に考える子どもたちの姿が印象的だった。

話し合いを重ねる中で、普段はあまり発言しない子どもたちが自分の意見を積極的に伝えられるようになったり、学習に前向きになりにくい子どもたちが意欲的に取り組んだりする姿も見られた。

③考案したメニューをプレゼン（9月）

各クラスのキッチンカー事業者の方に向けて、班ごとに考案したメニューのプレゼンを行った。子どもたちは、推しポイントや特徴を分かりやすく伝え、採用してもらえるよう一生懸命に発表していた。

ふり返しシートには、「すごく緊張した」「もっと上手にできたと思う」などの反省がある一方で、「友だちとの関わり方が変わった」というアンケート項目では、「すごくそう思う」「そう思う」という回答が多く、「班で協力して考えられた」とふり返る子どもたちもいた。

これまでの準備を通して、協力の大切さを実感した様子がよく伝わってきた。

班で話し合いを重ね、資料づくりや練習



に取り組む過程は、子どもたち自身が関わり方を見直すきっかけとなったようだ。メニューづくりだけでなく、人間関係の成長にもつながったことが印象的だった。

④チラシ作成とチラシ講座

～グラフィックデザイナーとの出会い～（10月）

販売宣伝用チラシについて学ぶため、地域で活躍するグラフィックデザイナーの方を講師にお招きし、内容を効果的に伝えるためのチラシの作り方を教えて



ていただいた。普段は何気なく目にしているチラシにも多くの工夫があることを知り、子どもたちは初めて触れる知識にわくわくしていた。また、事前に自分たちで作成したチラシについても助言をいただき、そのアドバイスをもとに改善作業に取り組んだ。

⑤試食～メニュー決定～（11月）



自分たちが考えたメニューを事業者の方々が実際に作ってください、子どもたちは試食をさせてもらった。食べてみる中で「ベーコンを1

枚減らしたい」「値段をもう少し下げられないか」「チョコソースはあった方がいい」「ケチャップも追加したい」など意見が出て、班ごとに話し合った内容をその場で事業者の方に相談し、最終的なメニューを決定した。また、販売日当日の役割分担についても話し合い、1か月後の本番に向けて最終的な調整を行った。

⑥宣伝広報活動～チラシ配布～（12月）

自分たちで作成したチラシを、どこで配るのが効果的かを話し合い、駅前や商店街、スーパー、市場の前などに分かれて宣伝活動を行った。初めは声をかけられなかったり、受け取ってもらえなかったりと苦戦していたが、次第にコツをつかみ、道行く人に積極的に声



をかける姿が見られた。1人では恥ずかしかった子どもたちも、友だちの力を借りて配ることができた。

活動後のふり返りでは、友だちの頑張りや優しさに気付いたことに加え、「庄内のまち」のあたたかさを感じたという声も多く見られた。

⑦販売活動（12月）

待ちに待った販売活動当日。子どもたちは初めてのお金の受け渡しや接客、キッチンでの作業、商品の受け渡しなど、これまで準備してきた活動に次々と挑戦した。最初は宣伝活動のときと同じように緊張した様子



も見られたが、役割に慣れるにつれて表情も柔らかくなり、楽しさを感じながら働く姿が見られるようになった。

ふり返りには、「初めは緊張してうまくできなかったけれど、お客さんが優しく聞いてくれたので落ち着いてできるようになった」のような感想が多かった。長時間働く大変さを感じながらも、同時にやりがいや達成感を感じられたことがうかがえる。

また、お客様アンケートから、「手書きのメッセージにあたたかい気持ちになりました」「寒い中、大きな声で呼び込みをされていて素敵でした」「商品を渡すときに元気な声と笑顔で対応してくれてよかったです」「寒い中がんばっていてえらいなと思いました。私も仕事をがんばろうと思いました」など、子どもたちへの励ましの言葉がたくさん届いた。こうした声に触れ、子どもたちは自分たちの取組みが誰かの気持ちを動かすことを実感し、達成感や自己肯定感をさらに深めることができた。

販売活動は単に商品のやりとりをするだけでなく、人と関わりながら働くことの難しさや楽しさを学ぶ貴重な機会となった。子どもたちにとって、この日の経験は“働く”ということの意味を実感する重要な学びにつながる機会となった。

⑧ふり返り（12月）

キッチンカー事業者の一人は、「メニューを実現させるために何度ダメ出しされても、相手のニーズに合わせて改良を重ねる姿勢が嬉しかった」と話して下さった。子どもたちの粘り強い取組みが、事業者の方にも伝わっていたようだ。また、子どもたちにとっては、地域の人から、チラシ配りの時に「がんばってるね」や販売当日に「おいしかった」と声をかけてもらえたことが、何よりの報酬となった。自分たちの活動が地域に喜ばれる経験は、大きな励みとなった。

これらの取組みを通して、子どもたちは自分の良さをどう生かし、社会にどのように関わり、参画していくのかを考える機会を得た。多様な「出会い」と貴重な「経験」の中で、自分の可能性に気付くことができたのではないかと感じている。

【成果と課題】

子どもたちのふり返りには、「コミュニケーションがうまく取れるようになった」「友だちの良いところを見つけれられた」「人との関わり方が変わった」など、自分や仲間の変化に気付く感想が多く見られた。また、「忙しそうな人が多かったけれど、冷たく言う人はおらず心が温かくなった」「がんばってねと言われて嬉しかった」「人の優しさに支えられていると感じ、感動した」など、庄内で過ごす人たちの温かさについても書かれていた。

自分たちで一からメニューを考え、宣伝し、販売した達成感に加え、まちや仲間、そして自分自身を大切に思う気持ちを育むことができた活動だったといえる。

本取組みは開校初年度から続き、今年で3年目を迎えた。これまでの積み重ねにより、保護者や地域にも少しずつ定着してきている。今年度は地域の協力を得て、

“オリジナルメニューに自家製野菜を使おう”という新たなチャレンジにも取り組んだ。夏休みにはキッチンカー事業者の方と打ち合わせを行い、ジャガイモ、ほうれん



草、小カブ、ラディッシュを育てた。畝づくりから収穫まで、地域の方々が6年生を丁寧に支えてくださった。また、地域の畑で育ったサツマイモやしいたけ、お米も使わせていただき、「自分たちが育てた野菜を使っています!」と自信をもってアピールすることができた。

このように地域の支えもいただきながら、子どもたちが主体的に自らの生き方や働き方を創るための力を育む取組みを、今後もさらに充実させていきたい。

「インプット型からアウトプット型の学びへ」

～探究的な学びのゴールにプレゼンテーションを据えて～

吹田市立南千里中学校

1 本校の生徒の現状と課題

本校は創立 46 年めにあたり、生徒数は 370 名で市内 18 中学校の中では規模は小さい方である。地域は最寄駅から新大阪駅まで十数分で利便性が高く、マンションが立ち並ぶ地域で、就学前から義務教育終了までに転出入を経験する家庭が多い。また、学びに前向きで、安心して生活できる環境がある。生徒は、1 小 1 中のため入学当初からよく知った友人関係があり、相手を問わずペアワークなどの活動も自然体で行える。課題としては、全国学力・学習状況調査での質問「将来の夢や目標を持っていますか」「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の肯定的回答率はここ数年、全国値を下回る傾向にある。また、友人とのトラブルや学習面での悩みなど、課題が生じたときに自己解決する力や粘り強く対応していく力については課題が見られる。

2 めざす生徒像及びその具現化について

そうした課題をふまえ、本校教育目標及びめざす生徒像をこのように設定している。

自ら学び、ともに繋がり、やり抜く生徒の育成

- ・自ら学び最後までやり抜く生徒
- ・お互いを認め合い、高め合う生徒
- ・心身ともに健康な生徒



教育目標の具現化として、3つのアプローチを設定することとした。

(1) 学習指導要領に沿った授業づくり

本校学力向上委員会では、研究テーマを『自ら課題を発見し、仲間と共に解決して、考えを深めよう』とし、この3年間、学習指導要領に沿った授業づくりを行い、生徒に求められる資質・能力の育成をめざしてきた。毎年3回、校内研究授業を位置付けているが、昨年度は市教育センターとの連携により、理科、国語の市内公開授業を2回ずつ、また数学の校内研究授業も展開した。今年度は数学、理科、国語について校内研究授業を実施している。特に、理科については“生成AIを活用した授業”として、新たな授業デザインを提案している。

(2) インプット型からアウトプット型の学びへ

～オープンマインドの礎 英語授業～

本校には府加配教員として、英語コーディネーターの配置があり、7年めを迎えている。現在は、指導教諭として2年めの教員が担当している。英語の授業では、日頃より教室の廊下にも響く声で、楽しげにペアワーク等、活動する姿が見られ、2、3年生では教科書教材から自らの考えをまとめ、英語でのプレゼンテーションで交流するような取組みも重ねてきた。対話的な授業を通して、オープンマインドの礎として英語科は位置づいている。

令和5年度全国学力・学習状況調査での英語に関する質問の肯定的回答率（全国値比）は、「英語の授業の内容はよくわかりますか」の項目で90.9%（63.9%）、「1、2年生のときに受けた授業では、原稿などの準備をすることなく、（即興で）自分の考えや気持ちなどを英語で伝え合う活動が行われていたと思いますか」の項目で92.5%（63.8%）という結果を得られている。



（英語での探究プレゼン）

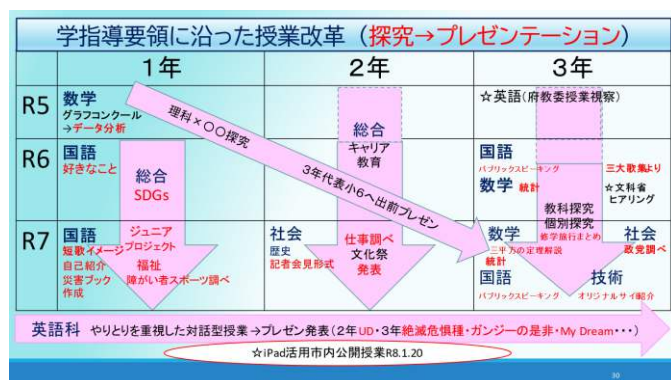
(3) インプット型からアウトプット型の学びへ～探究的な学びのゴールにプレゼンテーションを据えて～

前述のように、本校では英語科の授業をベースとした自由な表現活動ができる土壌があり、そうした学びのスタイルを、英語科に留まらず、各学年、各教科等で広げていけないかと考えた。学力向上委員会に提案したところ、各学年でテーマを設定し、年に複数回、プレゼンテーションができるような取組みを試行していくこととなった。昨年度から全学年での取組みがスタートし、今年度で2年めとなる。標題にある“インプット型からアウトプット型の学びへ”という学びの軸のもと、総合的な学習の時間や各教科横断的に、“探究的な学びのゴールにプレゼンテーション”というギミック（仕掛け）が学校全体として共通のものとなった。そして、その結果が生徒一人一人に身につけたい力として、成果を実感できるものになってきている。

3 今年度の取組みとその成果について

本市では令和2年度に1人1台端末が導入されたが、5年が経過し更新時期を迎えた。小学校ではiPadを、中学校ではWindows機を配備していたが、この度

中学校にも iPad が配備されることになり、デジタル環境の一新が図られた。そこで、昨年度から本校で進めていた“探究的な学び”を柱に据え、その基盤を支える ICT 環境整備として本市教育センターより、本校を先行導入校として位置付けていただき、他校に先立って授業活用を推進すること、その成果を市内発表するミッションをいただいた。iPad の利便性、高機能性により各学年における“探究的な学び”をさらに後押しし、以下の取組みを今年度展開してきたところである。



（1）第1学年

“わくわく・どきどきSDG s ジュニアプロジェクト”

昨年度の1年生でもテーマをSDGsとしたグループ探究を実施していたこともあり、今年度は「2025 年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、本プロジェクトに参加することとした。

本探究では、SDG s の実現に向けて「すべてのいのちが輝くアイデア」を考えることがねらいとなる。各クラス6チームで探究するテーマを決め、1学期末から2学期にかけ、取組みを進めてきた。11月には4社の企業に来校いただき、中間指導として、アイデアミーティングの機会をいただいた。

（その様子→）



アイデアミーティングでは企業紹介から実際に実行されている企業の取組みを知ることができた。また、プレゼンテーションに対していただいた意見をふまえ、さらにブラッシュアップを図った。アドバイスをいただいたことを深め、新たに企業側の観点も盛り込み、自分たちの視野を広げて社会へ通じる観点について考えることができた。プレゼンテーションを練り直し、12月には各クラス内発表を行った。さらにその代表2チームによる学年発表を設定した。審査の観点は「課題の設定、解決の道筋」「情報の収集・整理・分析」「アイデアの魅力」「まとめ・表現」とし、学年代表を選出した。

その後、大阪府教育庁市町村教育室小中学校課主催の“SDG s ジュニアフォーラム”1次審査（動画）を通過し、2月には本フォーラムでのプレゼンテーションの機会をいただくこととなった。

テーマはSDG s 2「飢餓をゼロに」。内容は、世界的な飢餓の解決のために、“カプセル自販機”により、近隣の国へパイプを用いて食糧を届ける、食品ロスにも貢献する、というアイデアを提案した。1年生なりに探究した内容をプレゼンテーション資料にまとめ、チームで分担して発表できたこと自体がステップアップの機会となった。また、府内広範囲の他校先輩の発表の場に参加できたことも、自分たちの学びのロールモデルとして大きな刺激をいただいた。1年生のうちに自分たちの参画をふまえた学校を越えた経験ができ、次年度以降の学びに対するモチベーションへ大きくつながっていくものと考えます。

また、学年発表6チームのうち環境問題を取り扱った上記発表を含めた3チームについては、本市公益社団法人千里リサイクルプラザ・吹田市主催“第27回環境学習発表会”において、動画発表（くるくるプラザホームページ掲載）により発信中である。他のテーマは、SDG s 12「つくる責任つかう責任」。内容は、“使用履歴ラベル制度”によりリサイクルに役立てるもの。SDG s 14「海の豊かさを守ろう」。内容は、“ゴミと商品を交換するステーション”を提案した。

学年発表直後の振り返りで、「1学期末に行ったプレゼンテーションと比較し、その出来栄やiPadの取扱いについての変容」「お互いの発表を通して友だちへの新たな気づき、よさ、頑張りなどの発見度」「学ぶ楽しさ（いろいろ考えて楽しかった。楽しみながら学べた。もっと調べてみたい。次はこんなことを調べてみたい。）の度合い」について5段階で尋ねたところ、肯定的な回答が多く見られた。本取組みにおける探究を通じて得たものは、SDG s への理解はもとより、情意面では自らの成長や友だちへの気づきをもち、さらにはまたやってみたい、学びたいと実感できたことである。また、プロセス自体が主体的・対話的で探究的思考を働かせた協働的な学びであること、これらはテストでは測れない力であるが、今後、社会で活躍していくときに大いに必要な力となっていくこと、こうした学びの機会を捉えて、さらに成長していく姿に期待しつつ、生徒たちへ講評として伝えたところである。

（2）第2学年 “キャリア教育”

本校ではいわゆる“キャリア教育”を重点的に取り組

んでいるのが2年生である。コロナ禍で休止していた職業体験を昨年度再開し、今年度に継いでいる。その一大イベントに向けて数々のプログラムを計画、実施してきた。中学校学習指導要領解説特別活動編では、「キャリア教育は特別活動を要としつつ学校教育全体で行うものである。日常の教科等の学習指導においても、学ぶことと自己のキャリア形成の方向性とを関連付けながら、見通しをもって職業的・社会的自立に向けて基礎となる資質・能力を育成するなど、教育課程全体を通じてキャリア教育を推進する必要がある。」とある。その意義をふまえて、2年生では、取組みごとのワークシートや職業体験学習実習ノート、キャリアパスポート等での記録や振り返りを重ねて自己理解を深め、キャリア形成につなげている。

【1学期のねらい及び取組み】

“自分のやりたいことや得意分野にこだわって
突き進む力”を育成する。

- ・「働く」ことについて考える
- ・「働く目的」って何やろう？
- ・どうして人は働くのだろう
- ・お金について考えてみよう ・プレゼンの極意
- ・自分の生き方を考えよう（「将来の夢は？」進路学習）
- ・自分をみつめよう（わたしってどんな人？自己診断）

☆ “What kind of work?”（探究→プレゼンテーション）
調べたい職業を選び、3枚のスライドにまとめて発表する。資料は2学期の総合文化発表会での展示作品として掲載する。



【2学期のねらい及び取組み】

“情報を元に企画・立案し、社会で必要な力”を身につける。

- ・主体的に取り組む力
- ・課題を解決するアイデアを生み出す力
- ・演技やプレゼンテーションなどの経験を通して人前で発信する力
- ・チームで協力してひとつのことに取り組む力（その達成感を共有する）

☆総合文化発表会 “TIME TRAVEL ～oshigoto 編～”
学年を“過去・現在・未来（パフォーマー・プロデューサー）及び総合アシスタント“の4チームに分けて、時代を代表する仕事について探究し、オリジナル作品にまとめ、舞台パフォーマンスで発表。

【2学期後半から3学期のねらい及び取組み】

”将来実社会の中で自分の個性を発揮し、社会人としての役割を果たしていくための力”を育成する。

☆2年生 キャリアの日 “学んで 活かせ”

○大阪市内の6専門学校へ（午前）

- ・体験授業を通して、自らの将来について考える

○吹田ロータリークラブ出前授業（午後）

- ・弁護士、司法書士、弁理士、税理士、名誉院長、旅行業・宅地建物取引代表取締役、ファイナンシャルプランナーから2講座を選択し、職業の専門性や生き方を学ぶ

☆職業体験（市内中心に41事業所にて2日間体験）

- ・意識の高い職業観を養う
- ・家庭や地域の人々との連携を深める
- ・主体的に自らの進路を考えて選択できる力を養う
- ・将来を見据えて今後の学校生活を有意義に過ごす

☆進路学習

- ・進路って？（自分を知る “ERABO” サイト紹介）

【職業体験学習実習ノートより 保護者感想（抜粋）】

- ・初めての体験の驚き、発見、関心が大きかったようで、たくさん話をしてくれました。働く大変さ、やりがい、チームワーク、様々な事を学べたと思います。
- ・今回の体験で自分自身への気づきもあったようで、すごく成長があった2日間だったなと思いました。
- ・娘にとって将来へのイメージがより具体的になったと感じます。とても成長を感じました。将来、社会の一員として自分ができる事、自分がやりたい事をよく考えるととてもいい機会をいただき感謝しています。

（3）第3学年 “理科×〇〇” 探究

中学校学習指導要領解説理科編では、「自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力の育成を目指す」とある。1年時「理科と興味があることを結び付けた探究」、2年時「理科と他教科での学びを興味あることと結び付けた探究」、3年時「過年度の経験を経て、実験を交えて興味あることと結び付けた探究」をテーマに取組みを継続してきた。昨年9月には3年生全員が3年間の集大成として、5分間で個人探究をクラス内で発表した。さらに、そのゴールとして、本年1月、クラス代表3、4名が校区の小学校に出向き、6年生向けに再編集した内容でプレゼンテーションを行い、質疑応答も含めた学びの交流を行った。

【6年生感想】

一見簡単そうなことでも実際は本当に深くて、自ら正

解を見つけていくのってかなり難しい事だけどだからこそ「探究する」というのは本当に大事な事なんだと改めてわかりました。興味がある事をひたすら自分で策を練り 0 からやるってことはやっぱり興味があることに限るのかなと思いました。今日知ったことを心に刻み、中学校頑張ろうと思います！

【発表者感想】

この3年間の探究を通して「仮定、動機、検証、結果、考察」の構成が上手くなり、発表において大事なことなど数多くのことを学ぶことができた。この活動は必ず役に立ち、将来にも必要とされることを理解でき、大変有意義なものだったと思っている。私たちが小学生に発表したことで、少しでも伝わっていたらいいと思う。ありがとうございました。

また、令和7年度全国学力・学習状況調査での理科に関する質問の肯定的回答率(全国値比)は他5項目も含めて良好な結果となり、探究の成果と捉えている。

- | | |
|--|--------------|
| ・理科の勉強は得意ですか | 65.9%(50.7%) |
| ・理科の勉強は好きですか | 75.3%(63.8%) |
| ・理科の授業の内容はよく分かりますか | 86.3%(71.4%) |
| ・将来、 <u>理科や科学技術に関係する職業に就きたい</u> と思いますか | 35.8%(21.7%) |
| ・理科の授業で学習した知識を普段の生活の中で活用できていますか | 67.5%(54.7%) |
| ・理科の授業で学習した考え方を普段の生活の中で活用できていますか | 63.2%(50.7%) |

4 結びに

“インプット型からアウトプット型の学びへ”～探究的な学びのゴールにプレゼンテーションを据えて～を掲げ、2年間取り組んだ成果として、

- ① 主体的・対話的で協働的な学びの具現化
- ② 探究的思考の形成(科学的思考、数学的思考…)
- ③ ICTスキルの向上
- ④ プレゼンテーションスキルの向上(※)
- ⑤ 相互理解の高まり(他者への気づき、リスペクト)
- ⑥ 自尊感情、自己肯定感、達成感、自己の変容を自覚
- ⑦ 学びのモチベーションの高まり(学ぶ楽しさ)
- ⑧ 学びの集団としての高まり

等、認知能力のベースに培われた非認知能力の高まりが生徒の振り返りや発表の様子から実感できている。ロールモデルは教室の仲間であり、探究のプロセスで

は自立した学習者、教員は伴走者という場面も見られるようになってきている。

※令和7年度全国学力・学習状況調査での「あなたは自分がPC・タブレットなどのICT機器(本校iPad)を使ってプレゼンテーションを作成することができると思いますか」の肯定的回答率(本校全生徒/3年生全国値)は94%(76.6%)。【令和7年10月末時点本校調査】

【3年間理科探究を継続した3年生の感想】

- ・数々の探究を行い、クラスメイトの発表を見ることを経て、自ら目標を設定し、調べることの重要性、そして、自分の知りたいことを徹底的に追求し、その結果を共有することの面白さ、さらに見つけた疑問点から新しいことについて学ぶことができるということに気づかされ、探究学習はやってよかったと思った。
- ・自分で考え試行錯誤し続ける力、失敗などに行き詰まっても取り組む姿勢、自分で学びを創り出す力や課題を乗り越える力など大きな成長があったと感じた。

上記に加えて、何人もの生徒が出願時の自己申告票に探究の学びでの手ごたえや自己変容に触れていた。本校課題として挙げた将来への目標、社会へのアプローチ、自己解決力、粘り強さについて、こうした取組みにより、自己の成長を実感できるまでになっている。

今回、本資料からキャリア教育の充実に向けて～というお題をいただいたが、中学校学習指導要領解説特別活動編では、「キャリア教育は学校教育活動全体を通して行うものである」という前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組みを自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすということである。」とある。本報告では主に各学年の取組みから見られた情意面での高まりという変容からキャリア教育がめざすねらいに通じていくと考える。今後はすでに次期学習指導要領に向けた「論点整理」に取り上げられている“探究的な学び”の充実と、その基盤となる“情報活用能力の育成”を意識しながら引き続き教育活動全体を捉えたキャリア教育の推進に努めていきたい。



↑ (3年生代表による6年生への出前探究プレゼン)

学校HP

トップページ



南中

ブログ



学校

だより



6 進路指導の基本的な考え方

小学校段階からの「生き方の指導」

進路指導においては、子どもたちに対して適切なガイダンスを実施することが大切です。ここでいう進路指導とは、「子どもたちが将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成するための指導」であり、将来の進学や就職、その先の夢や目標の実現に向けて、小学校段階から中学校卒業までの9年間を見通して、計画的かつ子どもたち一人ひとりのキャリア発達に配慮して行うものです。

進路指導コラム ～小学校からの積み重ねがあつてこそ～

小学校での取組みが中学校卒業後の進路選択につながったエピソードを紹介します。

数年前のこと、ある中学校の3年生担任のB先生は、クラスのAの進路指導について悩んでいた。

Aはこれまで自分からほとんど話すことがなく、進路についてどのように考えているのか、本音のところを聞くことができなかったからだ。2学期の1回目の進路懇談でも、Aは将来のことについて何も話さなかった。B先生はそれから、休み時間や昼休みにひとりでベランダにいるAを見つけては、他愛のない話をし続けた。

秋も深まったころ、いつものベランダでAが突然ポツリと「アニメーターになりたい」と言った。

B先生は、「いつからその夢を考えるようになったの?」と聞くと、「小学校5年生のときから」と答えた。もう少し詳しく聞くと、小学校の職業講話の取組みの際、プロのアニメーターの方が学校に来て、大好きなアニメの制作裏話をしてくれたり、簡単なアニメーションの仕組みを体験的に教えてくれたりしたとのことだった。Aはその経験がとても印象に残ったそうで、その時から将来はアニメーションの仕事に携わりたいという思いを持っていたとのことだった。

B先生は、もっとその当時のことを知りたいと思い、Aの小学校時の担任であるC先生のところへ行き、Aの学習時の感想や卒業文集などを見せてもらった。そこには確かに、将来の夢についてのAの思いがしっかりと書かれていた。B先生はこのとき、小学校からの積み重ねがあつてこそ、子どもたちの今の成長した姿があることを実感した。また、C先生は、小学校の取組みが中学校での進路選択に具体的に繋がっていることを実感した。

二人の先生はそれぞれの学校でAの話をしたところ、多くの先生たちが改めて、中学校区でのキャリア教育・進路指導の大切さを共有したとのことだった。

その後、Aは普通科の高校に進学したが、高校卒業後はアニメーションの専門学校に進み、今も夢に向かい続けているそうである。

進路指導の在り方

文部科学省は、以下のように「進路指導の在り方」を示しています。

◆進路指導の在り方

(1) 基本的事項

- 進路指導は、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要であり、このため、各学校が進路指導の目標を持ち、その実現を目指して教育活動全体を通じ計画的、組織的、継続的な指導を行っていくことが必要であること。
- 進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任をはじめ、教員が相互に緊密な連携を図り、それぞれの役割・立場において協力して指導にあたる必要があること。また、必要に応じて、生徒指導主事との連携も図ること。
- 進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視し、生徒が自ら選択した進路を堂々と進んでいけるように、生徒の将来における自己実現を応援する姿勢をもって指導に当たることが重要であること。
- 教員は、生徒一人一人に対する共感的理解をもって生徒理解を深めながら進路指導の充実を図り、生徒が抱える日常生活に関する不安や悩み等を積極的に受け止めるように努めること。

(文部科学省「生徒指導・進路指導の改善等について（通知）」平成 28 年)

進路ガイダンスと指導計画の作成

進路ガイダンスにおいては、子どもたち一人ひとりが自分の可能性を見出し、「やりたいこと」や「できること」を広げるという観点から、進路に関する適切な情報提供、生き方や進路についての悩みや迷いを受け止めるための相談機能の充実が求められます。

指導計画の策定にあたっては、子どもたちが主体的に進路の学習や活動に取り組むことができるよう、自発性を促す仕組みづくりを行うとともに、特に、学級活動に関する指導計画の立案にあたっては、題材の体系化など進路指導の構造化を図り、それを系統図などにまとめて、教職員の共通理解を促すことが必要です。

また、これらの取組みの実効性を一層高めるために、子どもたちの実態や学習ニーズを的確に捉え、常に指導計画・内容・方法などを点検し、見直すことが必要です。

FAQ

Q. 中学3年の進路指導で、生徒が自分の進路を具体的にイメージすることができるようにするには、何をすればよいですか？

A. 進路指導は、子どもの将来に大きな影響を及ぼします。担任だけでなく、学年、学校全体で進めていくことが大切です。困ったときや迷ったときは、学年の教員や、進路指導主事に相談しましょう。進路指導協議会等、地区の進路指導にかかわる組織と連携して、情報収集することも有効な手段です。

子どもの進路実現に向けて、データだけでなく、子どもの得意なことや適性、家庭状況等でできるだけ多くの情報をもとに、その子どもに合った進路指導を行いましょう。

すべての生徒の進路を支援していくために

○信頼関係を築く

生徒・保護者が学校を頼りとして何でも相談できるという安心感を持つことなしに、進路について本音で話し合うことはできないでしょう。そのためには、普段より生徒や保護者との信頼関係をていねいに築き、進路選択の際には、生徒や家庭に関する様々な状況を考慮した進路指導を行う必要があります。

○情報収集と情報の提供

昨今、進路選択の幅が多様化していることから、各学校の情報を得ることができる体験入学や学校説明会について、案内等を全体に周知するとともに個別にも情報提供しなければなりません。さらに、令和 10 年度選抜より始まる新たな選抜制度にむけた情報提供が必要となります。また、令和 8 年度には、全学年で授業料が無償となります。このような情報や高校生等奨学給付金、奨学金制度などについても、正確で確実な情報提供を行う必要があります。

あわせて、配慮が必要な児童生徒の進路に係る情報について、小学校段階から本人及び保護者に提供しておくことが大切です。そのために、小中間で連携した進路指導を行う必要があります。

○学校としての進路指導方針をすべての教職員で共有する

学校としての進路指導方針を、校内で共通理解するとともに、学年・学校全体のサポート体制づくりや進路指導の取組みの推進が求められています。

また、生徒一人ひとりが中学校卒業後、進路先で自分らしさを発揮し、将来の目標に向かってどのような生き方をしていくのかということについて、教職員間で共有しましょう。生徒本人の個性や特性、興味や関心、将来の目標などとともに、家庭の経済状況や人間関係なども考慮することが必要です。このような積み重ねにより、「進路未定者を出さない進路指導」をめざすことが大切です。

○外国にルーツのある生徒・日本語指導が必要な生徒への支援

言語や文化が異なる中で、生徒本人だけでなく、保護者にとっても、進路選択は分からないことも多く、不安を抱えていることもあるため、進路にかかわる情報はより丁寧・確実に保護者に届くように配慮が必要です。

大阪府では、そのような生徒が安心して学校生活を送り、主体的に進路を選択できる取組みを行っています。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>



・多言語進路ガイダンス

各地区で 10 月から 11 月頃に、進路の説明、先輩の体験談、高校教員による学校説明を聞くことができ、高校入試制度や学校生活などについて個別に相談できる多言語によるガイダンスを開催しています。

・OSAKA 多文化共生フォーラム

夏休み前に日本語指導が必要な中学生や外国にルーツのある中学生が、同じ言語を母語とする他校の中学生と出会ったり、他の学校での多文化共生の取組みを知ったりする機会として開催しています。ロールモデルとなる府立高校の先輩との出会いもあり、進路選択の一助になっていると好評です。

○中退防止・進路未定者への支援

中途退学者数は高校 1 年が多く、進路変更をした割合が最も高くなっています。未然防止に向けては、合格のための情報だけでなく、どのようなことが学べ、どういった資格を得ることができるのか等、入学後の情報提供や、中学校から高校への円滑な移行のため、学校間で生徒の様子を共有するなどの連携も必要です。進路未定者の支援として、卒業後も家庭訪問や懇談等、進路支援のための継続的な関わりが有効です。不登校や引きこもりといった課題の場合は、地域若者サポートステーションなどの関係諸機関と連携した支援を検討することも大切です。

7 進路指導の取組み例（年間計画例）

【中学校3年間の進路指導計画例】

学年	時期	学校の取組み	生徒・保護者の動き
1年生		○社会人講話 ○地域の方からの聞き取り ○職場体験・職業講話等 ○卒業生の話 学力向上の取組み（※3） 人間関係づくりの取組み（※2） キャリア教育の取組み（※1）	学期末 三者懇談会 教育相談 PTA 高校見学 PTA 社会見学
	2年生		学期末 保護者懇談会 教育相談 PTA 高校見学 PTA 社会見学
3年生	1学期		5月上旬 保護者進路説明会 教育相談 7月中旬 保護者懇談会 7月下旬 大阪府公立高校進学フェア
	2学期		8月～10月 高校見学（入学説明会等） 9月 奨学金・入学資金貸付等説明会 配慮を要する生徒の個別相談 11月中旬 保護者進路説明会 教育相談 11月下旬 保護者懇談会 12月中旬 保護者懇談会 進路希望調査
	3学期		2月上旬 私立高校入試（大阪） 2月下旬 公立高校特別選抜 教育相談 保護者懇談会 3月中旬 公立高校一般選抜 公立高校二次選抜
進 路 決 定			

※1 大阪府ホームページ「キャリア教育の推進」

キャリア教育の進め方サポートブック、大阪府版キャリア・パスポート等

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyaria/index.html>

わくわく・どきどき SDGs ジュニアプロジェクト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/wakudoki/index.html>

※2 「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」リーフレット（平成29年）

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/gakkyuudukuri/gakkyuudukuri.pdf

※3 「ことばの力を確実に育む～できるかなリスト～」リーフレット（平成29年）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35590/kotobanotikara-list.pdf>



学年	時期	学校の動き	内 容 等
1年生 2年生		家庭訪問・懇談等	・ 配慮を要する生徒の把握、障がいの状況や在留期間、在留資格など ・ 配慮を要する生徒に対する定期テスト、実力テスト等での配慮の実施 ・ 家庭訪問等による生徒の家庭での様子や保護者の思いの把握 ・ 海外帰国者選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、共生推進教室入学者選抜、高等支援学校入学者選抜等選抜制度の保護者への情報提供
3年生	1学期	4月中旬 進路対策会議	・ 配慮を要する生徒の進路選択にあたっての方針確認（障がいのある生徒、日本語指導が必要な生徒等） ・ 奨学金制度他支援制度の確認 ・ 入試制度の概要 ・ 現段階での進路希望の確認、入試に向けた夏休みの過ごし方等 ・ 入試制度の説明と大まかな進路希望等の確認 ・ 受験時に配慮の必要な生徒の申請準備
	2学期	10月中旬 私学合同説明会 10月下旬 進路対策会議 11月中旬 進路対策会議	・ 私学から昨年度の入試結果、今年の募集内容等の説明 ・ 進路選択に向けた具体的な説明 ・ 専願・併願についての説明、進路希望調査をふまえ、面談 ・ 保護者を交えて、専願・併願の確認、具体的希望校の確認とアドバイス ・ 教育相談、保護者懇談会を受けて、具体的な希望校を焦点化していく ・ 保護者懇談をふまえ、出願希望校を具体的に決める ・ 11月下旬 配慮の申請の府への締め切り
	3学期	1月上旬 進路対策会議 2月中旬 進路対策会議 3月下旬 公立不合格者の指導	・ 特別選抜と私学、一般選抜に向けての調整 ・ 私学入試の結果をふまえた、特別選抜、一般選抜の判定 ・ 進路対策会議の結果をふまえて、本人と希望校の調整 ・ 受験校の決定 ・ 二次選抜、専修学校等進学への指導

進 路 決 定

8 大阪府公立高等学校入学者選抜における 配慮が必要な児童生徒への情報提供について

配慮が必要な児童生徒への対応

障がいのある生徒、日本語指導が必要な児童生徒、海外から帰国した児童生徒など、学校生活において配慮が必要な児童生徒に対しては、特に、一人ひとりの状況やニーズに応じた進路選択等に係る情報を提供する必要があります。

入学者選抜における配慮が認められる条件には、小学校在籍時の支援状況や、編転入時期などが大きく関わります。そのため、小学校在籍時も含め、早い時期（入学時・転入時・編入時）から配慮が必要な児童生徒の状況を学校組織の中で共有し、必要な情報を集め、提供していくことが重要です。

大阪府公立高等学校入学者選抜における配慮（令和8年度入学者選抜）

大阪府公立高等学校入学者選抜においては、障がいのある生徒、日本語指導が必要な帰国生徒等に対して受験上の配慮を実施しています。また、日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜及び海外から帰国した生徒の入学者選抜があります。対象となる生徒がいる場合は、配慮申請にあたって必要な書類を確認した上で、早い時期から生徒や保護者に情報提供しましょう。具体的な配慮が必要になる可能性のある生徒がいる場合には、管理職の先生を通じて所管の市町村教育委員会へ早めに相談することも大切です。

（１）障がいのある生徒に対する配慮

	種類	対象者	内容
1	学力検査時間の延長	(1) 点字による教育を受けている者 (2) 強度の弱視者で、良い方の眼の矯正視力が0.15未満の者 (3) 体幹の機能障がいにより座位を保つことができない者又は困難な者 (4) 両上肢機能の障がいが著しい者 (5) その他、障がい等の状況により、学力検査時間の延長を必要とする者	(1) 各検査教科等に規定した学力検査時間の1.5倍 (2) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍 (3) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍 (4) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍 (5) 各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍
2	代筆解答	障がいの状況により、筆記することが不可能又は困難な者 上記「代筆解答」を認められた者及び点字による受験が認められた者で、自己申告書の代筆を必要とする者	(1) 代筆解答のみ (2) 代筆解答及び学力検査時間の延長（約1.3倍） 自己申告書の代筆
3	介助者の配置	障がいの状況により、受験に際して介助を必要とする者	(1) 介助のみ (2) 介助及び学力検査時間の延長（約1.3倍） （注）介助の内容は、別途、中学校と府教育委員会とで協議する。 なお、介助者の配置は、検査室内に原則として中学校教諭を1名とする。
4	問題用紙等の変更	(1) 点字による教育を受けている者 (2) 障がい等の状況により、通常の学力検査問題用紙等による解答が困難な者	(1) 点字による問題用紙等の使用 (2) ア 拡大した問題用紙等（原則B4判）の使用 イ 漢字にひらがなのルビを付した問題用紙等の使用 （注）国語の学力検査について「ルビ打ち」の問題は「漢字の読み」の問題が出題されない。

5	英語のリスニングテストの筆答テストによる代替	原則として、両耳の聴力レベル（裸耳）が30 デシベル以上の者で、補聴器等を使用しても語音が明瞭に聞き取れない者	筆答テストによる代替
6	物品の持込み	学力検査の実施にあたって、実施細目により必ず携行するもの又は携行してもよいものと定めたもの以外の物品の持込みを必要とする者	物品の持込み

- 検査教科等には「小論文」及び総合学科（ステップスクール）において実施する「筆答による面接」を含みます。
- 実技検査における配慮は、検査のねらいを損なわない範囲で、学力検査に準じて行われます。

（２）日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮

	種類	対象者	内容
1	学力検査時間の延長	原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第1学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別な事情がある者	各検査教科等に規定した学力検査時間の約1.3倍
2	辞書の持込み	上記「1 学力検査時間の延長」を認められた日本語指導が必要な帰国生徒等で、左記2、3、4を必要とする者	受験者が希望する外国語の辞書の持込みを2冊まで可能とする（例：日中辞典と中日辞典）。ただし、和英、英和辞典及び英語が記載されているものは英語の学力検査では使用できない。 （注）国語を除いて申請することもできる。国語の学力検査について「辞書持込」の問題は「漢字の読み」及び「漢字の書取り」の問題が出題されない。
3	学力検査問題へのルビ打ち		各教科の学力検査において、漢字にひらがなのルビを付した問題用紙等を配付する。 （注）国語を除いて申請することもできる。国語の学力検査について「ルビ打ち」の問題は「漢字の読み」の問題が出題されない。
4	キーワードの外国語併記		小論文又は国語において作文及び小論文形式の独立した問題が出題された場合は、キーワードとなる語に受験者が希望する外国語を併記する。
5	自己申告書の代筆又は日本語以外の使用	原則として、外国において継続して2年以上在留し、帰国後2年以内の者で、自己申告書の代筆を必要とする者（日本語指導が必要な生徒選抜及び自立支援選抜の志願者を除く） 自立支援選抜においては、自己申告書の日本語以外の使用を必要とする者	(1) 自己申告書の代筆 (2) 代筆が不可能な場合は、日本語以外で作成した自己申告書を出願前の定められた日（※）までに、府教育委員会に提出する。その後、志願者はオンライン出願システムに日本語に翻訳された自己申告書の画像等データを登録し、志願先高等学校長へ提出する。

- 検査教科には「小論文」及び総合学科（ステップスクール）において実施する「筆答による面接」を含みます。
- 実技検査における配慮は、検査のねらいを損なわない範囲で、学力検査に準じて行われます。
- ※令和8年度特別選抜等は、令和8年1月29日（木）まで、一般選抜は、令和8年2月12日（木）までとする。

（１）（２）の配慮事項の申請について

（１）（２）の配慮を受ける場合には、大阪府教育委員会の承認が必要です。また、病気等の場合についての配慮もあります。詳しくは、所管の市町村教育委員会に問い合わせてください。申請〆切は、11月下旬となっています。

大阪府公立高等学校入学者選抜における特別な選抜方法（令和8年度選抜）

（１）海外から帰国した生徒の入学者選抜

【対象者】原則として、外国において継続して２年以上在留し、帰国後２年以内の者。

【申 請】外国の在留期間及び帰国時期を証明する書類が必要です。

（２）日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜

【対象者】原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第４学年以上の学年に初めて編入学した者その他特別な事情があり府教育委員会が本選抜に志願することが適当であると認めた者。

【申 請】大阪府教育委員会へ受験資格の申請が必要です。申請〆切は、毎年１１月下旬です。早めに所管の市町村教育委員会に相談してください。

（１）（２）の学力検査等の内容は、一般入学者選抜とは異なります。詳しくは、入学者選抜実施要項等で確認しましょう。

※〈資料編〉の４６ページには、知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校、府立支援学校高等部の情報も掲載しています。（出願には療育手帳の写し等が必要です。）

9 調査書等の書類作成にあたって

調査書の誤記載は、合否に関わる可能性があります！

進学及び就職に関する書類の作成、点検、管理及び保存等にあたっては、組織的な進路指導体制のもと、すべての教職員が緊密に連携を図り、適正な事務処理を行うことが必要です。

これまで、府内から調査書の「評定」や「活動／行動の記録」の誤記載等の事例が複数報告されています。

このような調査書の誤記載は、合否に関わり、子どもの人生に影響を及ぼすことがあり、絶対にあってはならないことです。

以下に、報告された事例をいくつかを記載しますので、ケーススタディーで共有する等、誤記載防止の取組みの参考としてください。

併せて、令和7年度公立高等学校入学者選抜より、オンライン出願システムが全面的に導入されました。それに伴い、小中学校課ではオンライン出願システムに対応した「点検チェックシート例」（P30-31）を作成しております。本チェックシート例を参考にいただき、進路指導事務に係るチェック体制やマニュアルの再点検をお願いします。

報告された事例

① 選抜の得点・アドミッションポリシーに影響するもの(「評定」「活動／行動の記録」等)

内容	主な原因	再発防止に向けた対応策
一般選抜における調査書の評定を誤って記載した。	- 校務支援システムによる成績処理で評定算出基準の変更をすべきところ、初期設定のまま処理を行ったため、誤った成績表を作成した。その後もデータ上書きの失念が起こる等、マニュアル通りの手順・確認がなされなかった。 - 最終確認に至るまでのチェックの仕組みが十分ではなく、適切に成績点検表が活用されず、複数人での確認の際、ペアが明確に示されていなかった。	- 確認作業の際にミスが発覚した場合、もう一度点検するフローチャートを作成する。 - マニュアルの確認チェックシートに、ミスが発覚した後のチェック項目を追加する。
調査書の「活動／行動の記録」に誤った内容を記載した。	「活動／行動の記録」を入力する際に入力作業の効率化を図るために、似たような記載内容となる同じクラスの出席番号の前の生徒の内容をコピーし貼り付けた。その時に、その生徒のものでない情報も合わせて貼り付けてしまった。 「活動／行動の記録」の内容について、ペアによる読み合わせを行わず、声出しを伴わない確認のみとなっていた。 - 複数人複数回の確認が実施されなかった。	「活動／行動の記録」については一人ひとり名前と情報を確認しながら、調査書作成ソフトに入力を行っていくことを徹底する。 - チェックリストにコピー及び貼り付けを安易に行わないように注意喚起する記載を加える。 - チェックリストに読み合わせ事項として「活動／行動の記録」を記載する。

② 「名前」、「性別」等の個人情報の記載や提出書類に関わるもの

内容	原因	再発防止に向けた対応策
調査書の「性別」を誤まって記載した。	調査書と指導要録の整合性及び調査書記載事項の確認の際、調査書の作成に係る生徒データの情報については、間違いがないとの思い込みからチェック漏れが生じ、「性別欄」の誤記載に気づかず、出願作業を行ってしまった。	書類作成においては、複数名で「校内点検マニュアル」に則って慎重に行い、入力情報に関するチェック一覧表を用いたチェック体制を確立する。

③オンライン出願システムに関するもの

内容	原因	再発防止に向けた対応策
<u>調査書の添付漏れのまま出願した。</u>	- 生徒や保護者がオンライン出願システムに入力した個人情報について、学校は十分なチェック・再確認を行わなかった。 - 生徒の個人情報入力について各家庭で保護者等が行い、その入力情報について間違いないものと学校が捉えていたことから起こった。	出願情報の確認をより徹底させ、学校入力情報や個人入力情報、必要書類の添付に漏れはないかなど進路指導主事を中心とした学年単位での複数人・複数回のチェックを行い、確認作業を徹底する。
<u>登録された志願先と自己申告書記載の志願先に誤りがあるまま出願した。</u>	- 学校全体で確認作業日を設定し、マニュアルに則り、複数人・複数回チェックによる確認作業を行った。しかし、確認作業日以降に入力完了した生徒の確認作業についてはマニュアル通り行われなかった。 - 校長承認前の確認作業において、添付データ漏れの確認については注力したが、志願先の確認については十分ではなかった。	- 修正を行った生徒については、再度異なるペアで複数回の点検・確認を行うことについて、徹底する。 - 最終承認前の点検・確認においては、添付画像等だけでなく、出願先の高等学校や学科等を含めたすべての項目の突合を学校のリストと照らし合わせて行うことを徹底する。

※特に気をつけたいもの（概要）

内容	概要
<u>出願漏れ。</u>	- 支援学校高等部入学者決定において、オンライン出願システムにて出願を行うが、出願期日を失念していた。 - 通信制高校への出願を全日制の同様の期日と誤って認識していた。
<u>辞書の検査を受けないまま辞書を使用した。</u>	日本語指導が必要な帰国生徒等に対する配慮において、必要な手続きである、前日までの高校への辞書の持ち込みを行わなかった。
<u>調査書評定誤り。</u>	調査書データを作成する際、転出入した生徒の取扱いに不備があり、正しい評定が記載されないまま出願した。

※失敗を起こさないために

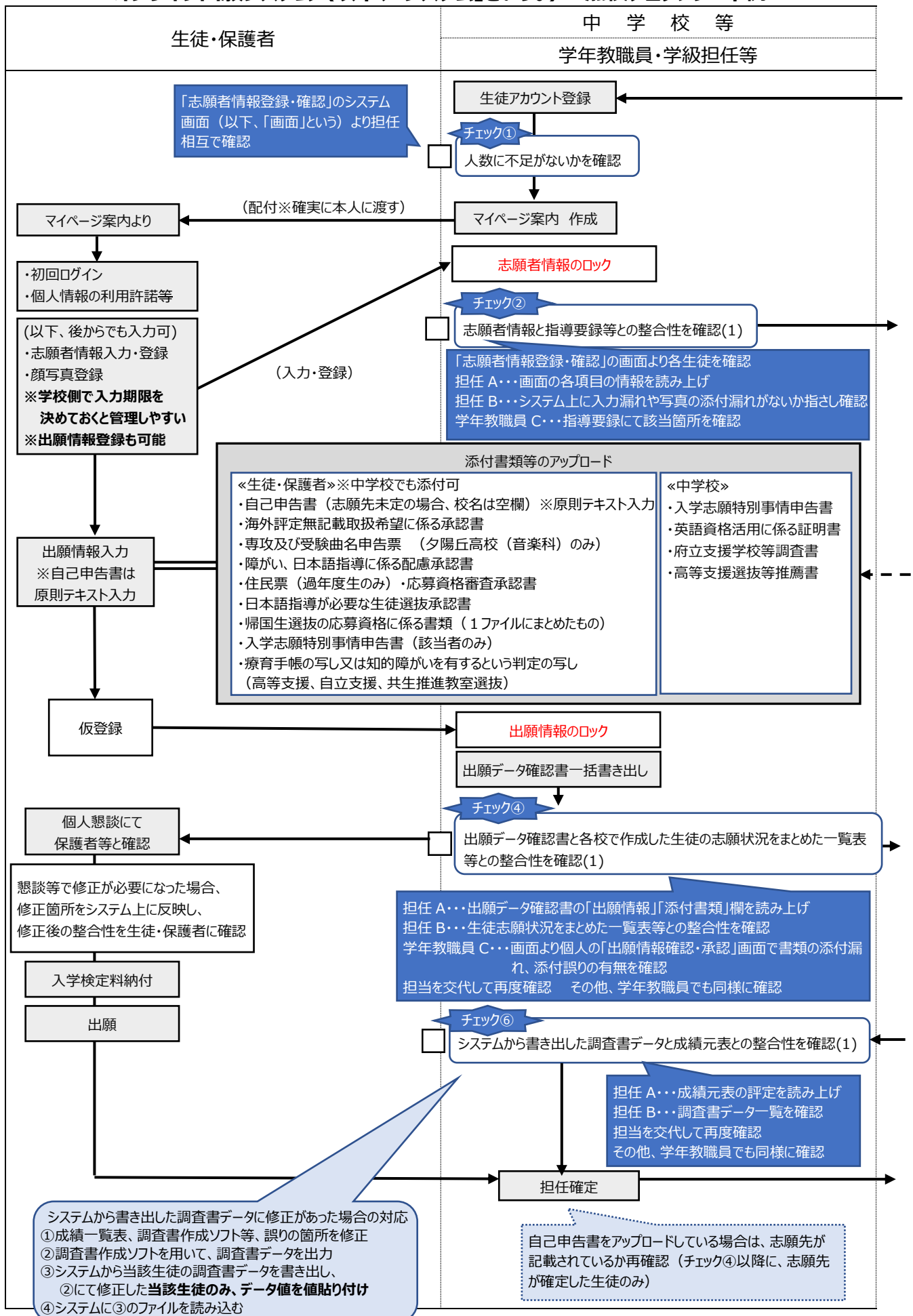
各学校では、調査書作成マニュアルに沿って調査書の作成・確認ができているか、マニュアルの内容にミスにつながる見落としがないか等、常に見直ししながら臨むことが大切です。進路指導事務を一人で行うことがないよう、学校全体で関係書類の作成や点検・確認をしていきましょう。

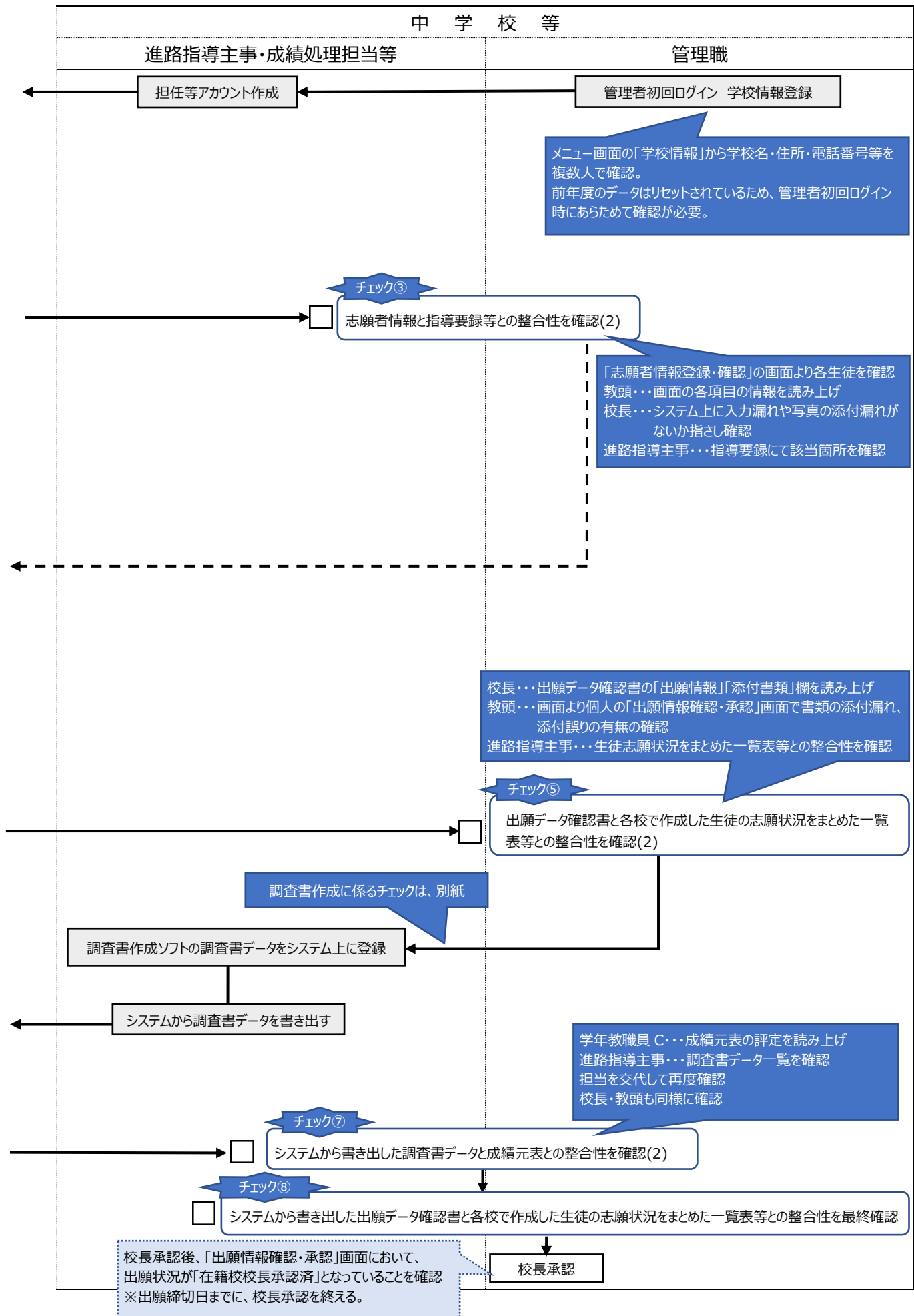
紹介している事例のように、ミスの要因は様々で、作成段階でのミスはどの学校でも生じる可能性があります。マニュアルが形骸化していたり、提出前の最終チェックが疎かであったりしたため、誤記載や添付漏れが見過ごされています。提出前の最終チェックにおいて、「原本となる資料と照合する」「ペアで読み上げる等、複数人、複数回チェックする」ことでミスを防ぐことができます。マニュアルの見直しや書類の内容確認等、失敗を起こさない仕組み・取組みが必要です。

再発防止策の好事例

- 校長、教頭を含め、調査書作成に係る教員の役割を一人ひとり明確かつ厳格に示す。
- 調査書点検のための時間を中学校で統一的に設け、業務に専念できる環境をつくる。
- 「活動／行動の記録」の原本となる資料を事前に生徒・保護者に見せ、確認する。
- 懇談で出願時と同じ様式の調査書を、生徒・保護者に見せる。
- 調査書等作成に係る失敗例をもとに対策を確認し、マニュアルに反映する。

オンライン出願システム（以下、「システム」という。） 点検チェックシート例





調査書データ作成に係るチェックリスト（例）

☆Ⅰ、Ⅱ、Ⅲでは、調査書作成ソフトにインポートする「生徒データ」と学校が作成している「生徒志願状況等をまとめた一覧表等」との整合性を確認。

チェック欄

Ⅰ ☐ 【選抜名】欄について

- ・該当する選抜名が正しく記載されている。

Ⅱ ☐ 【課程】欄について

- ・該当する課程が正しく記載されている。

Ⅲ ☐ 「名前・ふりがな・性別・生年月日・卒業見込み年月」について

- ・名前・ふりがな・性別・生年月日・卒業年の対応する項目が一致している。

☆Ⅳでは、調査書作成ソフトにインポートする「成績一覧表」と学校が作成している「各教科担当の評定」との整合性を確認。

Ⅳ ☐ 【各学年における各教科の評定】について

- (1) 該当する選抜に応じた成績一覧表※をもとに作成している。

※成績一覧表について

- ・生徒一人ひとりについて、各教科担当の評定と成績一覧表の数値が一致している。
- ・特別選抜等（12/31 時点）、一般選抜等（2/15 時点）ごとに成績一覧表を作成している。
- ・入力後修正が必要になった場合、当該部分を正しく修正している。
- ・修正した成績一覧表作成後、古い成績一覧表は削除している。

- (2) 生徒一人ひとりの各学年の成績一覧表の番号が正しく記載され、生徒データの成績一覧番号と一致している。

- (3) 生徒一人ひとりについて、各教科担当の評定と各学年の成績一覧表の数値が一致している。

Ⅴ ☐ 【活動/行動の記録】欄について

- (1) 各選抜に応じた調査書作成期日時点の最新情報について、書面等で本人・保護者と確認した内容を記載している。
- (2) 書面等で集約した資格や実績に関わる情報は、資格証明や賞状等、根拠となる書類と照合している。
- (3) 部活動の実績等については、部活動顧問に確認している。
- (4) 記入された「活動/行動の記録」の内容が、当該生徒のものであること、また、書面等で集約した内容と一致していることを確認している。

Ⅵ ☐ 上記すべての項目について、ペアで読み上げる等、複数人で複数回の確認をしている。

確認ができれば、調査書作成ソフトへ「生徒データ」「各学年の成績一覧表」をインポートし、調査書データを確定させ、オンライン出願システムにアップロードする「データー一覧表」を作成してください。

資料編

資料 1 令和 6 年度大阪府公立中学校及び義務教育 学校卒業者の進路状況（令和 7 年 3 月卒業者）

単位（人）※ 1

卒業生総数			65,677
進学した者	高等学校	全日制	58,644
		多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部	75
		定時制・ 多部制単位制Ⅲ部	273
		昼夜間単位制	115
		他府県	7
		通信制	4,571
	高等専門学校		282
	支援学校（高等部）		461
進学も就職も した者	高等学校等※ 2		9
	専修学校等※ 3		0
就職した者	公共職業安定所を通じた者		3
	自己就職	家業従事をした者	110
		家業従事以外の自己就職	57
専修学校等入 学者	専修学校		457
	各種学校		58
	公共職業能力開発施設等		7
その他	教育訓練機関類似機関等		22
	家事手伝い・療養中		160
	進路未定		204
	不詳・死亡の者		9
	その他		165

※ 1 大阪市、堺市、夜間学級を含む

※ 2 高等学校、高等専門学校、支援学校を含む

※ 3 専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等を含む

資料 2 令和 8 年度大阪府公立高等学校入学者選抜の概要

入試の種類と日程

「一般入学者選抜」(3月)

受験の機会は、
原則 1 回です！

- ◆出願受理期間：令和 8 年 3 月 4 日（水）午前 9 時から 6 日（金）午後 2 時（定時制は午後 5 時）まで
（通信制の課程は、令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 2 時から 4 日（水）午後 5 時まで）
- ◆学力検査等：令和 8 年 3 月 11 日（水）
（通信制の課程は、面接のみ 令和 8 年 3 月 8 日（日）、9 日（月）、10 日（火）のうち 1 日）
- ◆合格者発表：令和 8 年 3 月 19 日（木）午前 10 時（定時制・通信制の課程は、午後 2 時）オンライン出願システムにて

課程・学科等		学力検査	学力検査以外
全日制	すべての学科（特別選抜を行う学科を除く。）	5 教科（国語・社会・数学・理科・英語*） *リスニングテストを含む。	—
定時制	すべての学科（多部制単位制及び昼夜間単位制を除く。）	3 教科（国語・数学・英語*） *リスニングテストを含む。	—
通信制	普通科	—	面接（*）

（面接（*）：自己申告書と調査書中の「活動/行動の記録」に基づき、志願者全員について、高等学校長が当該高等学校において、個人面接で行う。）

「特別入学者選抜」(2月)

- ◆出願受理期間：令和 8 年 2 月 16 日（月）午前 9 時から 17 日（火）午後 2 時まで
（音楽科は、2 月 3 日（火）から 4 日（水）午後 2 時まで）
- ◆学力検査等：令和 8 年 2 月 19 日（木）、20 日（金）（音楽科は、2 月 14 日（土）、19 日（木））
（ステップスクールの学力検査は 2 月 19 日（木）、面接は 2 月 20 日（金）又は 24 日（火））
- ◆合格者発表：令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 2 時 オンライン出願システムにて

課程・学科等		学力検査	学力検査以外
全日制	専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科・インテリアデザイン科・デザインシステム科・ビジュアルデザイン科・映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）・総合造形科・美術科・音楽科・体育に関する学科・グローバル探究科・演劇科及び芸能文化科）	5 教科（国語・社会・数学・理科・英語*）*リスニングテストを含む。	実技検査
	総合学科（ステップスクール）	3 教科（国語・数学・英語*） *リスニングテストを含む	面接（※1）
	総合学科（エンパワメントスクール）		
多部制単位制	I 部・II 部（クリエイティブスクール）普通科	5 教科（国語・社会・数学・理科・英語*）*リスニングテストを含む。	面接（※2）
昼夜間単位制	普通科・ビジネス科		

（面接（※1） 対面または筆答による面接のどちらかを志願者が事前に登録。

面接の質問内容は[大阪府教育委員会のウェブサイト](#)（右記二次元コード参照）に公表しています。）

（面接（※2） 自己申告書と調査書中の「活動/行動の記録」に基づいて、集団面接で行う。）



※「能勢分校選抜」「帰国生選抜」「日本語指導が必要な生徒選抜」「自立支援選抜」「高等支援選抜」「共生推進教室選抜」は、特別選抜の日程に準じて実施します。

※特別選抜、能勢分校選抜及び一般選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科等は、一般選抜後に「二次選抜」を実施します。

※「秋季選抜」は、府立大阪わかば高校（多部制単位制 I 部・II 部（クリエイティブスクール））及び府立桃谷高校（定時制の課程）で実施します。この選抜においては学力検査を行わず、小論文と面接により合格者の判定を行います。

※ それぞれの選抜で、募集人員を複数の学科等ごとに設定している高校では、他の 1 学科等を第 2 志望とすることができます。

（例）〇〇高校：第 1 志望「グローバル科」、第 2 志望「普通科」

□□高校：第 1 志望「工学系大学進学専科」、第 2 志望「総合募集の専科」

△△高校：第 1 志望「多部制単位制 I 部」、第 2 志望「多部制単位制 II 部」など

入試で使う資料

全員提出が必要です！

(日本語指導が必要な生徒選抜を除く。)

学力検査

【国語・数学・英語】(高校によって問題の種類が異なります。)
一般選抜：3種類(基礎的問題、標準的問題、発展的問題)
特別選抜：2種類(基礎的問題、標準的問題)

【社会・理科】

一般選抜、特別選抜：それぞれ1種類のみ

一般選抜

検査教科	国語	数学*	英語*		理科	社会	満点
			筆答	リスニング			
時間	50分	50分	40分	15分	40分	40分	450点
配点	90点	90点	90点		90点	90点	

*発展的問題は、数学60分、英語の筆答30分・リスニング25分

※定時制の課程は3教科(国、数、英)

特別選抜

検査教科	国語	数学	英語		理科	社会	満点
			筆答	リスニング			
時間	40分	40分	40分	15分	40分	40分	225点
配点	45点	45点	45点		45点	45点	

自己申告書

- 受験生は、中学校等での学習や高校生活における抱負など、あらかじめ教育委員会が示すテーマについて記載し、オンライン出願システムに登録する。
- 選抜での判定資料や面接の参考資料となります。

(※イメージ)

＜特別・進路分枝・外国生・一般・二夜・秋季選抜用＞

令和8年度入学希望選抜

※印は主として進路分枝で記入する。

受験番号	学	姓
------	---	---

自 己 申 告 書

_____ 高等学校長 様

下記のとおり、申告します。

志願者名 _____

記

【テーマ】

あなたは、中学校等の生活(あるいはこれまでの人生)でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

その他

- 英語の学力検査において外部検定のスコア等に応じた点数保障があります。中学校等で調査書の評定を付けるにあたり、府内統一ルールを用いて、各学校の評価基準の確認を行っています。(府内統一ルールについては、[大阪府教育委員会のウェブサイト](#)(右記二次元コード参照)をご覧ください。)
- 令和7年度選抜では、調査書の評定の満点を以下のように求めます。



			調査書の評定の満点	学力検査の満点(参考)
一般選抜	全日制		450点 (3年生(5段階×9教科×6倍)+2年生(5段階×9教科×2倍)+1年生(5段階×9教科×2倍))	450点 (90点×5教科)
	定時制		270点 (3年生(5段階×9教科×3.6倍)+2年生(5段階×9教科×1.2倍)+1年生(5段階×9教科×1.2倍))	270点 (90点×3教科)
特別選抜			225点 (3年生(5段階×9教科×3倍)+2年生(5段階×9教科×1倍)+1年生(5段階×9教科×1倍))	225点 (45点×5教科)
ステップスクール			225点 教科ごとに(3年生(5段階×3倍)+2年生(5段階×1倍)+1年生(5段階×1倍))の計算式で合計点を算出。合計点の高い3教科を2倍した値とその他の教科の合計点を合算し225/300を乗じて算出。	225点 (45点×3教科×225/135)

総合点は、学力検査の成績と調査書の評定に一定の倍率をかけて求め、可否の判定に用います。倍率には〈表1〉の5つのタイプがあり、高校によって異なります。

- ステップスクールの選抜においては、表1は用いずに、可否の判定を行います。
詳細は[大阪府教育委員会のウェブサイト](#)(右記二次元コード参照)をご覧ください。



(表1)

タイプ	学力検査の成績にける倍率	調査書の評定にける倍率	一般選抜【全日制】		一般選抜【定時制】		特別選抜*		(参考) 学力検査の成績と調査書の評定の比率
			学力検査	調査書	学力検査	調査書	学力検査	調査書	
I	1.4倍	0.6倍	630点	270点	378点	162点	315点	135点	7:3
II	1.2倍	0.8倍	540点	360点	324点	216点	270点	180点	6:4
III	1.0倍	1.0倍	450点	450点	270点	270点	225点	225点	5:5
IV	0.8倍	1.2倍	360点	540点	216点	324点	180点	270点	4:6
V	0.6倍	1.4倍	270点	630点	162点	378点	135点	315点	3:7

*実技検査を実施する学科の総合点には、実技検査の成績が加わります。

※ 各高校の学力検査問題の種類及び学力検査の成績と調査書の評定の比率、出願書類や学力検査の時間割等、その他入試情報・学校説明会などは[大阪府教育委員会のウェブサイト](#)(右記二次元コード参照)をご覧ください。



資料3 令和8年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施校

特別入学者選抜実施校

1 全日制の課程専門学科

学 科 名 等		高 等 学 校 名	
		府 立	市 立
工業に関する学科	建築デザイン科 インテリアデザイン科 ビジュアルデザイン科 映像デザイン科 プロダクトデザイン科	工芸	_____
	デザインシステム科	_____	岸和田市立産業
総合造形科		港南造形	_____
美術科		工芸	_____
音楽科		夕陽丘	_____
体育に関する学科		桜宮、汎愛、摂津、大塚	_____
グローバル探究科		水都国際	_____
演劇科		咲くやこの花	_____
芸能文化科		東住吉	_____

2 全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
総合学科	淀川清流、成城、長吉、箕面東、布施北、和泉総合	

3 全日制の課程総合学科（ステップスクール）

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
総合学科	西成、岬	

4 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

課 程 等 名	高 等 学 校 名	
	府 立	
多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部 普通科	大阪わかば	
昼夜間単位制 普通科	中央	

大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名	高 等 学 校 名
	府 立
総 合 学 科	能勢分校

海外から帰国した生徒の入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名	高 等 学 校 名	
	府 立	市 立
総 合 科 学 科	住吉、千里、泉北	_____
英 語 科	東、いちりつ	東大阪市長日新
国 際 文 化 科	旭、枚方、花園、長野、佐野、住吉、千里、泉北	_____
グ ロ ー バ ル 科	箕面、和泉	_____
グ ロ ー バ ル 探 究 科	水都国際	_____

日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜実施校

課 程 等 名	高 等 学 校 名
	府 立
全 日 制 の 課 程 普 通 科	東淀川
全 日 制 の 課 程 総 合 学 科	福井、門真なみはや、八尾北、成美
全 日 制 の 課 程 総 合 学 科 (エンパワメントスクール)	長吉、布施北
多 部 制 単 位 制 I 部 科 普 通 科	大阪わかば

知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜実施校

(全日制の課程)

学 科 名 等	高 等 学 校 名
	府 立
普通科 知的障がい生徒自立支援コース	桜宮、阿武野、八尾翠翔
フラワーファクトリ科・環境緑化科・バイオサイエンス科 知的障がい生徒自立支援コース	園芸
機械工学科・電気工学科・理工学科 知的障がい生徒自立支援コース	東淀工業
総合学科 知的障がい生徒自立支援コース	柴島、枚方なぎさ、松原、堺東、貝塚
総合学科 (ステップスクール) 知的障がい生徒自立支援コース	西成

一般入学者選抜実施校

1 全日制の課程（総合学科（クリエイティブスクール）を除く。）

学 科 名 等		高 等 学 校 名	
		府 立	市 立
普通教育を主とする学科	普通科	東淀川、旭、桜宮、東、汎愛、清水谷、夕陽丘、港、阿倍野、東住吉、阪南、池田、渋谷、桜塚、豊島、刀根山、箕面、茨木西、北摂つばさ、吹田、吹田東、北千里、山田、三島、高槻北、芥川、阿武野、大冠、摂津、寝屋川、西寝屋川、北かわち阜が丘、枚方、長尾、牧野、香里丘、枚方津田、いちりつ、守口東、門真西、野崎、緑風冠、交野、布施、花園、みどり清朋、山本、八尾、八尾翠翔、大塚、河南、富田林、金剛、懷風館、長野、藤井寺、登美丘、泉陽、金岡、東百舌鳥、堺西、堺上、泉大津、信太、高石、和泉、久米田、佐野、日根野、貝塚南、りんくう翔南	東大阪市立日新
	普通科制	市岡、大阪府教育センター附属、槻の木、鳳	_____
	文理探究科	春日丘、狭山	_____
農業に関する学科		園芸、農芸	_____
工業に関する学科（特別選抜実施学科を除く。）		東淀工業、淀川工科、都島工業、泉尾工業、今宮工科、茨木工科、東大阪みらい工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科	堺市立堺
商業に関する学科	商業科	淀商業、鶴見商業、住吉商業	東大阪市立日新、岸和田市立産業
	マネジメント創造科	_____	堺市立堺
グローバルビジネス科		大阪ビジネスフロンティア	_____
食 物 文 化 科		咲くやこの花	_____
福祉ボランティア科		淀商業	_____
理 数 科		東、いちりつ	_____
総 合 科 学 科		住吉、千里、泉北	_____
サイエンス創造科		_____	堺市立堺
英 語 科		東、いちりつ	東大阪市立日新
国 際 文 化 科		旭、枚方、花園、長野、佐野、住吉、千里、泉北	_____
グ ロ ー バ ル 科		箕面、和泉	_____
文 理 学 科		北野、大手前、高津、天王寺、豊中、茨木、四條畷、生野、三国丘、岸和田	_____
教 育 文 理 学 科		桜和	_____
総 合 学 科		柴島、咲くやこの花、今宮、千里青雲、福井、枚方なぎさ、芦間、門真なみはや、枚岡樟風、八尾北、松原、堺東、成美、伯太、貝塚	_____

2 全日制の課程総合学科（クリエイティブスクール）

学 科 名	高 等 学 校 名
	府 立
総 合 学 科	東住吉総合

3 定時制の課程

学 科 名 等		高 等 学 校 名	
		府 立	市 立
普 通 科		大手前、桃谷、桜塚、春日丘、寝屋川、布施、三国丘	_____
工 業 に 関 す る 学 科		_____	堺市立堺
商業に関する学科	商 業 科	_____	岸和田市立産業
	マネジメント創造科	_____	堺市立堺
総 合 学 科		都島工業、今宮工科、工芸、茨木工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科、成城、和泉総合	_____

4 通信制の課程

学 科 名	高 等 学 校 名
	府 立
普 通 科	桃谷

秋季入学者選抜実施校

1 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）

学 科 名	高 等 学 校 名
	府 立
普 通 科	大阪わかば

2 定時制の課程

学 科 名	高 等 学 校 名
	府 立
普 通 科	桃谷

資料 4 令和 9 年度大阪府公立高等学校入学者選抜の日程

令和 9 年度大阪府公立高等学校入学者選抜の出願期間、学力検査等及び合格発表の期日は次のとおりとする。

選抜の種類	出願期間※	学力検査等	合格発表※
特別入学者選抜	2月15日(月)午前9時から 2月16日(火)午後2時まで 〔音楽科 2月2日(火)午前9時から 2月3日(水)午後2時まで〕	学力検査 2月18日(木) 実技検査又は面接 2月19日(金) 〔音楽科 視唱、専攻実技 2月14日(日) 学力検査、聴音 2月18日(木)〕	3月1日(月)
大阪府立豊中高等学校 能勢分校に係る入学者選抜	2月15日(月)午前9時から 2月16日(火)午後2時まで	学力検査 2月18日(木) 面接 2月19日(金)	
海外から帰国した生徒の入学者選抜		学力検査、面接 2月18日(木)	
日本語指導が必要な帰国生徒・ 外国人生徒入学者選抜		学力検査、作文 2月18日(木)	
知的障がい生徒自立支援コース 入学者選抜		面接 2月18日(木)、19日(金)、 22日(月)のうち一日	
一般入学者選抜	3月3日(水)午前9時から 3月5日(金)午後2時まで 〔定時制の課程 3月3日(水)午後2時から 3月5日(金)午後5時まで〕 通信制の課程 3月1日(月)午後2時から 3月3日(水)午後5時まで	学力検査等 3月10日(水) 〔通信制の課程 面接 3月7日(日)、8日(月)、 9日(火)のうち一日〕	3月18日(木)
二次入学者選抜(実施校がある場合)	3月23日(火) 午前9時から正午まで 〔定時制及び通信制の課程 3月23日(火) 午後2時から午後5時まで〕	面接 3月24日(水)	3月25日(木)
知的障がい生徒自立支援コース補充 入学者選抜(実施校がある場合)			

(注) 秋季選抜の日程については、令和 9 年度大阪府公立高等学校入学者選抜方針において定める。

※ 出願及び合格発表はオンライン出願システムによる。

資料5 府立実業系高校における人材育成に向けた取組み

大阪府立工業系高校

「未来の“ものづくりエンジニア”を育成」



- 専門的に学ぶ工業高校・工科高校が14校、選択的に工業系の学びができる総合学科高校が3校
- 就職内定率ほぼ100%（大企業・地元企業など様々な職種の指定校求人から自分にあった仕事を選ぶことが可能）
- 指定校推薦、工業・工科高校推薦、専門高校入試など、工業系高校の学びを活かして、国公立大学や私立大学へ進学

工業系の各分野の学びの紹介

機械 機械の設計・製作から、機械が動くしくみや制御方法まで広く学びます	電気 生活に欠かせない電気について、発電や送電、制御方法やコンピュータ技術まで広く学びます	建築・土木 建物や橋・道路をつくるための技術・技能や、まちづくり全般について広く学びます	デザイン 映像編集などデザインを表現する技術や、ユーザーの視点を考慮したデザインの知識・技術を広く学びます
メカトロニクス ロボットなどの機械と電気の技術を融合させ、生活を豊かにするシステムについて広く学びます	工業化学 化学の力を応用して、人や地球を豊かにする技術・技能を広く学びます	産業創造・ファッション 3Dプリンタ等を活用した新しい製品開発や、繊維・縫製等の技術・技能を広く学びます	工学系（大学進学専科）・理数 専門教育と大学進学のための学習を両立するカリキュラムで、工学のスペシャリストをめざします

大阪府立農業系高校

農業×テクノロジーで、高校生から最先端の農業を先取り

- 専門的に学ぶ園芸高校・農芸高校と、選択的に学ぶことができる豊中高校能勢分校・枚岡樟風高校・貝塚高校の合計5校
- 指定校推薦や専門高校入試等の各種推薦制度を利用し、半数以上の生徒が国公立大学や私立大学等へ進学
- 教育系大学に進学後、教職員として農業分野の人材育成を行う進路選択も可能
- 資本金1億円以上の企業の指定校求人があり、農業関係や鉄道・建設機械関係など幅広い進路選択が可能



在校生のほとんどは非農家出身



自然や生き物、動物が大好きな生徒が多く、全員で協力して農業に取り組めます。

地域や企業との多様な連携



地域での生産物の販売や、企業連携によるオリジナル商品を生産・販売しています。

こんな学びがあります

生産技術・経営

植物の栽培、動物の飼育、バイオテクノロジーなど“命”にまつわる分野を学びます

食品

食品の加工や栄養成分、衛生、分析、流通など、“食”にまつわる分野を学びます

環境創造

環境問題、都市環境・緑化、造園、木の剪定や庭の整備などを学びます

大阪府立商業系高校

新時代のビジネスを切り拓く人材を育成



- 専門的に学ぶ淀商業高校・鶴見商業高校・大阪ビジネスフロンティア高校・住吉商業の合計4校（大阪市内に設置）
- 企業や大学等と連携し、ブレインストーミングやAIを活用したアイデアの創発として“ほんまもののビジネス”を体験
- 指定校推薦や専門高校入試等の各種や総合型選抜を利用して、半数以上の生徒が国公立大学や私立進学等へ進学
- 就職内定率ほぼ100%（上場企業・大阪府内の企業など様々な職種の指定校求人から自分にあった仕事を選ぶことが可能）
- 商業系高校で学んだ経験を活かし、自ら起業することも可能

商業科



アントレプレナーシップ教育や商品開発、観光教育などそれぞれの特色を活かしたビジネス教育を実施

グローバルビジネス科



高校大学7年間の接続教育を柱として、ビジネスの3言語である会計・情報・英語をさらに深める教育を実施。

商業系高校ならではの学び

Step 1 商業の基本を学ぶ

・PCスキル ・文章を読み取る力 ・表現する力を身につける

Step 2 探究型学習と企業連携

・市場調査 ・企業との共同開発 ・販売のノウハウを学ぶ

Step 3 スモールビジネスからアントレプレナー精神を醸成

・企画提案 ・会社設立



資料6 大阪公立大学工業高等専門学校について

技術を伝えて半世紀

大阪公立大学工業高等専門学校

Osaka Metropolitan University College of Technology

〒572-8572 寝屋川市幸町26番12号
TEL:072-821-6401 FAX:072-821-0134
<https://www.ct.omu.ac.jp/>



寝屋川市駅からのアクセス
① 北出口から北東へ徒歩約15分
② 駅前(東口)から
京阪バス「香里園駅前行き」
「寝屋川警察署前」下車徒歩約2分

一步先ゆく
カレッジライフ



大阪公立大学高専の目的及び使命

大阪公立大学工業高等専門学校は、ものづくりの街大阪において、深く専門の学芸を教授し、創造力と高い倫理観のある実践的技術者を養成することを目的とし、その教育と研究の機能を活かして、地域及び産業の発展に寄与することを使命とする。

大阪公立大学高専の三つの観点

進取

実践

共生

「進取」は、自分の将来と役割を考えながら、意欲と好奇心を持って自ら進んで知識を修得することを意味します。

「実践」は、本校の教育を通じて修得したスキルを、技術課題や社会問題に応用する姿勢を示すことを意味します。

そして、「共生」は、技術の発展の影で生じる問題も常に意識し、多様な価値観や環境にも配慮することを意味します。

学生諸君が在学中、そして卒業後も心にとどめ、創造力と高い倫理観を備えた実践的技術者となるよう願って掲げる、本校の教育活動において教職員一同が大切にしたい観点です。

カリキュラムのイメージ～基盤4コース



入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

- (1) 興味・関心
 - ものづくりに興味・関心のある人
 - 情報通信・地球環境・エネルギー問題に興味・関心のある人
- (2) 資質・性格
 - 何事にも積極的に取り組めるチャレンジ精神の旺盛な人
 - 多様な価値観を理解して行動できる人
- (3) 能力
 - 数学・理科・英語・技術が得意な人

入学志願者倍率(2025年度実績)

小論文と面接による 特別選抜		学力検査による 選抜	
募集定員	志願者倍率	募集定員	志願者倍率
80	2.08	80	1.60

2025年度イベント情報

学校説明会	7/5(土)、7/26(土)、8/2(土)、 10/18(土)、11/29(土)
体験入学	8/22(金)、8/23(土)、8/24(日)
高専祭	11/8(土)、11/9(日)

※詳細は本校WEBサイトでご確認ください。

2024年度進路状況

- 就職: 約6割 求人倍率38.4倍!
パナソニックグループ、JR西日本、樹クボタなど
- 進学: 約4割 京大、阪大、東北大、大阪公立大、
豊橋技科大、長岡技科大など

キャンパス移転について

2027年度より、現在の寝屋川市から大阪公立大学の
中百舌鳥キャンパス内(大阪府堺市)へ移転を予定してい
ます。これまで以上に大学との連携強化を図り、施設等
の共同利用や大学生と同様の学生サポート体制が期待
されています。

資料 7 大阪府立東大阪高等職業技術専門校(ぎせんこう)について

- プロダクトサポート科、ものづくり金属科には新規中学校卒業者の優先枠があります。
- 新規中学校卒業予定者は、2 月選考と 3 月選考に応募することができます。
- また、第 1 希望科目と第 2 希望科目に応募することができます。
- 高等学校との併願が可能です。



プロダクトサポート科

**就職率
100%**
R6年度実績

【入校：4月】【訓練期間：1 年】【対象：新中卒者及び15歳以上】



生産関連事務+ものづくりスキルを学ぶ！

製造業では、製品を作る生産職以外に、**事務、品質管理、製品検査、CAD/CAMオペレーター**など、ものづくりを支える様々な仕事があります。
事務と機械を学ぶことで、就職の選択肢を広げ、自分に適した業務への就職をめざします。

生産関連事務？これも事務職です！

製造業の事務職は、間接部門において事務処理+ものづくりの補助業務（品質管理、製品の検査等）を行います。有効求人倍率も1倍を超えており、一般事務よりも安定した雇用ニーズがあります。

業務に必要なパソコンスキルを習得！

日常的な業務でパソコンを使う機会が多々あります。訓練では、Wordを使用したビジネス文書や、Excelでのグラフの作成等、実務に必要なパソコンスキルを習得します。

製造業に必要な知識を基礎から習得！

機械の知識は、生産関連事務職、生産職にかかわらず共通知識になります。
訓練では、「原価計算、図面、CAD操作、検査、機械部品、機械操作等」の専門スキルを基礎から学ぶことができます。

就職先について / 主な職種

- ・生産関連事務職 ・製品検査員 ・品質管理員
- ・CAD/CAMオペレーター ・機械オペレーター

取得可能な資格 / 経費

資格◇マイクロソフトオフィススペシャリスト Word、Excel
◇品質管理検定(QC検定) 3級 ◇原価計算初級
◇技能検定 3級 (機械検査作業)
◇自由研削といし特別教育 ◇ITパスポート試験
経費 38,000円程度 (教科書、作業服など)

【 はじめての方へメッセージ 】

製造業では、製品を作る仕事以外に、材料の発注や見積書作成、工程の管理、製品の検査等、間接部門でものづくりを支える事務の仕事があります。当科では、事務職にも対応する訓練をしており、事務から実務まで、製造業に必要なスキルを幅広く習得できます。事務と機械のスキルを強みに、希望する業務への就職をめざします。





東大阪
ぎせんこう

ものづくり金属科

就職率
100%
R6年度実績

【入校：4月】【訓練期間：1年】【対象：新中卒者及び15歳以上】



あなたに合った金属加工の仕事は何か？

金属材料を金属製品に一から製作するうえで必要な、「切る・曲げる」板金加工や「接合する」溶接を中心に「図面を描く」CAD操作や「削る」機械加工、検査などを含むものづくりの知識や技能を1年かけてゆつくりと幅広く学ぶことができます。

職業キャリアや年齢問わず、「ものづくり分野」に初めてチャレンジする方に適した訓練コースです。



修了生の声

- 仕事内容
溶接・組立作業
- 仕事のやりがい
自分の手がけた製品が店頭
に並んでいるのを見た時
- 訓練を受けて良かったこと
似たような機械を扱うことが多く、
学んだことを活かせる場面が多
かった。
- メッセージ
「ものづくりに興味を持っているなら
ぜひチャレンジしてください！」



海道 夢紀さん(旧溶接・板金技術科令和2年度修了生)
株式会社大幸製作所 勤務

就職について

職種：製造業・機械板金工・溶接工・製缶工・
鉄骨組立工・ロボット溶接工・プレス工・
組立工・機械工

取得可能な資格 / 経費

資格

- ◇ガス溶接技能講習 ◇アーク溶接特別教育
- ◇自由研削といしの取替え等特別教育
- ◇溶接技能者評価試験 ◇プレス機械特別教育 (学科のみ)
- ◇低圧電気特別教育 ◇産業用ロボット特別教育 (学科のみ)

経費 47,000円程度 (教科書、作業服、工具など)

【 はじめての方へメッセージ 】

訓練ではものづくりの実習を中心に
に行い、金属製品の製作スキルや
数多くの資格が取得できます。

中でも、自分でデザインを考えて
製作する課題が好評で、皆さん夢
中になって取り組んでいます。

「自分は不器用かな」とか「要領
が悪いかな」と感じている方も安心
してください！我々が全力サポート
します！！一緒にものづくりの世界
を楽しみましょう♪



【お問い合わせ先】大阪府立東大阪高等職業技術専門校
〒578-0984 東大阪市菱江 6-9-10
TEL 072-964-8836、FAX 072-964-8904



東大阪ぎせんこう HP

資料 8 知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室、 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校、 府立支援学校高等部について

◆高校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

* 出願には療育手帳の所持が必要です

知的障がい生徒自立支援コース

高校のカリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒がいきいきと学び、障がいのあるなしに関わらず、ともに高校生活を送り、交友を深めています。

設置する府立高校	所在地
園芸高校	池田市
阿武野高校	高槻市
柴島高校	大阪市東淀川区
東淀工業高校	大阪市淀川区
桜宮高校	大阪市都島区
枚方なぎさ高校	枚方市
八尾翠翔高校	八尾市
西成高校	大阪市西成区
松原高校	松原市
堺東高校	堺市
貝塚高校	貝塚市

共生推進教室

職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の共生推進教室を、府立高校に設置しています。両校が連携協力し、高等支援学校の生徒が、高校の生徒とともに学び、交友を深めています。
また、週に1回程度、職業に関する専門教科を高等支援学校で学んでいます。

設置する府立高校	所在地	本校（高等支援学校）
千里青雲高校	豊中市	とりかい高等支援学校
北摂つばさ高校	茨木市	
芦間高校	守口市	むらの高等支援学校
緑風冠高校	大東市	
枚岡樟風高校	東大阪市	たまがわ高等支援学校
金剛高校	富田林市	
信太高校	和泉市	すながわ高等支援学校
久米田高校	岸和田市	
東住吉高校	大阪市平野区	なにわ高等支援学校
今宮高校	大阪市浪速区	

◆就労を通じた社会的自立をめざす高等支援学校

* 出願には療育手帳の所持が必要です

職業学科を設置する知的障がい高等支援学校

知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめざす教育課程を編成した、高等部のみの支援学校です。

5校とも、職業に関する専門の学科を設置し、職業実習や現場での実習の時間を多く取り入れるなど、職業教育の充実を図っています。

高等支援学校名	所在地	電話番号
とりかい高等支援	摂津市	072-654-9235
むらの高等支援	枚方市	072-805-2327
たまがわ高等支援	東大阪市	072-961-4730
すながわ高等支援	泉南市	072-485-3810
なにわ高等支援	大阪市浪速区	06-6561-7361

令和9年度入学者選抜等の日程について

■府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜

出願	検査等	合格者発表
2月15日（月） から2月16日（火）	面接2月18日（木） 検査2月19日（金）	3月1日（月）

■府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

出願	面接	合格者発表
2月15日（月）及び 2月16日（火）	2月18日（木）、 19日（金）、22日（月）のうち1日	3月1日（月）

◆知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜 【出願】3月23日（火）、【面接】3月24日（水）、 【合格者発表】3月25日（木）

◆共生推進教室補充入学者選抜 【出願】3月23日（火）、【面接】3月24日（水）、 【合格者発表】3月25日（木）

■府立支援学校高等部入学者決定

学校種別	部及び学科	出願期間	検査	入学予定者発表
視覚支援学校	高等部専攻科	1月15日（金）から 1月22日（金）まで （土、日を除く）	2月13日（土）	2月19日（金）
	高等部本科	1月22日（金）から 1月29日（金）まで （聴覚障がい支援学校高等部専攻科は土、日を除く）	3月11日（木）	3月15日（月）
聴覚支援学校	高等部専攻科			
支援学校	高等部本科			
	高等部			

◆大阪教育大学附属特別支援学校の入学選考については、当該校より別途公表されます。

資料9 私立高等学校の一覧（全日制・通信制）

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧（全日制・通信制）

＜令和7年4月1日現在＞

課程名		学校数
全日制	男子校	5
	女子校	16
	共学校	73
	計	94
通信制		13

※賢明学院高等学校は、全日制・通信制を併置しているため、それぞれに計上している。

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧〔全日制男子校〕

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
清風高等学校	543-0031	大阪市天王寺区石ヶ辻町 12-16	06-6771-5757
大阪星光学院高等学校	543-0061	大阪市天王寺区伶人町 1-6	06-6771-0737
興國高等学校	543-0045	大阪市天王寺区寺田町 1 丁目 4-26	06-6779-8151
明星高等学校	543-0016	大阪市天王寺区餌差町 5-44	06-6761-5606
東大阪大学柏原高等学校	582-8585	柏原市本郷 5 丁目 993	0729-72-1565

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧〔全日制女子校〕

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
金蘭会高等学校	531-0075	大阪市北区大淀南 3 丁目 3-7	06-6453-0281
相愛高等学校	541-0053	大阪市中央区本町 4 丁目 1-23	06-6262-0621
大阪女学院高等学校	540-0004	大阪市中央区玉造 2 丁目 26-54	06-6761-4113
四天王寺高等学校	543-0051	大阪市天王寺区四天王寺 1 丁目 11-73	06-6772-6201
好文学園女子高等学校	555-0013	大阪市西淀川区千舟 3 丁目 8-22	06-6472-2281
大阪成蹊女子高等学校	533-0007	大阪市東淀川区相川 3 丁目 10-62	06-6829-2510
プール学院高等学校	544-0033	大阪市生野区勝山北 1 丁目 19-31	06-6741-7005
大谷高等学校	545-0041	大阪市阿倍野区共立通 2 丁目 8-4	06-6661-8400
帝塚山学院高等学校	558-0053	大阪市住吉区帝塚山中 3 丁目 10-51	06-6672-1151
城南学園高等学校	546-0021	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田 2 丁目 14-10	06-6702-9781
梅花高等学校	560-0011	豊中市上野西 1 丁目 5-30	06-6852-0001
宣真高等学校	563-0038	池田市荘園 2 丁目 3-12	072-761-8801
大阪薫英女学院高等学校	566-8501	摂津市正雀 1 丁目 4-1	06-6381-5381
樟蔭高等学校	577-8550	東大阪市菱屋西 4 丁目 2-26	06-6723-8185
香ヶ丘リハルテ高等学校	590-0012	堺市堺区浅香山町 1-2-20	072-238-7881
堺リハルテ高等学校	590-0012	堺市堺区浅香山町 1-2-20	072-275-7688

大阪府知事が認可している私立高等学校の一覧〔全日制共学校〕

学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号
追手門学院大手前高等学校	540-0008	大阪市中央区大手前 1 丁目 3-20	06-6942-2235
ヴェリタス城星学園高等学校	545-0004	大阪市中央区玉造 2 丁目 23-26	06-6941-5977
英真学園高等学校	532-0023	大阪市淀川区十三東 5 丁目 4-38	06-6303-2181
大阪偕星学園高等学校	544-0021	大阪市生野区勝山南 2 丁目 6-38	06-6716-0003
金光藤蔭高等学校	544-0003	大阪市生野区小路東 4 丁目 1-26	06-6751-2461
常翔学園高等学校	535-8585	大阪市旭区大宮 5 丁目 16-1	06-6954-4435
開明高等学校	536-0006	大阪市城東区野江 1 丁目 9-9	06-6932-4461
大阪産業大学附属高等学校	536-0001	大阪市城東区古市 1 丁目 20-26	06-6939-1491
大阪信愛学院高等学校	536-8585	大阪市城東区古市 2 丁目 7-30	06-6939-4391
桃山学院高等学校	545-0011	大阪市阿倍野区昭和町 3 丁目 1-64	06-6621-1181
あべの翔学高等学校	545-0002	大阪市阿倍野区天王寺町南 2 丁目 8-19	06-6719-2801
明浄学院高等学校	545-0004	大阪市阿倍野区文の里 3 丁目 15-7	06-6623-0016
上宮高等学校	543-0037	大阪市天王寺区上之宮町 9-36	06-6771-5701
大阪夕陽丘学園高等学校	543-0073	大阪市天王寺区生玉寺町 7-72	06-6771-9510
浪速高等学校	558-0023	大阪市住吉区山之内 2 丁目 13-57	06-6693-4031
大阪学芸高等学校	558-0003	大阪市住吉区長居 1 丁目 4-15	06-6693-6301
建国高等学校	558-0032	大阪市住吉区遠里小野 2 丁目 3-13	06-6691-1231
清明学院高等学校	558-0043	大阪市住吉区墨江 2 丁目 4-4	06-6673-8181
大阪金剛インターナショナル高等学校	559-0034	大阪市住之江区南港北 2 丁目 6-10	06-4703-1780
関西大学北陽高等学校	533-0006	大阪市東淀川区上新庄 1 丁目 3-26	06-6328-5964
大阪高等学校	533-0007	大阪市東淀川区相川 2 丁目 18-51	06-6340-3031
昇陽高等学校	554-0011	大阪市此花区朝日 1 丁目 1-9	06-6461-0091
箕面自由学園高等学校	560-0056	豊中市宮山町 4 丁目 21-1	06-6852-8110
履正社高等学校	561-0874	豊中市長興寺南 4 丁目 3-19	06-6864-0456
大商学園高等学校	561-8577	豊中市利倉東 1 丁目 2-1	06-6862-5223
箕面学園高等学校	562-0001	箕面市箕面 7 丁目 7-31	072-723-6551
関西学院千里国際高等部	562-0032	箕面市小野原西 4 丁目 4-16	072-727-5050
アサンプション国際高等学校	562-8543	箕面市如意谷 1 丁目 13-23	072-721-3080
金蘭千里高等学校	565-0873	吹田市藤白台 5 丁目 25-2	06-6872-0263
関西大学第一高等学校	564-0073	吹田市山手町 3 丁目 3-24	06-6337-7750
大阪学院大学高等学校	564-0011	吹田市岸部南 2 丁目 6-1	06-6381-6661
金光大阪高等学校	569-8575	高槻市東上牧 1 丁目 3-1	072-669-5211
大阪青凌高等学校	618-0024	三島郡島本町若山台 1-1-1	075-754-7771
追手門学院高等学校	567-0013	茨木市太田東芝町 1-1	072-697-8185
関西大倉高等学校	567-0052	茨木市室山 2 丁目 14-1	072-643-6321
早稲田大阪高等学校	567-0051	茨木市宿久庄 7 丁目 20-1	072-643-6363
関西大学高等部	569-1098	高槻市白梅町 7-1	072-684-4327
高槻高等学校	569-8505	高槻市沢良木町 2-5	072-671-0001
星翔高等学校	566-0022	摂津市三島 3 丁目 5-36	06-6381-0220
大阪電気通信大学高等学校	570-0039	守口市橋波西之町 1-5-18	06-6992-6261
大阪国際高等学校	570-8787	守口市松下町 1-28	06-6992-5931
東海大学付属大阪仰星高等学校	573-0018	枚方市桜丘町 60-1	072-849-7211
常翔啓光学園高等学校	573-1197	枚方市禁野本町 1 丁目 13-21	072-848-0521
香里ヌヴェール学院高等学校	572-8531	寝屋川市美井町 18-10	072-831-8452
同志社香里高等学校	572-8585	寝屋川市三井南町 15-1	072-831-0285
大阪桐蔭高等学校	574-0013	大東市中垣内 3-1-1	072-870-1001

太成学院大学高等学校	574-0044	大東市諸福 7 丁目 2-23	072-871-1921
四條畷学園高等学校	574-0001	大東市学園町 6-45	072-876-1321
関西創価高等学校	576-0063	交野市寺 3-20-1	072-891-0011
金光八尾高等学校	581-0022	八尾市柏村町 1-63	072-922-9162
関西福祉科学大学高等学校	582-0026	柏原市旭ヶ丘 3 丁目 11-1	072-976-1112
四天王寺東高等学校	583-0026	藤井寺市春日丘 3 丁目 1-78	072-937-2855
大阪緑涼高等学校	583-8558	藤井寺市春日丘 3 丁目 8-1	072-955-0733
大阪商業大学高等学校	577-8505	東大阪市御厨栄町 4 丁目 1-10	06-6781-3050
アナン学園高等学校	578-0944	東大阪市若江西新町 3 丁目 1-8	06-6723-5511
近畿大学附属高等学校	578-0944	東大阪市若江西新町 5 丁目 3-1	06-6722-1261
東大阪大学敬愛高等学校	577-8567	東大阪市西堤学園町 3 丁目 1-1	06-6782-2881
ピーエル学園高等学校	584-8555	富田林市大字喜志 2055	0721-24-5132
初芝富田林高等学校	584-0058	富田林市彼方 1801	0721-34-1010
大阪暁光高等学校	586-8577	河内長野市楠町西 1090	0721-53-5281
清教学園高等学校	586-8585	河内長野市末広町 623	0721-62-6828
上宮太子高等学校	583-0995	南河内郡太子町太子 1053	0721-98-3611
阪南大学高等学校	580-0022	松原市河合 2-10-65	072-332-1221
大阪体育大学浪商高等学校	590-0459	泉南郡熊取町朝代台 1-1	072-453-7001
帝塚山学院泉ヶ丘高等学校	590-0113	堺市南区晴美台 4-2-1	072-293-1221
東大谷高等学校	590-0111	堺市南区三原台 2 丁目 2-2	072-289-8069
精華高等学校	599-8245	堺市中区辻之 1517	072-234-3391
利晶学園大阪立命館高等学校	599-8125	堺市東区西野 194-1	072-235-6400
大阪商業大学堺高等学校	599-8261	堺市中区堀上町 358	072-278-2252
賢明学院高等学校(※)	590-0812	堺市堺区霞ヶ丘町 4-3-30	072-241-1679
近畿大学泉州高等学校	596-0105	岸和田市内畑町 3558	072-479-1231
清風南海高等学校	592-0014	高石市綾園 5 丁目 7-64	072-261-7761
羽衣学園高等学校	592-0003	高石市東羽衣 1 丁目 11-57	072-265-7561

※賢明学院高等学校は、全日制・通信制を併置

大阪府知事が認可している学校法人立高等学校の一覧〔通信制〕

学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号
向陽台高等学校	567-0051	茨木市宿久庄 7 丁目 20-1	072-643-6365
長尾谷高等学校	573-0163	枚方市長尾元町 2 丁目 29-27	072-850-9111
大阪つくば開成高等学校	530-0043	大阪市北区天満 2-2-16	06-6352-0020
英風高等学校	553-0006	大阪市福島区吉野 4-13-4	06-6464-0668
天王寺学館高等学校	547-0041	大阪市平野区平野北 1-10-43	06-6795-1860
YMCA 学院高等学校	543-0073	大阪市天王寺区生玉寺町 1-3	06-6779-5690
東朋学園高等学校	543-0017	大阪市天王寺区城南寺町 7-28	06-6761-3111
八洲学園高等学校	593-8327	堺市西区鳳中町 7 丁 225-3	072-262-8281
秋桜高等学校	597-0002	貝塚市新町 2-10	072-432-6007
神須学園高等学校	596-0076	岸和田市野田町 1-7-12	072-493-3977
賢明学院高等学校(※)	590-0812	堺市堺区霞ヶ丘町 4-3-30	072-241-1679
近畿大阪高等学校	599-0232	阪南市箱作 1054 番 1	072-476-5351

※賢明学院高等学校は、全日制・通信制を併置

大阪府知事が認可している株式会社立高等学校の一覧〔通信制〕

学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号
ルネサンス大阪高等学校	530-0012	大阪市北区芝田 2 丁目 9-20	06-6373-5900

資料 10 私立高等学校等の授業料無償化制度について

以下の内容は令和7年度のもので、最新の情報は大阪府のWEBページ（右記二次元コード参照）でご確認ください。



これは新制度とよばれるものです。

令和7年度
新制度用（府内校）

令和7年度私立高校等新2・3年生の生徒・保護者のみなさんへ

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度について

【国】高等学校等就学支援金・高校生等臨時支援金 【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金



©2014 大阪府もずやん

■授業料無償化制度の趣旨

大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、【国】高等学校等就学支援金及び高校生等臨時支援金（以下「就学支援金等」）と併せて【大阪府】私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、保護者等が負担する授業料を無償化するものです。

■授業料無償化制度の内容（新制度）

①就学支援金等（国制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、月額9,900円（年額118,800円）又は月額33,000円（年額396,000円）が支給されます。

《通信制高校》

単位制の場合、保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算額に応じて、1単位あたり4,812円又は1単位あたり12,030円が支給されます。

※就学支援金は、年間30単位、通算74単位が上限

※高校生等臨時支援金は、年間24単位が上限

毎月1日に在学する生徒が対象となり、補助金は大阪府から私立高校等へ振り込まれます。

【就学支援金等の支給額】 在学する私立高校等の授業料額が上限となります。

モデル世帯（※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額（※2）	全日制高校 専修学校高等課程等	通信制高校 （単位あたり授業料）	通信制高校 （定額授業料）
590万円未満	154,500円未満	月額33,000円 （年額396,000円）	1単位あたり 12,030円	月額24,750円 （年額297,000円）
910万円未満	304,200円未満	月額 9,900円 （年額118,800円）	1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額118,800円）
910万円以上※3	304,200円以上	月額 9,900円 （年額118,800円）	24単位まで 1単位あたり 4,812円	月額 9,900円 （年額118,800円）

※1 保護者等のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯

※2 保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

※3 高校生等臨時支援金を支給

②授業料支援補助金（府制度）

大阪府内在住の生徒・保護者等が対象

【受給要件】

- ・ 国の就学支援金等を受給していること（※1）
- ・ 受給する月の1日時点で原則として生徒と保護者等全員が大阪府内に在住していること（※2）
- ・ 受給する月の1日時点で「就学支援推進校（※3）」に在籍していること

※1 就学支援金の支給期間上限（全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月）と支給単位数上限（単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位）の範囲内で授業料支援補助金の支給対象となります。

※2 生徒又は保護者の一方が府外に在住していても対象となる場合があります。詳しくは4ページの「その他留意事項」9・10を参照してください。

※3 大阪府ホームページに就学支援推進校の一覧を掲載しています。

■授業料支援（①就学支援金等＋②授業料支援補助金）の内容（新制度）

《全日制高校・専修学校高等課程等》

- 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料（年間63万円）を上限に補助金が交付されます。

※授業料等が年間63万円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※授業料等が年間63万円を超える学校の場合は、

下表のA・Bランクに該当する世帯については、63万円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

下表のC・Dランクに該当する世帯については、63万円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金等・授業料支援補助金の所得区分と年間支給額】

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金等（国）と 授業料支援補助金（府）の 支援額の計	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	630,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満		0円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		63万円を 超える額
Dランク	910万円以上	304,200円以上		63万円を 超える額

《通信制高校》（単位あたり授業料の学校）

- 保護者等全員の所得に関係なく、就学支援金等と合わせて標準授業料（1単位あたり12,030円）を上限に補助金が交付されます。

※1単位あたりの授業料等が12,030円未満の学校の場合は、その額が補助上限となります。

※1単位あたりの授業料等が12,030円を超える学校の場合は、

下表のAランクに該当する世帯については、12,030円を超える額は私立高校等に負担していただきますので、保護者等の授業料額負担は0円となります。

下表のB・Cランクに該当する世帯については、12,030円を超える額は保護者負担となります。

【就学支援金等・授業料支援補助金の所得区分と1単位あたり支給額】

1単位あたりの授業料が10,000円、年間の施設整備費が70,000円の場合

所得区分	モデル世帯 （※1）の 年収めやす	課税標準額×6% －調整控除額 （※2）	就学支援金等（国）と 授業料支援補助金（府）の 支援額の計	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	12,030円	0円
Bランク	910万円未満	304,200円未満		12,030円を 超える額
Cランク	910万円以上	304,200円以上		12,030円を 超える額

- ※1 保護者等のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯
 ※2 保護者等全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算）」の合算

■課税標準額・調整控除額の確認方法

課税証明書等の様式は市町村によって異なり、課税標準額や調整控除の額の記載がない場合があります。

詳しくは市町村民税を納税している市町村へお問い合わせください。

マイナンバーカードを発行している場合は、「マイナポータル（※）」からも確認できます。

※マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。行政機関などが持っている自分の特定個人情報を確認することができます。

課税証明書の場合（例）

<課税標準額>

例 1

課税標準額	円
-------	---

例 2

課税標準額（総合分）	円
課税標準額（分離分）	円

例 3

課税総所得金額	円
上記以外の課税所得金額	円

<市町村民税の調整控除額>

	市民税	府民税
調整控除	円	円

特別徴収税額の決定（変更）通知書の場合（例） ※ 学校への提出書類としては使用できません

課税標準	総所得	山林所得	分給短期譲渡	分給長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
------	-----	------	--------	--------	--------	-----------	------

この合計額が「課税標準額」

所得控除	市町村民税の調整控除額	扶養親族等該当区分	本人該当区分
------	-------------	-----------	--------

（備考）

調整控除：市〇〇〇円 府〇〇〇円

※記載がない場合もあります。

■申請に必要な提出書類

就学支援金等・授業料支援補助金を受けるためには、私立高校等で申請手続きが必要です。

学校の案内に従って、以下の書類を提出してください。

○就学支援金等（令和6年度に申請を行っていない場合は4月頃）

- ・ 受給資格認定申請書（申請書様式は学校から配布されます。）
- ・ 保護者等全員の所得を確認する書類
→ マイナンバーを確認する書類 または 課税証明書等

勤務先から配布される「市（町村）民税・府民税特別徴収税額の決定通知書」については、所得確認書類として提出できませんので、お住まいの市町村にて課税証明書の交付を受けてください。

○授業料支援補助金・高校生等臨時支援金（7月頃～）

- ・ 授業料支援申請書（申請書様式は大阪府内に住所がある生徒に学校から配布されます。）
- ・ 申請意向及び同意書

- ※ 授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行いますので、授業料支援補助金の申請のために、保護者等全員の所得を確認する書類を改めて提出する必要はありません。
- ※ その他、世帯の状況により、別途書類の提出が必要になる場合があります。
詳しくは、お通いの学校の案内に従ってください。

■ その他留意事項

1. この制度における保護者とは、生徒の「親権者」を指します（生徒との同居、別居は問いません）。親権者がいない場合など、特別な事情がある場合は学校へご相談ください。
2. 所得区分については、保護者等全員の所得に基づき毎年度判定します。（申請時及び毎年度7月）
3. 税の更正や大阪府外への転居、離婚等による保護者等の変更等があった場合は、支給額が変わることがありますので、速やかに学校へ連絡してください。
4. 保護者等のうち一方（またはひとり親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合は、日本国内に在住している保護者等の市町村民税を確認し、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））が支給されます。また、仕事等のやむを得ない事情により海外在住となっている場合は授業料支援補助金も対象となります。保護者等全員（両親）が海外に在住しており、市町村民税が課税されない場合、就学支援金基礎額（月額9,900円（通信制高校は1単位あたり4,812円））のみ支給され、就学支援金の加算分と授業料支援補助金については支給対象外となります。
5. 就学支援金等は授業料のみ、授業料支援補助金は授業料と全ての生徒が一律で納付するもの（施設整備費等の経常的納付金）が支援の対象です。入学金や教科書代、修学旅行費など、授業料以外の納付金は、支援の対象外です。
6. 授業料の還付や相殺（差し引き）の方法は、私立高校等によって異なります。詳細は学校の事務室にお問合せください。
7. 私立高校等が独自に実施する奨学金や減免制度が適用される場合は、支給額が減額されることがあります。
8. 生徒と保護者等全員が各月1日に大阪府内に住所がない場合は、その月の授業料支援補助金は支給されません。
9. 保護者等のうち一人が、勤務先の命令により他府県に単身で赴任せざるを得なくなった場合は、辞令の写し等を申請書類に添付することで、大阪府内在住とみなすことができます。また仕事・介護・入院等のやむを得ない事情により保護者等のうち一人が府外に住所を移す場合も大阪府内在住とみなせる場合がございます。必要書類等については学校の事務室へご相談ください。
10. 保護者等が府内在住であるが、生徒が進学のため他府県の寮に入ったり、親戚宅へ下宿する場合は大阪府内在住とみなすことができます。
11. 生徒が私立高校等を転退学した場合、在学期間中の要件を満たす月について授業料支援補助金が支給されます（就学支援金等は、各月1日に在学する生徒が支給対象となります。）。
12. 無償化制度の対象であっても、令和7年度の経過措置期間については一部授業料等の納付が必要になる場合があります（授業料等の納付が困難な場合は、在学する学校の事務室にご相談ください。）。
13. 私立高校等に在学中、保護者等の失職や病気などにより家計が急変し、授業料の納付が困難になったときは、別途、就学支援金（家計急変世帯に対する支援）及び授業料減免補助金（授業料の減免制度）の対象となる場合があります。詳細については大阪府ホームページを参照いただくか、学校の事務室にお問い合わせください。
14. この制度は、令和7年度の高校2・3年生に適用されます。



©2014 大阪府もずやん

■ 詳細については大阪府ホームページに掲載しています。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

【制度に関する問い合わせ先】

大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

大阪府 教育庁 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館10階

電話：06-6941-0351（代） FAX：06-6210-9276

※申請書類の提出期限や授業料の還付・相殺の時期については各私立学校へお問い合わせください。

ホームページは、携帯・スマートフォンからでもご覧いただけます



公立・私立高校ともに 授業料等が“完全無償化”

- ★ 所得要件なし
- ★ 子どもの人数要件なし

※ 大阪府に在住している等要件を満たす必要があります。
※ 私立高校等の場合は、就学支援推進校である必要があります。



進学予定の私立高校が無償化対象か、こちらでチェック!



全日制高校・通信制高校



高等専修学校・各種学校

大阪府 就学支援推進校

高校授業料無償化 よくある質問



高校の費用は一切かからないんですか?

入学金や制服代、修学旅行積立金等は無償ではありません。
入学時に必要な費用でお困りの場合は、
大阪府育英会の無利子貸付制度の活用をご検討ください。
※予約募集の申込締切:令和7年10月上旬頃(学校により異なります)



高校に入学すれば、授業料無償化の手続きは不要ですか?

国の就学支援金と府の授業料支援補助金の申請が必要です。
学校から案内があるため、入学後に手続きを行ってください。



他府県の私立高校への進学を考えています。
授業料は無償になりますか?

近畿1府4県の高校等のうち、就学支援推進校であれば
無償化制度の対象です。上記のQRコードから確認してください。



通信制高校も授業料は無償ですか?

通信制高校についても、就学支援推進校であれば
無償化制度の対象です。上記のQRコードから確認してください。



お問い合わせはこちら

府民お問い合わせセンター ピピっとライン
06-6910-8001

詳細はウェブサイトで!

大阪府 就学支援推進校



私立高校等



公立高校等

資料 11 令和 7 年度高等学校等奨学のための給付金制度について（国公立・私立）

※以下の内容は、令和 7 年度のものであります。令和 8 年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。

■制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません。）

■支給の要件

申請年度の 7 月 1 日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の申請年度の市町村民税所得割及び道府県民税所得割が非課税（0 円）、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または大阪府高等学校等学び直し支援金の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象となります）
- ⑤ 生徒が、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学していること
 - ※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県へ奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。
 - ※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象となりません。
 - ※ 市町村民税所得割及び道府県民税所得割が課税されている世帯で、家計急変により、収入が市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税に相当すると認められる世帯については、別途家計急変世帯向けの支援があります。

■給付金額

対 象 生 徒 の 区 分		給付金額（令和 7 年度）	
		国公立	私 立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 （全日制・定時制・通信制とも同額）		32,300 円	52,600 円
申請年度の市町村民税所得割 及び道府県民税所得割非課税世帯	全日制または定時制 に在学する生徒	143,700 円	152,000 円
	通信制・専攻科に在学する生徒	50,500 円	52,100 円
申請年度の市町村民税所得割 及び道府県民税所得割 105,500 円未満世帯	専攻科に在学する生徒	10,100 円	10,420 円
申請年度の市町村民税所得割及び 道府県民税所得割 264,500 円未満 かつ 3 人以上の子を扶養する世帯	専攻科に在学する生徒	10,100 円	10,420 円

※ 扶養関係は、申請年度の 7 月 1 日時点の状況を扶養誓約書等により確認します。

■申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年 7 月（令和 7 年度の私立は 9 月）に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。生徒が国公立の高等学校等及び大阪府が認可する私立高等学校等に在学する場合は、学校で受給申請書を配付しますので、学校を通じて提出してください。生徒が大阪府以外の都道府県が認可する私立高等学校等に在学する場合は、大阪府私学課のホームページから受給申請書をダウンロードし、大阪府教育庁私学課へ郵送により提出してください。

■給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、国公立の高等学校等及び大阪府が認可する私立高等学校等については、12 月末頃を目途に指定された保護者等の預金口座に学校から振り込む予定です。大阪府以外の都道府県が認可する私立高等学校等については、2 月末頃をめどに保護者等の預金口座に大阪府より振り込む予定です。

ただし、国公立の高等学校等及び大阪府が認可する私立高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【お問い合わせ先】大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001 FAX：06-6910-8005

大阪府ホームページ「国公立」<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

「私立」https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/syougaku_kyuuhu.html

資料 12 高校等進学のための奨学金等制度について

※以下の情報は、令和7年4月現在のものです

- 高校等へ進学する際には、入学金や制服代等を納付する必要があります。
- 高校等への進学にあたり、次のとおり奨学金や貸付金の制度があります。
- 概要のみ記載していますので、詳細については、各機関、市町村等に直接ご確認ください。

1 大阪府育英会奨学金

名称・問い合わせ先	資 格	貸 付 額
大阪府育英会奨学金貸付 公益財団法人大阪府育英会 電話(06)6357-6272 https://www.fu-ikuei.or.jp 	保護者（父母等）が大阪府民であって、下記所得基準（保護者所得合算）を満たし、高等学校等に進学を希望、又は在籍する生徒の方 - 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。 - 永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者 (※1)年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。実際は、以下の算式により算出された額（保護者合算）により判定します。	下記[貸付限度額(年額)]の範囲内で希望する額[1万円単位]（無利子） ◎申請時期 ・予約募集（奨学金・入学時増額奨学金とも） 中学校3年生の9月上旬～10月上旬頃で各学校が定める期間 ・在学募集（奨学金のみ(※2)） 高校等在学中の4月中旬～5月上旬頃で各学校が定める期間 (※2)入学時増額奨学金は、進学後に申込みできません。
【奨学金】	【所得基準】 以下の【算式】により算出された額が次のとおりであること。 【算式】 市町村民税の課税標準額×6% －市町村民の調整控除の額 (政令指定都市に市市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額) 1 国公立・私立とも 251,100円未満 (年収めやす(※1)800万円未満) 2 私立のみ 251,100円以上347,100円未満 (同800万円以上1,000万円未満)	【貸付限度額】 1 国公立・私立とも 授業料実質負担額(※3)＋その他教育費10万円 (授業料実質負担額が実質無償となる場合は、10万円) 2 私立のみ 24万円 (授業料実質負担額(※3)が24万円を下回る場合は、その額が上限。府内の私立高校生を含む2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。) (※3)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。
【入学時増額奨学金】	【所得基準】 国公立・私立とも 上記の算式により算出した額が 251,100円未満(同800万円未満)	【貸付限度額】 国公立：10万円以内（通信制課程も同額） 私立：37万円以内（通信制課程は27万円以内） ※私立の場合、タブレット等ICT関連費用の負担がない場合は30万円（通信制課程は20万円）です。

返還された奨学金は、後輩たちの奨学金の資金となります。約束どおりの返還が困難な場合は、速やかに大阪府育英会にご連絡ください。

2 その他の奨学金・貸付制度（主なもの）

名称・問い合わせ先	資 格	貸 付 額
市町村の奨学金 お住まいの市町村	奨学金制度の有無・内容等については、直接お住まいの市町村にお尋ねください	
生活福祉資金貸付制度教育支援資金（教育支援費・就学支度費） (社福)大阪府社会福祉協議会 http://www.osakafusyakyō.or.jp 電話(06)6762-9474 	- 大阪府内に居住していること（居住地と住民票が一致していること。） - 他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 - 在留資格が特別永住者、永住者、定住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、永住が確実に見込まれること (他の制度による貸付が可能な場合には、他の制度を優先して活用していただくことになります。)	- 教育支援費（月額）（無利子） 高校 … 35,000円以内 ※特に必要と認める場合に限り1.5倍の額まで引き上げ可能 - 就学支度費（無利子） 500,000円以内 ※就学支度費の受付期限は入学した月末です。 ◎居住地の市町村社会福祉協議会への事前相談が必要です
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支度資金） 子を扶養する親が居住する市区町福祉事務所等（福祉事務所の設置されていない町村にお住まいの方は府子ども家庭センター） https://www.pref.osaka.lg.jp/o090130/kateishien/kashitsuke/index.html ※事前の面談等が必要となり、貸付まで時間を要するためお早めにご相談ください。 また、要件により貸付できない場合があります。 	20歳未満の子を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（配偶者の無い女性で、かつて母子家庭の母だった方）等が扶養する子 - 父母のいない20歳未満の児童 ※返済能力を有する母又は父が借主、子が連帯借主として申請。 ※返済能力のある母や父、第三者を連帯保証人に設ける場合は、子自身が借主として貸付申請可能。 ※未成年の子が申請する場合は、法定代理人の同意が必要。	《私立、自宅通学の場合》 ・修学資金：無利子（月額） 高校・専修(高等) … 45,000円以内 高専 … 48,000円以内 (高校授業料実質無償化分は貸付対象外) ・就学支度資金：無利子（入学時のみ） 高校・専修(高等) … 410,000円以内 高専 … 580,000円以内 ※貸付限度額は、国公立・私立、自宅・自宅外等の区分により異なります。 ※大阪府育英会との併用については貸付額に制限があります。 ※必要かつ返済可能な範囲での貸付となります。 ※滞納した場合には、違約金(延滞金)がかかります。

名称・問い合わせ先	資 格	貸 与 額
大阪府公立高等学校 定時制課程及び通信制課程 修学奨励費 府教育庁教育振興室 高等学校課 中央区大手前 3-2-12 電話(06)6941-0351 内線 3433	1. 大阪府の区域内にある公立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学している 35 歳未満の者であること。 2. 経済的理由により著しく修学が困難な者であつて、生徒本人及び保護者（親権者等）それぞれの道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が 85,500 円未満の者であること。また、令和 6 年 4 月 1 日時点で生徒に保護者がいない場合は、当該生徒本人の道府県民税・市町村民税所得割額の合計額が 85,500 円未満の者であること。 3. 経常的収入を得る職業に就いている者であり、原則として年間 120 日以上勤務していること。 4. 大阪府育英会の奨学金の貸与を受けていない者であること。 5. 原則として四年間で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であること（科目の履修状況、修得単位等が一定以上であること。）。	◎貸与額 月額 9,000 円に、申請年度の在学月数を乗じた額を貸与します。（年額 108,000 円） ※ 奨学のための給付金を給付される場合は、上記の貸与額から奨学のための給付金の給付決定額を減じた額が貸与額となります。また、教科用図書購入代金相当分の額を、上記の貸与額に加算する場合があります。 ◎返還免除 1. 高等学校の定時制課程若しくは通信制課程を卒業した場合、又はその他これに準ずると認められる場合 2. 転勤その他やむを得ない理由により退学した場合 3. 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により修学奨励費を返還することが困難であると認められる場合 ◎申請時期 10月上旬～10月下旬（予定） ◎貸与決定時期 12月中旬（予定）
交通遺児育英会奨学金 （公財）交通遺児育英会 フリーダイヤル （0120）521286 https://www.kotsuiji.com	● 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症等で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生（申込時 25 歳までの人） ● 日本国籍を有する者、または、永住者 家計基準 高校・高専 世帯収入が 780 万円以下の方 ※給与以外の所得者の世帯は 360 万円以下の方	・奨学金（月額）（無利子・一部給付あり） 高校・高専・専修学校高等課程 2 万円、3 万円、4 万円から選択（うち一律 1 万円は給付） ・入学一時金（無利子・全額貸与、1 年生時のみ） 高校・高専・専修学校高等課程 20 万円、40 万円、60 万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電 話（0120）77 - 8565 http://www.ashinaga.org/	保護者等が病気や災害（道路における交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または著しい障害（1～5 級）を負い、経済的な援助を必要としている家庭の生徒・学生	・奨学金（月額）（貸与奨学金は無利子） 高校・高専 月額 30,000 円（給付） ・私立高校入学一時金（無利子・予約採用者に限る） 300,000 円（貸与） ・あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金（一時金・高校奨学生で翌年 4 月に短大、専修各種学校に進学予定の人） 300,000 円（給付） ・進学支度一時金（高校奨学生で翌年 4 月に短大、専修各種学校に進学予定の人） 300,000 円（給付） ◎他制度と併用できます
大阪交通災害遺族会 奨学金 （公財）大阪交通災害遺族会 電話（06）6761-5296 http://www.pansy.or.jp/	大阪府内在住で保護者を交通事故で亡くされた交通遺児の方	・入学準備金（無利息） 公立高校・高等専門学校 100,000 円 私立高校・専門学校 200,000 円 ・奨学金（無利息） 毎月最高 2 万円まで ・奨学金返還一部免除制度あり
日本政策金融公庫 （国の教育ローン） コールセンター 電話 （0570）008656 （03）5321-8656 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html	保護者の世帯の年間収入（所得）が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者（事業所得者） 1 人 790 万円（600 万円） 2 人 890 万円（690 万円） 3 人 990 万円（790 万円） 4 人以上 コールセンターにお問い合わせください。 ◎子供の人数が 2 人以下で世帯の年間収入（所得）が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が 990 万円（所得 790 万円）以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	生徒 1 人につき上限 350 万円 利率 年 2.95%（令和 7 年 4 月現在）※ 1 返済期間 最長 20 年※ 2 ※ 1 金利は変更となる事がありますので、最新の金利については、ホームページをご確認下さい。 ※ 2 令和 7 年度予算成立に伴い、返済期間が最長 18 年から 20 年となります。
ヒューファイナンスおおさか高校入学 準備資金融資 府内市町村の進路相談窓口 又は 府教育庁高等学校課 電話(06)6946-7599	・大阪府育英会奨学金の利用（予定）者で、奨学金が貸与される前に入学料や授業料等を支払う必要がある方 ・他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要	60 万円以内 利率 年 2.65%（令和 7 年 3 月現在） ※ヒューファイナンスおおさか 所定金利 ◎事前に市町村の進路相談窓口又は府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループで相談を受けることが必要です

その他の奨学金制度や各制度の詳細については、大阪府教育委員会のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/syogaku201904/index.html> でご覧いただけます。

私立高校等の場合、就学支援金、授業料支援補助金の給付対象となる場合であっても、給付前に納期が到来する授業料等については、いったん納付する必要があります。

【お問い合わせ先】

- 大阪府教育庁教育振興室高等学校課生徒指導グループ
電話(06)6946-7599（平日の午前 9 時～午後 6 時）
- 各市町村の進路相談窓口
お住まいの市町村にお問い合わせください

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりと返還計画を立ててください。

資料 13 特別支援教育就学奨励費制度について（府立支援学校）

※以下の内容は、令和 7 年度のものであります。令和 8 年度以降、制度や支給金額などが変更になることがあります。

■ 特別支援教育就学奨励費とは

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」等に基づいて、支援学校に就学している幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的な負担を軽減し、就学を奨励するため、その負担能力の程度に応じて就学に必要な経費を補助する制度です。

※制度の詳細は、大阪府ホームページに掲載している、「特別支援教育就学奨励費のあらまし」をご覧ください。

【大阪府ホームページ】特別支援教育就学奨励費

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/shushohp/index.html>

■ 支給対象者

府内支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等を対象としています。

■ 補助対象となる経費

教科用図書購入費、学校給食費、通学費・帰省費、職場実習費（交通費・宿泊費）、交流及び共同学習費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入学児童・生徒学用品・通学用品費

※保護者等が実際に負担した経費に応じて支給を行います。定額支給ではありません。また、在籍学部や支弁段階の区分等によって補助対象となる経費や補助限度額が異なるため、保護者等が負担した経費の全額が支給されるわけではありません。

■ 経費の支給基準

特別支援教育就学奨励費は、保護者等の負担能力（世帯全員の収入状況等）に基づき支弁段階の区分を決定し、これに応じて支給されます。支弁段階の区分は、次の 3 段階に分類されます。

支弁段階	補助割合	対象世帯
第 1 段階	補助対象となる経費の全額を支給	所得が生活保護基準の 1.50 倍未満の世帯または生活保護受給世帯（これに準ずる世帯を含む）
第 2 段階	補助対象となる経費の全額又は半額を支給（経費により異なる）	所得が生活保護基準の 1.50 倍以上 2.50 倍未満の世帯
第 3 段階	補助対象となる一部の経費のみ支給	所得が生活保護基準の 2.50 倍以上の世帯

■ 申請の手続き等

支弁区分の判定に必要な書類の提出等、支給にかかる手続は、就学中または就学予定の支援学校を通して行う必要がありますので、就学中または就学予定の支援学校へお問い合わせください。

資料 14 地域若者サポートステーションについて

「進路未定者」を地域とつなぎ、連携した支援を行うための一つの機関として、「地域若者サポートステーション」があります。

15 歳から 49 歳の無業状態の若者等のうち、就職に向けた取り組みへの意欲が認められる若者等とその家族を対象に、大阪府内の 9 つの地域若者サポートステーションで、以下のような支援を行っています。（無料）

1 個別相談

キャリアコンサルタント等による個別相談を行い、若者一人ひとりに合わせた支援メニューを選びます。

メンタル面のサポートが必要な場合は、臨床心理士等による心理カウンセリングを行います。

また、市町村、学校、保健・福祉機関、地域の N P O などとも連携、協働し、必要に応じて適切な支援機関団体等へ誘導することがあります。

2 支援プログラム

コミュニケーションスキルアップのためのワークショップ、就労支援セミナー、職場体験などの多様なプログラムを提供します。これらのプログラムへの参加を通じて「働く」ことに対する自信や意欲の向上をめざします。



☆相談予約受付・相談日時等詳細は、下記ホームページでご確認ください。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/wakamonouenn/index.html>

	所在地・連絡先
大阪府地域若者サポートステーション	【住 所】：大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2 階 【電話番号】：06-4794-9200 【FAX】：06-6232-8581
大阪市地域若者サポートステーション	【住 所】：大阪市西区靱本町 1-16-14 【電話番号】：06-6147-3285
堺地域若者サポートステーション	【住 所】：堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3-1 堺市三国ヶ丘庁舎 5 階 【電話番号】：072-248-2518 【FAX】：072-248-0723 【メールアドレス】：sakai.youth@me-rise.com
とよの地域若者サポートステーション	【住 所】：豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青少年交流文化館いぶき 3 階 【電話番号】：06-6151-3017 【FAX】：06-6151-3037 【メールアドレス】：info-yss@career-bridge.net
三島地域若者サポートステーション	【住 所】：高槻市高槻町 4-17 【電話番号】：072-668-4632 【FAX】：072-668-4632 【メールアドレス】：saposute-mishima@hananokai.info
北河内地域若者サポートステーション	【住 所】：枚方市岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ 1 号館 3 階 305 号室 【電話番号】：072-841-7225 【FAX】：072-841-7225 【メールアドレス】：sapo_info@stepf.org
中河内地域若者サポートステーション	【住 所】：東大阪市高井田元町 2-4-6 岸田興産ビル（2 階受付） 【電話番号】：06-6787-2008 【FAX】：06-6787-2018
南河内地域若者サポートステーション	【住 所】：富田林市常盤町 3-17 リベルタナカ 501 号 【電話番号】：0721-26-9441 【FAX】：0721-26-9445 【メールアドレス】：omk.sapo@crocus.ocn.ne.jp
泉州地域若者サポートステーション	【住 所】：泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター本館 2 階 【電話番号】：072-464-0002 【FAX】：072-464-0154 【メールアドレス】：npo@oyws.com

資料 15 公正な採用選考に係る取組みについて

大阪府商工労働部雇用推進室発行の「採用と人権」は、公正な採用選考の確立に向けて必要となる基本的な考え方やルール等を、事業所向けに編集したものです。の中で、公正な採用選考の基本的な考え方と採用選考における「面接」について記述されている部分を抜き出しました。「面接」の際に、生徒の基本的な人権が十分に尊重されるよう指導の参考にしてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110090/rosei/koseisaiyo/400-saiyo-jinken.html>

また、「OSAKA 人権教育 ABC Part4（大阪府教育センター）」より抜粋し、授業で使えるワークシートも掲載しましたので、ご活用ください。



公正な採用選考の基本的な考え方

(1) 人を人としてみる

世界人権宣言は「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなければならない」と謳っています。

また、日本国憲法は、すべての人に職業選択の自由を保障しています。求職者にとって、「就職」は生活を左右するものであることはもちろん、その労働を通じて社会生活や社会活動に参加し、自己実現を図る極めて重要なものです。

一方、企業にも、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められています。企業における「人（労働力）」の問題も、その事業の盛衰に大きな影響を及ぼし、各々の事業計画や従業員の異動等諸般の情勢に応じ、採用活動を行っていることと思います。

しかし、企業に採用の自由があるからといって、不当な求人条件を出し、選考時に何を聞き、何を書かせてもよいわけではなく、応募者の基本的な人権を侵す採用の自由は認められていません。

自らの人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、すなわち、人を「基本的な人権を有する人」として見る人間尊重の精神が十分あるかどうか、改めて考えてください。

(2) 応募者の持つ適性・能力を基準として採用選考を行う

職業選択の自由、すなわち就職の機会均等は、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるということですが、そのためには、雇用する側が差別のない公正な採用選考を行う必要があります。

採用方針、採用計画のなかで、同和地区出身者、在日韓国・朝鮮人など特定の人を排除してしまうことは、そこに予断と偏見とが大きく作用しているからといえます。また、親の職業や家庭状況等を採用選考のポイントとして考えることは、本人の適性や能力とは関係のないことであり、非合理的な考え方です。

応募者の適性・能力を基準として、客観的な判断により合理的な採用選考が行われなければなりません。

※「同和地区」とは、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（平成 22 年 10 月 1 日改正）において「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義しています。

(3) 応募者に広く門戸を開く

誰にでも欠点や短所がありますが、反面その人にしかない持ち味、活かす価値を持っています。

それぞれの持つ特性を引き出すためには、まず、求人条件に合ったすべての人が応募できる原則が確立されなければなりません。

その上で、応募者の適性・能力を表面的に判断するのではなく、潜在的な能力や採用後の教育訓練による可能性も積極的に見いだすような配慮が大切です。

女性、障がい者、高齢者、外国人などの雇用に関する留意点を念頭に置きながら、応募者が働く意欲と能力を十分に発揮できるような、採用選考システムと職場環境を整備する必要があります。

【面接】就職差別につながるおそれのある質問項目

本人に責任のない事項	本来自由であるべき事項
① 国籍・本籍・出生地に関する事	⑤ 宗教に関する事
② 家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）	⑥ 支持政党に関する事
③ 住居状況に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）	⑦ 人生観・生活信条などに関する事
④ 生活環境・家庭環境などに関する事	⑧ 尊敬する人物に関する事
	⑨ 思想に関する事
	⑩ 「労働組合（加入状況や活動歴など）」・「学生運動など社会運動」に関する事
	⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

などがあります。

※なお、面接時等に上記項目の質問をされた場合、生徒は「学校の指導によりその質問には答えられません」と返答できるよう指導をお願いします。

——不適切な質問内容の具体例——

① 本籍に関する質問

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| X あなたの本籍地はどこですか | X 生まれてから、ずっと現住所に住んでいるのですか |
| X あなたの父さんや母さんの出身地はどこですか | X お盆や年末年始等の休暇中のあなたの帰省先はどこですか |

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

本籍を質問することは、結果的に就職差別につながるおそれがあり、公正な採用選考から同和地区出身者関係者や在日韓国・朝鮮人の人々を排除してしまうことになりかねません。

② 家族構成や家族の職業・地位・収入・資産に関する質問

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| X 家族は、何人ですか | X お父さん（お母さん）がいないようですが、どうしたのですか |
| X 兄弟・姉妹はいますか。あなたは何人目ですか | X お父さん（お母さん）は病死ですか。死因は何ですか。病名は？ |
| X あなたの父さんは、どの会社に勤めていますか。また役職は何ですか | X お父さんが義父となっていますが、詳しく話してください |
| X あなたの家の家業は何ですか | X 離婚の理由は何ですか |
| X あなたの家族の職業を教えてください | X あなたの住んでいる家は一戸建てですか |
| X あなたの家族の収入はどれくらいですか | X あなたの住んでいる家や土地は持ち家ですか、借家ですか |
| X あなたの両親は共働きですか | X あなたのうちの不動産（田畑、山林、土地）はどれくらいありますか |
| X あなたの学費は誰が出しましたか | |
| X あなたの家庭はどんな雰囲気ですか | |
| X あなたは転校の経験がありますか | |

③ 住居とその環境に関する質問

- X あなたの自宅は△△町のどのあたりですか
- X あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか
- X あなたのうちは国道〇〇号線（〇〇駅）のどちら側ですか
- X あなたの自宅付近の略図を書いてください
- X 家の付近の目印となるのは何ですか

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

応募者の適性・能力を中心とした選考を行うのではなく、本人の責任でない事柄で判断しようとしていることです。このことは、前近代的な身分制により形成された部落差別により、教育や就職の機会均等の権利を侵害されてきた人々を排除することにもつながるものです。

住宅環境や家庭の状況を聞くことは、地域の生活水準等を判断することになり、主観的判断に属する事柄です。これらは本人の努力によって解決できない問題を採否決定の基準とすることになり、そこに予断と偏見が働くおそれがあります。

④ 思想・信条、宗教、尊敬する人物、支持政党に関する質問

- X あなたの信条としている言葉は何ですか
- X 学生運動をどう思いますか
- X 家の宗教は何ですか。何宗ですか
- X あなたの家族は、何を信仰していますか
- X あなたは、神や仏を信じる方ですか
- X あなたの家庭は、何党を支持していますか
- X 労働組合をどう思いますか
- X 政治や政党に関心がありますか
- X 尊敬する人物を言ってください
- X あなたは、自分の生き方についてどう考えていますか
- X あなたは、今の社会をどう思いますか
- X 将来、どんな人になりたいと思いますか
- X あなたは、どんな本を愛読していますか
- X 学校外での加入団体を言ってください
- X あなたの家では、何新聞を読んでいますか

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

思想・信条や宗教、支持する政党、人生観などは、信教の自由、思想・信条の自由など、憲法で保障されている個人の自由権に属する事柄です。それを採用選考に持ち込むことは、基本的人権を侵すことであり、厳に慎むべきことです。

思想・信条、宗教などについて直接質問する場合のほか、形を変えた質問を行い、これらのことを把握しようとする企業がありますが、絶対に行うべきではありません。

⑤ 男女雇用機会均等法に抵触する質問

- X （女性だけに）結婚や出産後も働き続けようと思っていますか
※本来、男女問わず上記事項を質問すること自体が、公正な採用選考にも反します。
- X 当社は、女性（または男性）は少なく、また長く働き続けられる仕事ではないが、それでも入社したいと思いますか
- X （男性だけに、または女性だけに）残業は可能ですか、また転勤は可能ですか
※労働条件の事前確認のため、応募者全員を対象に質問することを妨げるものではありません。
- X スリーサイズはどれくらいですか

↑ ◆なぜこのような質問はいけないのか

性別を理由（または前提、背景）とした質問は、男女雇用機会均等法の趣旨に違反する採用選考につながります。

また、男女共に同じ質問をしていても、一方の性については採用・不採用の判断に影響なく、他方の性についてはその返答が採用・不採用の判断要素となるような場合は、採用において性別を理由として差別していることとなります。

ワークシート 面接 —「違反質問」には NO！

(『O S A K A 人権教育 A B C Part 4』(大阪府教育センター) P114 参考)

統一応募用紙が使われるようになって、今では社用紙を使う企業はなくなりました。しかし、その後も採用選考の「面接」において、本人の能力・適性と何の関係もない、いわゆる「違反質問」をする企業が後を絶ちません。

Activity

違反質問をチェック

«企業が聞いてはいけない(差別や人権侵害につながる)と思う質問に☑をつけてみよう。»

- ☐ 早朝からご苦労様でした、今朝は何時頃起きられたのですか？
- ☐ あなたが当社への就職を希望されたのは、どんな理由からですか？
- ☐ あなたのお父さんは、どんな仕事をされていますか？
- ☐ あなたは生まれてからずっと現住所に住んでいるのですか？
- ☐ あなたのセールスポイントはどんなところだと思いますか？
- ☐ あなたの家の収入はどれくらいですか？
- ☐ 朝出勤した時、お茶を出したり机の上を拭いたりする仕事を、女性のあなたにお願いしたいのですが、よろしいですか？
- ☐ あなたの住んでいる家や土地は、持ち家ですか、それとも借家ですか？
- ☐ あなたの尊敬する人物を教えてください。
- ☐ あなたの家の目印になるのは何ですか？
- ☐ 仕事は立ってすることが多いのですが、だいじょうぶですか？
- ☐ お父さん(お母さん)がいないようですが、どうしたのですか？
- ☐ 自分の得意とする学科(科目)は何ですか？
- ☐ 何か特技・資格はお持ちですか？また趣味は何ですか？
- ☐ 結婚しても働き続けますか？また、子どもができたらしめますか？
- ☐ あなたは、何か信仰している宗教がありますか？
- ☐ 今、つき合っている人はいますか？
- ☐ あなたの家は、何新聞をとっていますか？
- ☐ 会社や家庭を訪問し、契約をとったり、品物を販売したりするような場合、初めての人と話をすることが苦になりませんか？
- ☐ 18歳になったら、どの政党に投票したいと思っていますか？
- ☐ 保護者との続柄を教えてください。
- ☐ 1か月に10時間くらい残業がありますが、よろしいですか？
- ☐ お兄さんは、お勤めですか？

面接において、違反質問をされた場合、

「そのような質問には答えないように学校から指導されていますので、お答えできません。」と答えましょう。

そして、その後、必ず学校に報告しましょう。

資料 16 働くときのルールを知ろう ～あなたを守る労働法～

■先生方へ

社会の急激な変化や、産業、雇用環境の大きな変化は、子どもたち自らの将来のとりえ方にも大きな影響を与えています。就職は人生の大きな節目ですが、働くことのイメージを豊かにし、働くことの意義を見出し、意欲を高める必要があります。また、働くために必要な知識をしっかりと身につけておくことは、自身の人権を守り、生活設計など将来の展望につなげるだけでなく、他者の人権を守り、社会に貢献することにもつながります。

一人ひとりが変化の速い社会を生きる社会人として、自分の生き方や働き方を考え、行動できるよう、キャリア教育の推進を図りましょう。

■活用について

本ページでは、働くときのルールについて考える授業を通して、子どもが労働法の存在を知り、働くために必要な知識を学ぶための教材等を提案しています。労働法の中でも子どもが興味を持ちやすい、アルバイトの時給や有給休暇などについて掲載しています。（「ワークシートの参考資料」は教員用を想定していますが、必要に応じて編集して生徒にプリントとして配付することもできます。）

労働法とはなんだろう

労働法といっても、「労働法」という名前の法律があるわけではありません。労働問題に関するたくさんの法律をひとまとめにして労働法と呼んでいます。労働に関しては、たくさんの法的な決まりがあり、その多くは働くみなさんを守るためのものです。

みなさんがアルバイトをしようとする場合や会社に就職しようとする場合、みなさん（働く人、労働者、従業員）と会社等（雇う人、使用者、企業、事業主）との間で、「働きます」「雇います」という約束＝「労働契約」が結ばれます。どういう条件で働くか等の契約内容も労働者と会社等の合意で決めるのが基本です。しかし、この契約を全く自由に結んでよいことになってしまうと、低賃金や長時間労働など劣悪な労働条件のついた、労働者にとって不利な契約内容となってしまうかもしれません。

みなさんが仕事をするときは、仕事の内容や給料、勤務日などの労働条件をチェックして、自分に合った条件の会社で働こうとしますよね。しかし、実際に働き始めて、会社の人が最初に言っていたことと全く条件が違っていたら、困ってしまいます。そこで、そのようなことがないように労働法の中には、労働契約を結ぶときに、使用者が労働者に労働条件をきちんと明示するように義務付けている法律があります。特に重要な労働条件（仕事内容、勤務場所、賃金、休暇など）については、書面で明示しなければならないことになっています。

労働三法について

労働法の中で代表的な以下の3つの法律を「労働三法」と呼んでいます。

「労働基準法」

- ・労働条件や賃金、休暇、解雇などの労働条件を定める。
- ・違反した会社等は、罰則の対象となる。

「労働組合法」

- ・雇う人と働く人が対等に交渉できるようなルールを定める。
- ・具体的には労働組合や団体交渉権などについて規定している。

「労働関係調整法」

- ・働く人と雇う人が争わなくてもいいようにしたり、争いを早期に収めたりするルールを定める。

労働法についての知識を身につけよう

労働法の保護を受ける「労働者」には、正社員だけでなく、派遣社員、契約社員、パートタイム労働者やアルバイトも含まれ、労働法の適用を受けます。労働法について知識を身につけておくことが、みなさんの権利を守ることにつながります。

「働くときのルールを知ろう」ワークシート①

【クイズ】 Q 次の内容が、法律に照らして正しいと思ったら○を、違反していると思ったら×を書きましょう。

問 題	○×
① 中 2（14 歳）が、毎週日曜午前 8 時から午前 11 時までアルバイトをしている。	
② 高 1（16 歳）が、毎週土曜午前 10 時から午後 3 時までアルバイトをしている。	
③ 高 1（16 歳）が、毎週土曜午後 10 時から午前 4 時までアルバイトをしている。	
④「高校生なのでアルバイト料は保護者に渡す」と言われた。	
⑤ 給料が全額払われず、半分は店で販売している商品などで支給される。	
⑥ アルバイトには有給休暇（休んでも給料が支払われる休暇）はないと言われた。	
⑦ 旅行に行くために有給休暇を取ろうとしたらそんな理由で休んでは困ると言われた。	
⑧ 遅刻 1 回につき 1000 円の罰金があると言われた。	
⑨「君はこの会社に合わないから明日から来なくていい」と言われた。	
⑩ 求人広告に「技能系男子（10 人）事務系女子（5 人）募集」と書かれていた。	
⑪ 就職の面接で「女性なので質問しますが、結婚しても仕事を続けますか。」と聞かれた。	
⑫ 道路工事の自動車を誘導する仕事を、夜 10 時から朝 5 時まで 20 歳の女性がやっている。	
⑬ 妊娠していることがわかった。店長に「仕事に支障があるので、辞めてほしい。」と言われた。	

働く上でのトラブルを考えてみよう。

- ☐ 毎日長時間労働で休憩や休日もなく働かされる
- ☐ 「時間内に仕事が終わらないのは能力不足」と言われて、残業しても残業代が一切支払われない
- ☐ 仕事が忙しくて有給休暇を取得させてもらえない
- ☐ 工作中にケガをしたのに、会社はなにも対応してくれない
- ☐ セクハラやパワハラを受ける
- ☐ 合理的な理由もなく、些細な理由でクビになる

«こんなアルバイト、職場は嫌だ！»

働く上でのトラブルに遭遇したら、あなたはどうする？

- ①大人（めうえ）の人に何かを訴えるのは怖いので我慢する
- ②仕事を辞める
- ③保護者や学校の先生、仲の良い先輩（学校・仕事先）に相談する
- ④大人などと一緒に店長や経営者に話しに行く
- ⑤労働組合やユニオンに相談する
- ⑥行政の窓口相談する
- ⑦その他

あなたはどうする？	理由は？
アルバイトだったら ()	
正社員だったら ()	

「働くときのルールを知ろう」ワークシート②

Q 1 次の求人募集には、法律違反があります。その内容を考えてみましょう。

**男性スタッフ
募集(大阪店)
時給 1050 円～
(高校生可)**

[考え]

Q 2 <資料>を参考にして、次の雇用契約の問題点を考えてみましょう。

あなたは、大阪府で時給 1200 円（勤務は、月曜日～金曜日の午前 11 時～午後 8 時、休憩 1 時間）で仕事をしています。今週は社長に頼まれて、木曜日の午後 8 時から金曜日の午前 2 時まで、6 時間の残業をしました。残業後、社長から「残業代は、時給 1200 円×6 時間＝7200 円だけれども、よくがんばってくれたから 9000 円支払ってあげる」と言われました。

<資料：時間外勤務に対して政令で定める割増率>

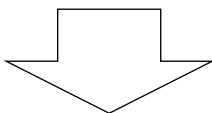
平日の時間外労働……………25%以上

深夜労働……………25%以上（午後 10 時～翌午前 5 時）

法定休日労働……………35%以上

平日時間外＋深夜労働……………50%以上〔時間外（25%）＋深夜（25%）〕

法定休日労働＋深夜労働……………60%以上〔休日（35%）＋深夜（25%）〕



実際に確かめよう！

- ・ 午後 8 時～午後 10 時の残業代 平日の時間外労働で 25%割増だから
1200 円 × (1.25) × 2 時間 = () 円
- ・ 午後 10 時～午前 2 時の残業代 平日時間外 25%＋深夜労働 25%＝50%割増だから
1200 円 × (1.5) × 4 時間 = () 円
- ・ 合計 () 円

→この雇用契約は残業代を正しく支払って（ いる ・ いない ） ！

「働くときのルールを知ろう」ワークシート③

«こんなとき・・・どうなるの?»

Q あなたは、次のような相談を受けました。それぞれに、「ア」か「イ」のどちらかのアドバイスをしてあげてください。どちらが正しいアドバイスでしょうか。また、なぜそう思いますか。

Q 1 わたしは、厳しい就職活動を乗り越え、みごと希望の職種の会社から「採用内定」をもらいました。採用内定をもらったので、就職活動は終了し、予定されていたほかの会社の採用面接もキャンセルしました。ところが、しばらくして採用担当者から連絡があり、「都合で採用内定は取り消します。まだ、正式採用ではないので問題はありません。」と言われました。その会社への就職はあきらめるしかないのでしょうか。

ア. はい、あきらめるしかないです イ. いいえ、あきらめてはいけません

⇒そう思う理由

Q 2 わたしは、仕事中に機械を使った作業をしていました。気をぬいていたわけではありませんが、動いている機械に指が触れ、ケガをしてしまいました。上司からは、「集中していないからケガをするのだ。君の責任だから病院の治療費は自分で払いなさい。」と言われました。治療費は自分で支払わなければいけませんか。

ア. はい、支払わなければいけません イ. いいえ、支払わなくていいです

⇒そう思う理由

Q 3 わたしは、仕事の内容と給料（月額 20 万円）、勤務日（週休 2 日）などの労働条件の両方に魅力を感じて、採用試験を受け、みごと採用されました。給料や勤務日については、書面でもらった「労働条件通知書」にも記載されていましたが、春からその会社で実際に働き始めたところ、仕事は楽しく、やりがいを感じるのですが、給料は月額 15 万円、休日は各月に 2 ～ 3 日しかありません。おかしいとは思うけど、一人で会社に訴えに行く勇気はありません。仕事は楽しいし、給料や休日が少ないことぐらいは我慢しなければいけませんか。

ア. はい、それぐらいは我慢しましょう イ. いいえ、我慢する必要はありません

⇒そう思う理由

コラム「気を付けようブラックバイト」

本来、学生の本分である学業と生活補助のためのアルバイトとの適切な両立が求められています。

「ブラックバイト」と呼ばれるアルバイトの雇い主は… 下の項目をチェック！

- ☐ 採用時に約束した以上（たとえば週三日と約束したのにそれ以上）のシフト（勤務日）を入れる。
- ☐ 試験の準備期間や試験期間に一方的にシフトを入れる。
- ☐ 「シフトに入れる人が足りない」などの理由で学生を休ませない。
- ☐ 退職を申し出た学生に対し「ノルマ（目標）」や「罰金」を理由に辞めさせない。

このような状況から学生が学業に専念できず留年・退学に追い込まれるケースがあります。

これらのポイントを理解したうえでアルバイトに臨むようにしましょう。

何かあった際はすぐ相談しましょう。相談先は[こちら](#)



大阪府労働相談

「働くときのルールを知ろう」ワークシート④

1.〇〇ハラ？

ニュースなどでよく「〇〇ハラ」という言葉を聞くとありますが、どんな「〇〇ハラ」を聞いたことがありますか？
(※〇〇は2文字とは限りません)

2.職場のハラスメント

(1) []

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの

(2) []

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること。性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること

(3) []

職場において、上司・同僚からの妊娠・出産したことにに関する言動や育児休業等の利用により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者などの就業環境が害されること

■ 次の行為は、いずれも職場での「いじめ・嫌がらせ」の例です。

分類するとすれば、パワーハラスメント [P]、セクシュアルハラスメント [S]、妊娠・出産等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）[M] のどれに当たるでしょうか。記号で答えましょう。

- ① 仕事を与えない、仕事の指示をしない…………… []
- ② 結婚した部下に「育休を取得した者は昇任資格がない」という…………… []
- ③ 人前で大声で怒鳴りながら、「おまえは必要ない」「クビだ」などと言う…………… []
- ④ 上司が部下に、必要もないのに朝まで職場に残れと命令する…………… []
- ⑤ 異性の部下や同僚を食事やデートにしつこく誘う…………… []
- ⑥ 妊娠を報告した部下に「妊娠・出産・育児で休む人を雇う余裕はないので退職しろ」と言う… []
- ⑦ 仕事の失敗や営業成績の低さを執拗に追及する…………… []
- ⑧ 経理担当なのに、一人だけ毎日のように草むしりや倉庫整理をさせる…………… []
- ⑨ 同僚に体のスリーサイズを聞く…………… []

<<解答と解説>>

○ワークシート①

解 答		解 説																																																																
問①X 問②○ 問③X		- 最低年齢：児童（満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの者）を労働者として使用することは、禁止されています。（事業の種類等により例外があります）【労働基準法第 56 条】 - 深夜業の禁止：年少者（満 18 歳未満）を深夜（午後 10 時～午前 5 時）に働かせることは原則として禁止されています。【労働基準法第 61 条】																																																																
問④X 問⑤X		賃金の支払方法：①現金で、②直接本人に、③全額を、④毎月 1 回以上、⑤一定の期日を定めて、支払わなければならないことになっています。【労働基準法第 24 条】																																																																
問⑥X 問⑦X		- 年次有給休暇：年次有給休暇とは、一定の条件を満たせば、休日以外に賃金をもらいながら、自分の希望する日に休みを取ることができる制度です。どの会社にも必ずあるものです。 - 原則として有給休暇は、休養のためでもレジャーのためでも利用目的を問われることなく、取得することができます。（会社の正常な運営を妨げるときを除く）【労働基準法第 39 条】 年次有給休暇の付与日数 ◎一般の労働者、パート・アルバイト労働者<週所定労働日数が 5 日以上または週所定労働時間が 30 時間以上の労働者> <table><tr><th>勤続年数</th><th>6 か月</th><th>1 年 6 か月</th><th>2 年 6 か月</th><th>3 年 6 か月</th><th>4 年 6 か月</th><th>5 年 6 か月</th><th>6 年 6 か月以上</th></tr><tr><td>付与日数</td><td>10 日</td><td>11 日</td><td>12 日</td><td>14 日</td><td>16 日</td><td>18 日</td><td>20 日</td></tr></table> ◎労働日数の少ないパート・アルバイト労働者<週所定労働日数が 4 日以下で、週所定労働時間が 30 時間未満のパート労働者等> <table><tr><th rowspan="2">週所定 労働日数</th><th colspan="7">勤 続 年 数</th></tr><tr><th>6 か月</th><th>1 年 6 か月</th><th>2 年 6 か月</th><th>3 年 6 か月</th><th>4 年 6 か月</th><th>5 年 6 か月</th><th>6 年 6 か月以上</th></tr><tr><td>4 日</td><td>7 日</td><td>8 日</td><td>9 日</td><td>10 日</td><td>12 日</td><td>13 日</td><td>15 日</td></tr><tr><td>3 日</td><td>5 日</td><td>6 日</td><td>6 日</td><td>8 日</td><td>9 日</td><td>10 日</td><td>11 日</td></tr><tr><td>2 日</td><td>3 日</td><td>4 日</td><td>4 日</td><td>5 日</td><td>6 日</td><td>6 日</td><td>7 日</td></tr><tr><td>1 日</td><td>1 日</td><td>2 日</td><td>2 日</td><td>2 日</td><td>3 日</td><td>3 日</td><td>3 日</td></tr></table>		勤続年数	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上	付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日	週所定 労働日数	勤 続 年 数							6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上	4 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日	3 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日	2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日	1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日
勤続年数	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上																																																											
付与日数	10 日	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日																																																											
週所定 労働日数	勤 続 年 数																																																																	
	6 か月	1 年 6 か月	2 年 6 か月	3 年 6 か月	4 年 6 か月	5 年 6 か月	6 年 6 か月以上																																																											
4 日	7 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日																																																											
3 日	5 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日																																																											
2 日	3 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日																																																											
1 日	1 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日																																																											
問⑧X 問⑨X		- 労働契約を結ぶときの禁止事項：使用者は、労働契約の不履行について違約金を定めたり、または損害賠償額を予定する契約をしてはいけません。ただし、実際に損害が生じた場合は、制裁規定制限の範囲内で減給することは可能です。【労働基準法第 16 条・第 91 条】 - 解雇：使用者から一方的に労働契約を解除することをいいます。 - 解雇の手続き：使用者が労働者を解雇するときは、30 日以上前に解雇の予告をしなければなりません。30 日前に満たない解雇予告であれば、その満たない日数分の賃金を支払わなければなりません。【労働基準法第 20 条】 - 解雇理由の合理性：解雇は、使用者がいつでも自由に行えるというのではなく、解雇が客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、労働者をやめさせることはできません。【労働契約法第 16 条】 - 解雇ではなく、強制を伴わない退職働きかけである「退職勧奨」の場合もあります。まずは、解雇なのか退職勧奨なのかを確認すること（できれば書面で）が大切です。																																																																
問⑩X 問⑪X 問⑫○ 問⑬X		- 性別による差別の禁止：募集・採用時や採用後の配置、昇進、職種、解雇などにおいて、労働者の性別を理由として差別的な取り扱いをしてはいけません。 禁止される差別的取扱い例<<求人広告、採用面接>> ・「営業マン」「ウェイトレス」など、男女のいずれかを表す職種の名称で募集すること ・男性についてのみ、または女性についてのみ残業、休日出勤、転勤等が可能かを質問すること ・女性に対してのみ、結婚の予定の有無、子供が生まれた場合仕事を続けるか等を質問すること 【男女雇用機会均等法第 5 条・第 6 条】																																																																
働く上でのトラブルを考えてみよう。（記入例）																																																																		
«こんな職場は嫌だ！» 社員によるえこひいきやハラスメントが多い職場 シフト前後の準備や片付けに時間がかかるのに、バイト代が出ない職場 バイトの直前になって頻繁にシフトが一方的に変更される職場																																																																		
あなたは どうする？		理由は？																																																																
アルバイトだったら（ ② ）		同じような時給のアルバイト先はほかにもあるから。																																																																
正社員だったら（ ③ ）		アルバイトと比べると別の就職先を探すのは大変なのでまずは身近な先輩に相談する。																																																																

○ワークシート② Q 1

- 募集・採用に係る性別を理由とする差別の禁止：会社等は労働者の募集や採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければなりません。ですから「男性スタッフ」募集は、女性に採用の機会を与えていないので法律に違反しています。【男女雇用機会均等法第 5 条】
- 最低賃金：最低賃金には、すべての労働者とその使用者に適用される「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される「特定最低賃金」があり、それぞれ都道府県ごとに決められています。両方の最低賃金が同時に適用される場合には高い方の最低賃金が適用されます。一般的には特定最低賃金の方が高く設定されています。【労働基準法第 28 条及び最低賃金法第 4 条】
- 大阪府の現在（令和 7 年 10 月 16 日以降）の最低賃金は時間額で 1,177 円です。
- 大阪店の求人募集で、時給 1,050 円と掲載することは、前述の法律に違反しています。

○ワークシート② Q 2

- 労働基準法では、原則として 1 日の労働時間を、休憩時間を除き 8 時間以内、1 週間の労働時間を、休憩時間を除き 40 時間以内と定めています。これを法定労働時間といいます。【労働基準法第 32 条】
- 毎週少なくとも 1 日か、4 週間を通じて 4 日以上の日を休ませなければなりません。これを「法定休日」といいます。【労働基準法第 35 条】
- 「時間外労働」とは、法定労働時間を超えて働くことをいい、「休日労働」とは、法定休日に働くことをいいます。「深夜労働」とは、午後 10 時から午前 5 時までの間に働くことをいいます。
- 時間外・休日・深夜労働をした場合は、通常の賃金より割増した賃金が支払われなければなりません。【労働基準法第 37 条】
- 以上のことをふまえ、この日の残業代を計算すると、少なくとも 10,200 円が支払われなければなりません。社長が知ってか知らずしてか支払った 9,000 円では足りないことがわかります。

○ワークシート③

Q1 内定取消し

新規卒業者の採用においては、採用試験の後、実際に入社する日よりかなり前に採用の「内定」をもらうというのが一般的ですが、採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定取消しは解雇に当たります。したがって、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、採用内定取消しは無効となります。【労働契約法第 16 条】

Q2 労災保険

労災保険は、労働者の業務が原因の怪我、病気、死亡（業務災害）、また通勤の途中の事故などの場合（通勤災害）に、国が会社に代わって給付を行う公的な制度です。労働災害が起きたときに労働者が確実な補償を得られるように労災保険制度が設けられています。基本的に労働者を一人でも雇用する会社は加入が義務づけられており、保険料は全額会社が負担します。パートやアルバイトも含むすべての労働者が対象となり、給付が受けられます。【労働者災害補償保険法】

Q3 労働組合

働く者にとって職場には、給料や働く時間、または職場の環境など、様々な不満や問題があることがあります。こうした不満や問題などを、働く者同士がまとまって、使用者と対等に交渉して、改善や要求の実現を図っていくことなどが、労働組合の主な目的です。労働組合は、憲法で基本的な権利が保障されているほか、労働組合法で、その活動の保護などが具体的に定められています。【憲法第 28 条】【労働組合法】

労働組合の組織形態としては、会社ごとに組織される企業別組合が多いですが、その他に会社の枠をこえて一定の地域範囲などで組織され、一人でも加入できる労働組合（合同労組）もあります。

Q3 労働基準監督署

労働基準法に違反していたり、労働契約が守られないときには、最寄りの労働基準監督署に相談すれば、会社に対して指導してくれます。 （労働条件の約束違反、解雇、賃金未払い。労働災害、妊娠・出産・職場環境の改善）

○ワークシート④

1.〇〇ハラ？

ニュースなどでよく「〇〇ハラ」という言葉を聞くとありますが、どんな「〇〇ハラ」を聞いたことがありますか？
（※〇〇は2文字とは限りません） 【例】パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラ、カスハラ、ジェネハラ、アカハラ

2.職場のハラスメント

（１）〔 パワーハラスメント 〕……

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすもの

（２）〔 セクシュアルハラスメント 〕……

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること。性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること

（３）〔 マタニティハラスメント 〕……

職場において、上司・同僚からの妊娠・出産したに関する言動や育児休業等の利用により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者などの就業環境が害されること

■次の行為は、いずれも職場での「いじめ・嫌がらせ」の例です。

分類するとすれば、パワーハラスメント〔P〕、セクシュアルハラスメント〔S〕、妊娠・出産等に関するハラスメント（いわゆるマタハラ）〔M〕のどれに当たるでしょうか。記号で答えましょう。

- ① 仕事を与えない、仕事の指示をしない……………〔 P 〕
- ② 結婚した部下に「育休を取得した者は昇任資格がない」という……………〔 M 〕
- ③ 人前で大声で怒鳴りながら、「おまえは必要ない」「クビだ」などと言う……………〔 P 〕
- ④ 上司が部下に、必要もないのに朝まで職場に残れと命令する……………〔 P 〕
- ⑤ 異性の部下や同僚を食事やデートにしつこく誘う……………〔 S 〕
- ⑥ 妊娠を報告した部下に「妊娠・出産・育児で休む人を雇う余裕はないので退職しろ」と言う…〔 M 〕
- ⑦ 仕事の失敗や営業成績の低さを執拗に追及する……………〔 P 〕
- ⑧ 経理担当なのに、一人だけ毎日のように草むしりや倉庫整理をさせる……………〔 P 〕
- ⑨ 同僚に体のスリーサイズを聞く……………〔 S 〕

■ 参考資料 ◎ 知って役立つ労働法、『『はたらく』へのトビラ〜ワークルール 20 のモデル授業案〜（改訂版）』（厚生労働省）
◎ 働く前に知っておくべき7項目、働く前に知ってほしい7ポイント、働く前に知っておくべき13項目
（大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課） <https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/keihatusahi-refureto/>
◎ O S A K A 人権教育 A B C — 人権学習プログラム — （大阪府教育センター）

資料 17

統一応募用紙の意義について

公正な採用選考と統一応募用紙

大阪府では、これまでから大阪労働局とともに就職差別解消施策を推進し、一定規模の事業所に対して「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに、推進員に対する研修等を実施しています。

厚生労働省による調査では、就職後 3 年以内の離職率は、令和 4 年 3 月の中学校卒が約 54%、高校卒が約 38%となっており、中・高校生の就職指導は、より丁寧さが求められています。ここ数年の中学校卒業者の就職率は 1%に満たず、高くはありませんが、子どもたちが将来就職を考える時に自分の意欲・適性・能力を活かそうとする態度の育成や、自他の人権を大切にすることは、子どもたちの社会的・職業的自立に向けて、きわめて重要なことです。

日本国憲法の理念 日本国憲法第 14 条には『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により、政治的、経済的、または社会的関係において差別されない』と示されています。また、同第 22 条には、『何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する』とあり、自分の考えや信条に従い、自由に進路の選択ができます。職業安定法第 3 条には『何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について差別的取扱を受けることがない。』とあり、本人の資質、能力以外の面で雇用の決定がなされることが無いよう、各種法令で定められているところです。

応募用紙（社用紙）から自他の人権を考える 昭和 40 年代まで採用選考の際に使われていた応募用紙（社用紙）は現在のような統一応募用紙ではなく、企業によって様々でした。記入項目の中には、差別選考につながる様々な項目を設けるなどの問題がある応募用紙もありました。どのような項目を記入することになっていたのか、その一例をワークシート①②で取り上げています。活動を通して、統一応募用紙の意義とともに自他の人権について考えましょう。

指導案 あなたは書ける？「〇〇商事 応募用紙」【ワークシート①、②】

	学習活動	指導上の留意点と支援
導入	【ワークシート①】 就職を希望する「〇〇商事」の採用に応募するという設定で、「〇〇商事 応募用紙」に自分のことを記入する。	- 書けない所、書きたくない所は空欄でよいことを伝える。 - 記入内容には、個人情報等が含まれるので、個人作業とし取扱いに注意する。
展開	「〇〇商事 応募用紙」を実際に書いてみて、書けなかった項目、書きたくなかった項目について考える。 【ワークシート②】 30 の質問事項に対して、会社に必要の人材を採用するために、その項目を聞くことが「はたして必要？」かどうかを個人で考えて記入する。（○…必要、×…不必要、△…わからない） 30 の質問項目から、必要と思う項目を個人で 10 個に絞り、※欄にレ印を記入する。 - 班で相談して 10 個に絞る。 - 班の相談結果と、その理由についてクラス全体に発表する。	- 書けなかった理由、書きたくなかった理由をしっかりと考えられるようにする。 - 友だちの多様な角度からの意見を聞くことで、気づきや考えを深められるようにする。
まとめ	本時をふり返って、意見や感じたことを交流する。	本人に責任のないことで、その人を判断することの不当性、誤りに気づくことができるようにする。

※実施にあたっては、外国籍の生徒や父または母がいない生徒など、さまざまな状況の生徒へ配慮するとともに保護者との連携を密にすることが大切です。

ワークシート① 「〇〇商事 応募用紙」

あなたはかねてから就職を希望していた「〇〇商事」の採用に応募することになりました。
「〇〇商事」に提出する応募用紙に必要事項を記入してください。

履 歴 書				写真 ・ 30×40mm ・ 6ヶ月以内撮影 ・ 上半身制服脱帽	得意な科目		不得意な科目					
ふりがな		性別			性格の長所		性格の短所					
本人名前					愛読書		購読新聞					
生年月日					尊敬する人物							
ふりがな		本人との続柄			支持政党		信仰宗教					
保護者名前		印			友人名前		交友関係	男 女 人 人				
本籍地	府 県	市 郡	町	番地	会社内の知人・先輩							
現住所	府 県	市 郡	町	番地	志望理由							
					希望職種							
年月日	学 歴 ・ 職 歴				家族名前	性別	生年月日	年令	続柄	職業（勤務先）	最終学歴	健康状態
年月日	資 格				住居の実態	持家 ・ 借家		居住地付近の地図				
					家庭の収入	年収 円						
					資産	家屋（ 坪） 田（ 反） 畑（ 反） 山林（ 町）						
趣味・特技					上記の記載に誤りがあった場合は採用を取消されても異存ありません							
クラブ活動					保護者名 印							

ワークシート② 「〇〇商事 応募用紙」の質問項目（抜粋）

応募用紙に記入した後、各項目について感じたことを交流しましょう。

質 問 項 目	必要度 ○×△	※	質 問 項 目	必要度 ○×△	※
1 あなたの名前			16 支持している政党名		
2 あなたの性別			17 あなたの信じている宗教		
3 あなたの生年月日			18 あなたの友人の名前		
4 保護者の名前・続柄			19 あなたの交友関係		
5 あなたの国籍・本籍地			20 会社内の知人・先輩の名前		
6 あなたの現住所			21 あなたが志望した理由		
7 あなたの学歴・職歴			22 あなたの希望の職種		
8 あなたが持っている資格			23 あなたの家族構成		
9 あなたの趣味・特技			24 家族の勤めている会社名		
10 あなたの所属していたクラブ			25 家族の最終学歴		
11 あなたの不得意な科目			26 家族の健康状態		
12 あなたの性格の短所			27 家は持ち家か、借家か？		
13 あなたの愛読書			28 家族の年収		
14 家で読んでいる新聞の名前			29 家や土地などの財産の総額		
15 あなたが尊敬している人物			30 居住地付近の地図		

「統一応募用紙ができるまで」

この項目は必要か？ 自分の希望する会社に就職するために必要な用紙だと言われたら、「空欄があると会社の担当者の人に悪いイメージを与えてしまう」と思い、できるだけきちんと書こうとした生徒がいるのではないのでしょうか。

採用する側にとって、求める人材採用のために、先ほどの応募用紙の項目は、どれも必要な内容だったのでしょうか。

個人の資質や能力と関係のないこと、個人の力ではどうしてもできないことが採用に関係してよいのでしょうか。

新規高卒者の応募用紙は昭和40年代まで、会社独自に作成された社用紙が使われ、その中には「家族構成・職業」はもとより、「家族の死亡状況」や「動産・不動産の資産状況」など、就職差別につながる事項がありました。そして、そのことは、結果として特定の人々を排除することにつながり、実際に就職差別事件が多く発生しました。

以下のような事例も生じました。

——A 社就職差別事件——

1967 年、A 社をある高校生が受験しました。試験後会社から内申書も筆記試験も面接もよい成績であったと高校に伝えられました。ところが、その後会社の人事担当者が家庭調査を行い、高校生が住んでいる地域の評判が悪いという理由で「そういうところからは彼でなくても採らない」と不採用にしました。

社用紙から統一応募用紙へ こうした様々な就職差別が起きていた状況を背景に、「差別的項目を排除した、統一応募用紙を作成しよう」との動きが1970年頃に近畿地方の各高校で起こり、その結果、1971年「近畿統一応募用紙」が策定され、1973年には「全国統一応募用紙」、さらに市販の履歴書についても1974年に日本工業規格（JIS）の履歴書が大きく見直されました。現在は、大阪府商工労働部や大阪府教育庁などによる「公正採用・雇用促進会議」をはじめ、ハローワークの啓発指導の取組みなどにより、「統一応募用紙」「JIS履歴書」は広く普及しています。

また、厚生労働省では「公正採用選考人権啓発推進員」制度を定め、企業に対し、公正な採用選考システムの確立を図ることを求めており、現在、大阪における公正採用選考人権啓発推進員設置事業所数は約2万事業所に至っています。

＜＜統一応募用紙＞＞

履 歴 書		令和 年 月 日現在	写真をはる位置 (30×40mm)
ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (満 歳)		
ふりがな			
現住所	〒		
ふりがな			
連絡先	〒		

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

在籍校	令和 年 月	卒業見込 卒業

職 歴	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	
	平成 年 月	
	令和 年 月	

	取得年月	資 格 等 の 名 称
資 格 等		
校内外の諸活動		
志 望 アピールポイント の ボ イント 機 種 ト		
備 考		

令和7年度に様式が改訂され、「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分離、「趣味・特技欄」の記載は削除、「志望動機 希望の職種」欄に「アピールポイント」が追記されました。

(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)

参考：「㊤職業相談票〔乙〕について」

新規中学校・支援学校中等部卒業者の応募書類については、大阪府では公正採用・雇用促進会議中学校進路保障専門委員会（現在は、公正採用・雇用促進会議中学校・高等学校・他府県関係専門委員会）の協議によって定められた「㊤職業相談票〔乙〕」を使用しています。（他府県からの応募書類については、厚生労働省、文部科学省協議のもとに全国的に決められた「職業相談票〔乙〕」を使用しています。）

本様式については、令和7年度に上記委員会において改訂されました。改訂様式及び変更内容は以下のとおりです。

1 受付番号		応 募 書 類 (㊤ 職業相談票 〔乙〕)		写 真 貼 付
2 (学校名)		ふりがな	4 名 前	
中学校				
3 (安定所名)		5 生年 年 月 日生 (満 歳)		
		公共職業安定所 月日		
6 現住所	ふりがな	(郵便番号)		
		(郵便番号)		
7 学業成績	教科等	所 見	個人内評価による本人の長所 削除項目 ・7身体状況 ・10特技・趣味・運動等	
		教科名から修正		
		必修科目9科目と特別活動・総合的な学習の時間、特別の教科道徳の最大12を記載できるよう行を追加		
8 本人のアピールポイント・推薦事由等	本人の長所 ↓ 本人のアピールポイントに修正	11 特記事項		
		参考事項から修正		
年 月 日		押印削除		
(所在地)				
(郵便番号)		(電話番号)		
中学校長				

